

港区の子ども・家庭支援

令和5年度（2023年度）版 事業概要

港区子ども家庭支援部

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港 区

はじめに

区は、令和3年1月に、令和3年度～令和8年度「港区基本計画」を区の最上位計画として策定し、「誰もが住みやすく、地域に愛着と誇りを持てるまち・港区」の実現に取り組んでいます。この基本計画のもと、子ども家庭支援部は、幼児期の教育、保育、子育て支援のニーズを把握し、幼稚園、保育園、地域子ども・子育て支援事業等の提供体制や質の確保、区の子どもに関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、第2期の「港区子ども・子育て支援事業計画「令和2年度～令和6年度」を個別計画としてとりまとめ、安心して子育てができ、未来を担うすべての子どもたちが健やかに成長できる地域共生社会の実現を目指しています。

令和3年4月に港区立子ども家庭支援センターと、港区児童相談所、港区立母子生活支援施設メゾン・ド・あじさいの3つの施設の複合施設である「港区子ども家庭総合支援センター」を開設し、子どもと家庭が直面する様々な課題にワンストップで対応しています。複合施設のメリットを生かし、妊娠期から児童の自立まであらゆる相談に迅速に対応し、切れ目のない支援を行っています。また、児童相談所設置市となったことにより、港区児童福祉審議会を新たに設置しました。当審議会では、保育所の設置認可、里親の認定、子どもの権利擁護、児童の虐待死亡事例等の検証など、子どもの命と権利を守る重要な事案について、調査・審議を行っています。

区は、これまで強力な待機児童対策を進め、保育定員を大幅に拡大したことで、平成31年（2019年）から待機児童ゼロを達成して以降、本年まで5年連続でゼロを継続しています。令和3年9月に策定した「港区の待機児童ゼロ達成後の新たな課題への対応方針」に基づき、区内の保育需要を注視し、保育定員の管理に取り組むとともに、保育の量的拡大から質の向上に向けた取組を推進しています。

さらに、令和4年1月に就学前児童の全保護者を対象にアンケートを実施し、新たな子育て家庭のニーズに速やかに答えることができるよう、子育て世帯の新たな課題やニーズに対応する支援策をまとめた「みんなと子どもすくすくアクション」を策定しました。

令和5年4月のこども基本法の施行、こども家庭庁の設置等、国の動向を踏まえ、区における子ども施策を全庁横断的に、より一層推進するため、子ども家庭支援部の組織を改正し機能を強化しました。子ども家庭支援部が各部門をけん引し、結婚、出産、子育てを通じて、あらゆる角度から、これまで以上に切れ目のない先進的な子ども・若者施策に取り組めます。幼稚園や保育園等を利用する家庭だけでなく、在宅で子育てをする家庭、特別な支援が必要な子どもやヤングケアラーなどすべての家庭に向けて、さらに悩みや困難を抱える若者への居場所づくりなどについても年齢で途切れることなく、港区ならではの質の高い子育て支援を強力に推進し、子育てするなら港区を実現してまいります。

本書が、港区の子育てや家庭の支援、子どもたちの健全育成に関する取組をご理解いただく一助になれば幸いです。

令和5年8月

子ども家庭支援部

(凡 例)

- 1 実績表は、原則として、過去5年間の実績を掲載しています。
- 2 実績表の数値は、特段の記載がない限り、表示単位未満を四捨五入しています。端数処理をしていないため、合計等が一致しない場合があります。

目 次

総説

港区基本構想について	3
港区基本計画について	4
港区基本計画の政策とSDGsとの関係	6
港区基本計画施策の体系（Ⅲ はぐくむまち）	8
港区の子ども・子育て支援に関する計画の概要	10
保健福祉支援部、子ども家庭支援部、児童相談所の組織図	12
総合支所の組織図	13
子ども家庭支援部事務事業の概要	14
子ども家庭支援部関係施設・港区児童相談所一覧	15
令和5年度民生費当初予算の前年度比較	25
民生費事業別決算（令和4年度・令和3年度）	26

事業

児童施設災害時等緊急メール配信サービス	31	青少年問題協議会	56
子ども・子育て会議	32	青少年対策地区委員会活動支援	57
児童福祉審議会	33	子ども会活動助成	59
児童福祉施設等整備費補助	34	青少年関係団体指導者等賠償責任保険 (ボランティア保険)	60
マッチング事業	35	ひきこもり対策	61
保育所等の指導検査	36	子どもの孤食解消と保護者支援推進事業	62
認可外保育施設の指導検査	37	児童手当・特例給付	63
乳児院等の指導検査	38	児童扶養手当	64
新型コロナウイルス感染症対策 子どもの居所提供事業	39	特別児童扶養手当	66
児童館・子ども中高生プラザ・ 児童高齢者交流プラザ等	43	児童育成手当（育成手当）	67
児童館週末施設開放	46	児童育成手当（障害手当）	68
学童クラブ	47	子ども医療費助成	69
放課GO→クラブ	48	ひとり親家庭等医療費助成	70
高校生の居場所づくり	50	出産費用助成	71
学童クラブ児童見守りシステム	51	コミュニティバス乗車券の発行	72
二十歳（はたち）のつどい	52	都営交通の無料乗車券の交付	73
子ども110番事業	53	結婚支援	74
遊び場対策本部運営	54	エンジョイ・セレクト事業	75
みなとキャンプ村	55	港区子育て応援商品券事業	76
		港区子育て世帯等臨時特別支援事業	77

総

説

港区基本構想について

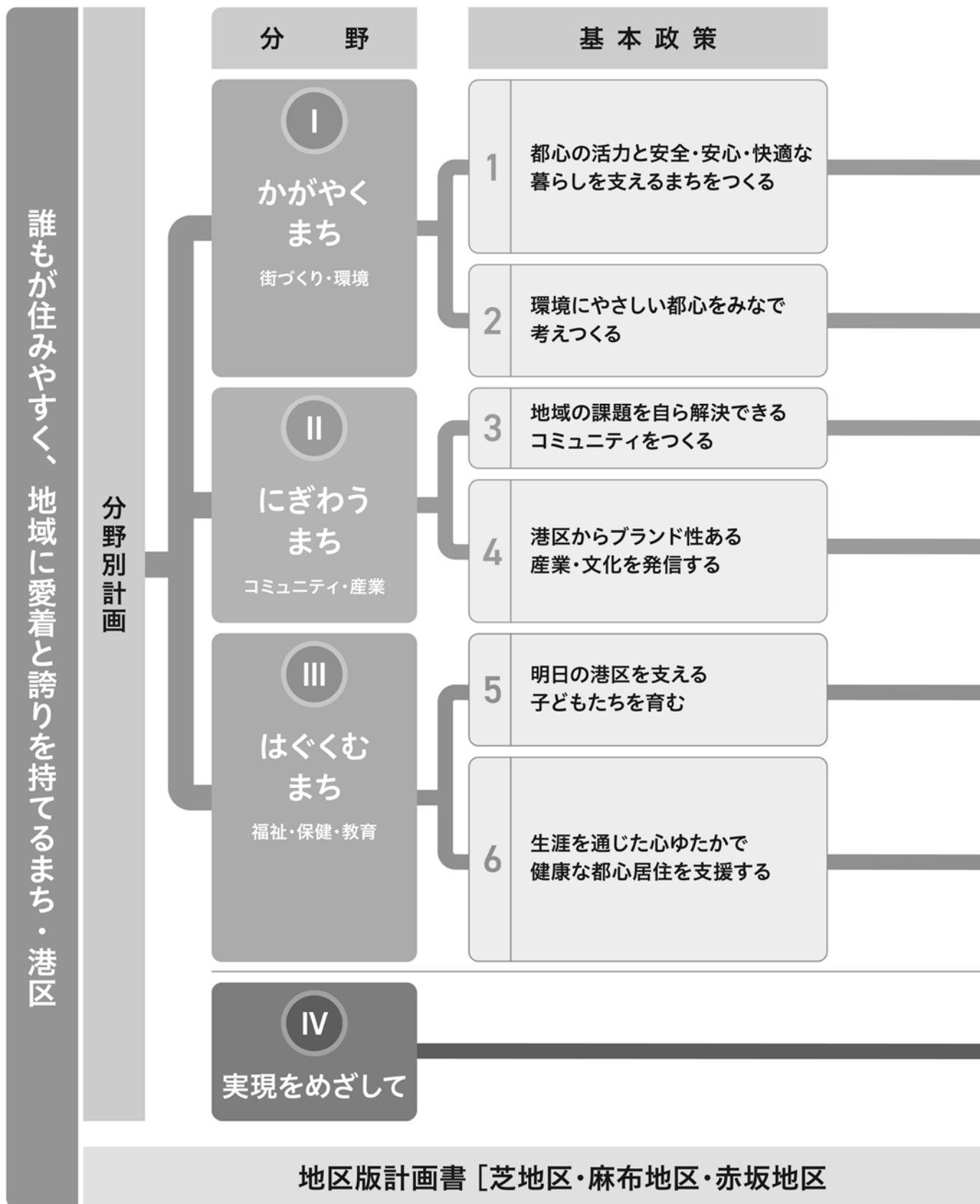
港区基本構想は、自治体の進むべき方向を定めるもので、長期的な展望から港区の将来像を描き、その実現のための施策の大綱を示しています。



港区基本計画について

港区基本計画は、港区の将来像の実現に向けて区が取り組むべき道筋を明らかにするものであり、区政の目標や課題、施策の概要を体系的に示しています。

各分野における区政の方向性を政策として示し、行政サービスを効果的に展開しています。



政 策

- 1 多様な人びとがともに支え合う魅力的な都心生活の舞台をつくる
- 2 世界に開かれた先駆的で活力あるまちの基盤を整備する
- 3 快適な暮らしを支える交通まちづくりを進める
- 4 自助・共助・公助により災害に強い都心づくりを進める
- 5 安全で安心して暮らせる都心をつくる

- 6 持続可能な循環型の都心づくりを進める
- 7 人や生物にやさしい、環境負荷の少ない都心環境をつくる
- 8 環境に対する意識を高め、健康で快適に暮らせる生活環境をつくる

- 9 参画と協働により地域を支える多様なコミュニティをつくる
- 10 豊かな国際性を生かした多文化共生社会をつくる

- 11 伝統と最先端技術が融合した区内産業を支援する
- 12 港区の特性を生かした個性ある商業集積の形成を支援する
- 13 港区ならではの魅力を生かした都市観光を展開する
- 14 豊かで多様な文化に包まれたまちづくりを進める

- 15 健やかな子どもの「育ち」を支える環境を整備する
- 16 子どもの個性、地域の特性を生かす学校教育を実施する
- 17 就学前児童ケアサービスを総合的に推進する

- 18 地域での支え合いと区民の自分らしく自立した地域生活を支援する
- 19 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する
- 20 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する
- 21 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう支援する
- 22 誰もがスポーツを楽しむことができる機会の確保と環境を整備する
- 23 区民の多様な学習活動と誇りと愛着ある郷土意識の醸成を支援する

- 24 先端技術の活用により利便性の高い区民生活を実現する
- 25 平和や人権、多様な価値観を尊重しながら、透明性が高く開かれた区政運営を推進する
- 26 行政資源を効果的・効率的に活用し、先駆的な施策を推進する

港区基本計画の政策とSDGsとの関係

SDGsが掲げる「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、国や地方自治体、企業、教育・研究機関、NPOなど、様々な主体により積極的な取組が展開されています。

SDGsが掲げる目標や方向性は地域課題の解決に資するものであることから、区は、港区基本計画において政策や施策とSDGsとの関連を明らかにし、SDGsの目標を踏まえて区政を推進しています。

SDGsの17のゴール

1 貧困をなくそう 	目標1 貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ	2 飢餓をゼロに 	目標2 飢餓をゼロに 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する	3 すべての人に健康と福祉を 	目標3 すべてのの人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	目標7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	8 働きがいも経済成長も 	目標8 働きがいも経済成長も すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を推進する	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る
13 気候変動に具体的な対策を 	目標13 気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る	14 海の豊かさを守ろう 	目標14 海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する	15 陸の豊かさを守ろう 	目標15 陸の豊かさを守ろう 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転ならびに生物多様性損失の阻止を図る

港区基本計画の各政策と関連するSDGsのゴール

1 多様な人びとがともに支え合う魅力的な都心生活の舞台をつくる	9	11	15	17							
2 世界に開かれた先駆的で活力あるまちの基盤を整備する	3	4	5	6	9	11	13	15	17		
3 快適な暮らしを支える交通まちづくりを進める	3	11	17								
4 自助・共助・公助により災害に強い都心づくりを進める	1	5	6	11	13	17					
5 安全で安心して暮らせる都心をつくる	1	4	10	11	12	14	15	16	17		
6 持続可能な循環型の都心づくりを進める	2	3	4	8	9	11	12	13	14	15	17
7 人や生物にやさしい、環境負荷の少ない都心環境をつくる	4	6	7	8	9	11	13	14	15	17	
8 環境に対する意識を高め、健康で快適に暮らせる生活環境をつくる	3	4	7	11	12	13	14	15	17		
9 参画と協働により地域を支える多様なコミュニティをつくる	11	17									
10 豊かな国際性を生かした多文化共生社会をつくる	3	4	10	16	17						
11 伝統と最先端技術が融合した区内産業を支援する	4	8	9	17							
12 港区の特性を生かした個性ある商業集積の形成を支援する	4	8	9	12	17						
13 港区ならではの魅力を生かした都市観光を展開する	8	12	17								

SDGsとは

平成27(2015)年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された令和12(2030)年までの国際目標で、持続可能な世界を実現するための17の目標から構成されています。環境問題や貧困問題など世界が直面する課題の解決に向けて、先進国・発展途上国を問わず全ての加盟国が目標の達成をめざしています。SDGsはSustainable Development Goalsの略称です。



目標4 質の高い教育をみんなに

すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



目標5 ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る



目標6 安全な水とトイレを世界中に

すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する



目標10 人や国の不平等をなくそう

国内および国家間の格差を是正する



目標11 住み続けられるまちづくりを

都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする



目標12 つくる責任 つかう責任

持続可能な消費と生産のパターンを確保する



目標16 平和と公正をすべての人に

持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する



目標17 パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

14 豊かで多様な文化に包まれたまちづくりを進める	4	11	16	17					
15 健やかな子どもの「育ち」を支える環境を整備する	1	3	4	5	10	11	16	17	
16 子どもの個性、地域の特性を生かす学校教育を実施する	3	4	10	11	16	17			
17 就学前児童ケアサービスを総合的に推進する	3	4	5	17					
18 地域での支え合いと区民の自分らしく自立した地域生活を支援する	1	3	4	8	10	11	17		
19 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する	3	10	11	16	17				
20 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する	3	8	10	16	17				
21 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう支援する	1	3	5	16	17				
22 誰もがスポーツを楽しむことができる機会の確保と環境を整備する	3	4	10	17					
23 区民の多様な学習活動と誇りと愛着ある郷土意識の醸成を支援する	4	11	17						
24 先端技術の活用により利便性の高い区民生活を実現する	9	11	16	17					
25 平和や人権、多様な価値観を尊重しながら、透明性が高く開かれた区政運営を推進する	1	3	4	5	8	10	11	16	17
26 行政資源を効果的・効率的に活用し、先駆的な施策を推進する	4	8	9	11	12	13	15	16	17

港区基本計画施策の体系

港区基本計画 令和3(2021)年度～令和8(2026)年度から抜粋

Ⅲ はぐくむまち（福祉・保健・教育）

5 明日の港区を支える子どもたちを育む

政策（15）健やかな子どもの「育ち」を支える環境を整備する

政策の体系

施策①子どもの健やかな成長を支援する総合的な施策の推進

- 1) 放課後における児童の健全育成の推進 **重点課題5**
- 2) 子ども中高生プラザ・児童館等における児童健全育成機能の充実
- 3) 青少年の健全育成のための支援
- 4) 地域安全体制の確立

施策②子どもの権利擁護を重視した環境づくり

- 1) 「子どもの権利条約」の啓発
- 2) 児童虐待対策等の推進
- 3) いじめセーフティネットコミュニティ事業の推進
- 4) 子どもが相談しやすい体制の充実
- 5) 子どもの意見を反映させた生活環境等の改善
- 6) 里親登録の拡大と支援の充実による家庭養育の推進
- 7) 施設退所後等の自立を支援

施策③支援が必要な子どもと家庭を確実に支える

- 1) ひとり親家庭の自立及び生活支援の推進
- 2) 相談事業の充実
- 3) 子育て情報提供の充実
- 4) ドメスティック・バイオレンス（DV）への対応
- 5) 離婚前後の親への支援

施策④子ども・子育て支援に関するネットワークづくりの推進

- 1) 子育て家庭のネットワークづくりの推進
- 2) 子ども自身のネットワークづくりと地域の世代間交流の促進
- 3) 保育園、幼稚園、子ども中高生プラザ、児童館、小学校での交流・連携
- 4) 行政と家庭、地域、NPO、大学、企業等との連携
- 5) 実習生の受入れとボランティアの活用

施策⑤子どもの未来を応援する施策の推進

- 1) 教育・学習の支援
- 2) 生活環境の安定の支援
- 3) 経済的安定の支援
- 4) 地域で子どもの未来を応援する体制の整備

政策（17）就学前児童ケアサービスを総合的に推進する

政策の体系

施策①保育園待機児童ゼロの継続

- 1) 保育施設の充実 **重点課題5**
- 2) 認定こども園の整備
- 3) みなと保育サポート事業の充実
- 4) 保育施設を円滑に利用できる環境整備
- 5) 大規模開発における認可保育園付置の要請
- 6) 地域型保育事業の実施
- 7) 認証保育所・認可外保育施設入所者への保育料助成の実施

施策②保育園における保育の質の向上

- 1) 指導検査・訪問指導などによる保育の質の向上
- 2) 障害児保育の充実
- 3) 乳幼児期にふさわしい心身の発達を促す保育の推進
- 4) 病児・病後児保育の充実
- 5) 保育園と幼稚園、小学校との連携
- 6) 保育施設における安全確保の推進
- 7) 保育従事職員の確保・定着の支援
- 8) 保育士の業務負担軽減の推進

施策③子育て支援サービスの充実

- 1) 在宅での子育て支援事業の推進
- 2) 生活スタイルの多様化に対応した子育て支援策の充実
- 3) 保健師・助産師等による子育て支援事業の推進

施策④小学校入学前教育の充実

- 1) 幼稚園の受入れ体制の充実
- 2) 地域での子育て支援事業の充実
- 3) 私立幼稚園への支援
- 4) 教員・保育士の指導力の向上

港区の子ども・子育て支援に関する計画の概要

港区子ども・子育て支援事業計画

(令和2(2020)年度～令和6(2024)年度)

■ 計画策定の目的

港区子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援に関する事業を実施するにあたり、幼児期の教育・保育、子育て支援のニーズを把握し、幼稚園、保育園、地域子ども・子育て支援事業等の提供体制や質の確保、区の子どもに関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

■ 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけられ、盛り込む内容が重複する他の法律の規定により策定する計画と一体のものとして策定することが可能なことから、「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」の3つの計画を一体的な計画として策定しています。

■ 計画の期間

本計画の計画期間は、子ども・子育て支援法に基づき、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間です。

なお、次世代育成支援対策推進法は平成27(2015)年度から令和6(2024)年度までの10年間の時限立法であることから、本計画に含まれる市町村行動計画は、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの後期計画です。

また、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく市町村計画も5年間です。

■ 計画がめざす将来像

「安心して子育てができ、未来を担うすべての子どもたちが健やかに成長できる地域共生社会」

■ 計画の基本方針

- (1) 教育・保育施設等の充実
- (2) 地域子ども・子育て支援事業の充実
- (3) 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保
- (4) 子ども・子育て支援の質の確保
- (5) 産後休業及び育児休業後における円滑な事業利用の確保
- (6) 特別な支援が必要な家庭や子どもの施策の充実
- (7) ワーク・ライフ・バランス実現のための環境整備
- (8) 放課後対策の総合的な推進
- (9) 子どもの健全な育成に向けた施策の充実
- (10) 子どもの未来を応援する施策の充実

港区地域保健福祉計画、港区高齢者保健福祉計画、港区障害者計画 (令和3(2021)年度～令和8(2026)年度)

■ 計画の背景と目的

全ての区民が住み慣れた地域で、ライフステージに応じていきいきと安全で安心して暮らし続けることができる、地域共生社会の実現をめざし、保健福祉施策を包括的に推進する計画として「港区地域保健福祉計画」「港区高齢者保健福祉計画」「港区障害者計画」を一体的に策定しています。

■ 計画の位置付け

「港区地域保健福祉計画」は、「港区基本構想」「港区基本計画」の下位計画かつ、「社会福祉法」に定める「市町村地域福祉計画」として位置付け、「健康増進法」に定める「市町村健康増進計画」を包含します。

「港区高齢者保健福祉計画」は「老人福祉法」に定める「市町村老人福祉計画」、「港区障害者計画」は「障害者基本法」に定める「市町村障害者計画」として位置付けます。また、上位計画である「港区基本計画」や、「港区子ども・子育て支援事業計画」等と整合・連携を図っています。

■ 計画の期間

令和3(2021)年度から令和8(2026)年度までの6年間です。計画期間を前期と後期に区分し、3年目となる令和5(2023)年度に見直します。

■ 計画における子ども・子育て分野の重点施策

「港区地域保健福祉計画」等は、子ども・子育て、高齢者、障害者、健康づくり・保健、生活福祉、地域福祉の6分野で構成しています。以下を子ども・子育て分野の重点施策に位置付け、取組を進めます。

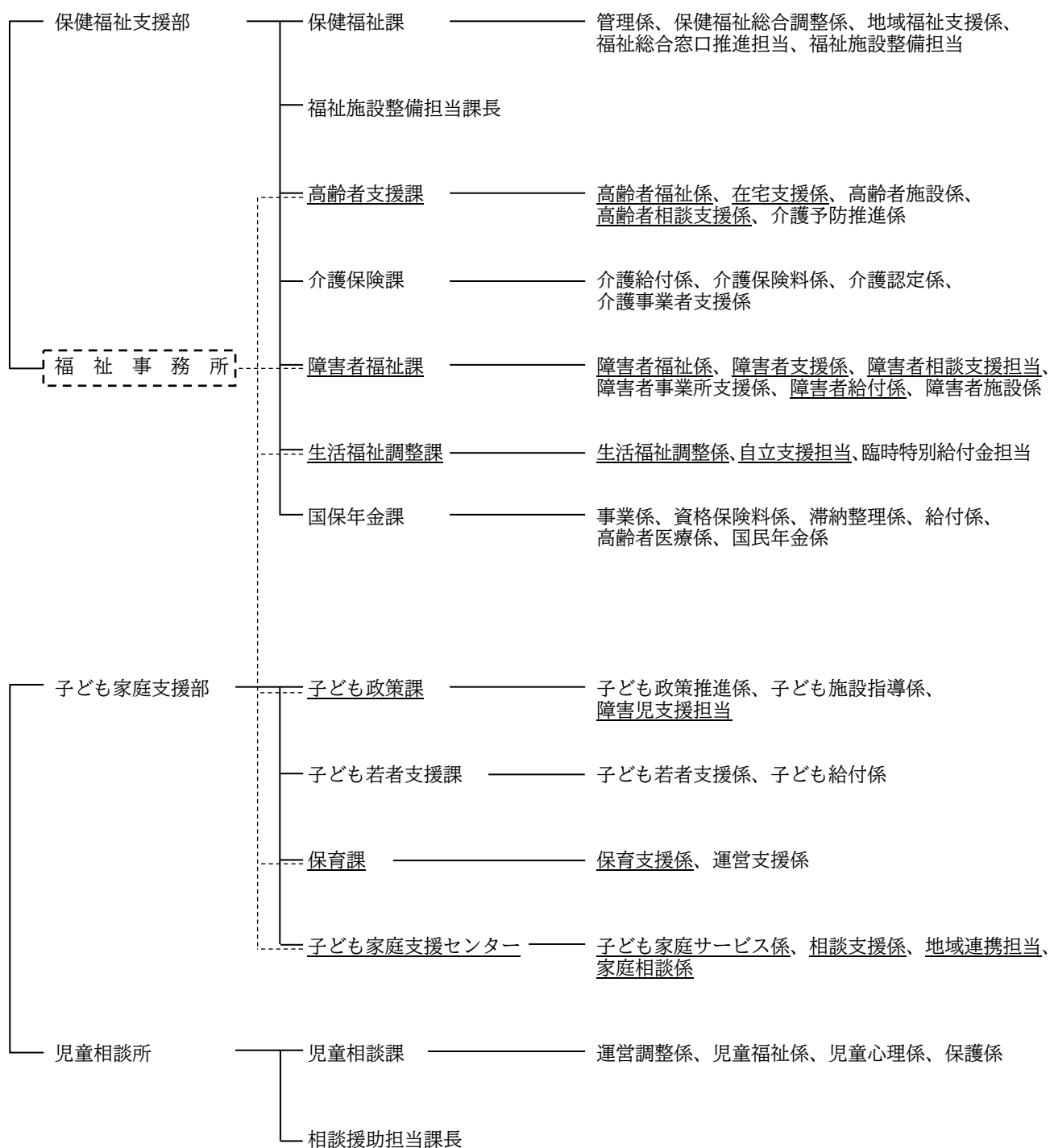
- ・就学前児童の総合的な支援
- ・特別な支援が必要な家庭や子どもの支援
- ・子どもの未来の応援

■ 計画のめざす将来像

誰もが住み慣れた地域で、自分らしく、健やかに、安心して暮らし続けることのできる、支え合いの地域社会

保健福祉支援部、子ども家庭支援部、児童相談所の組織図

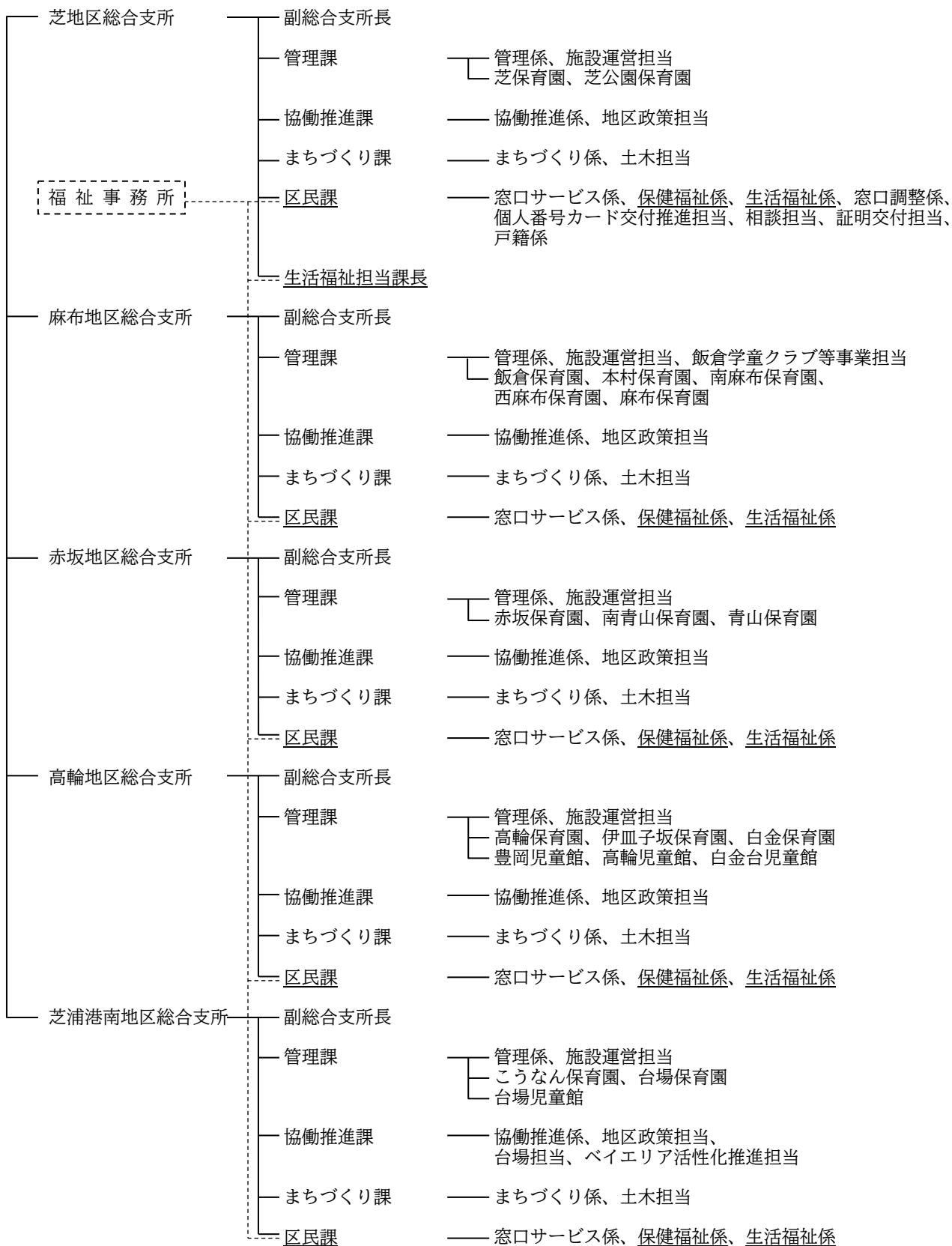
令和5年4月1日現在



※図中の下線のある課・係・担当は、福祉事務所を示します。

総合支所の組織図

令和5年4月1日現在



※図中の下線のある課・係は、福祉事務所を示します。

子ども家庭支援部事務事業の概要

令和5年4月1日現在

課(担当)	係(担当)	担当の事務事業(予算・決算等庶務事務は除く)
子ども政策課	子ども政策推進係	子ども・子育て支援施策の計画・調整、子ども・子育て会議の運営、子育て支援推進会議の運営、児童福祉審議会の運営、児童福祉施設(助産施設、児童発達支援センター等除く)の設置認可等、児童自立生活援助事業者の届出等に関する事、小規模住宅型養育事業の届出等に関する事、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんの許可等に関する事、児童施設災害時等緊急メール配信、保育施設等の配置・計画の調整、保育園及び地域型保育事業等の確認、認可外保育施設の設置に係る届出に関する事等
	子ども施設指導係	保育園及び地域型保育事業等の指導監督、認可保育施設の指導監督、児童福祉施設(助産施設、児童発達支援センター等除く)の指導検査、保育実務の助言、指導、研修、実習等
	障害児支援担当	区内認可保育園及び地域型保育事業等施設の障害児巡回指導、保育カウンセリングの実施における連絡調整と現場巡回、入園内定前の障害児面接、障害児入所協議会開催、保育園受け入れに向けての連絡調整、障害児交流保育の連絡調整等
子ども若者支援課	子ども若者支援係	区立児童館・子ども中高生プラザ・学童クラブの全体調整、放課GO→クラブの全体調整、学童クラブ育成料の徴収事務、学童クラブ児童見守りシステムの管理、児童館会計年度任用職員採用、二十歳(はたち)のつどい、子ども110番事業、遊び場対策本部運営、みなとキャンプ村、青少年問題協議会の運営、青少年対策地区委員会活動支援、子ども会活動助成、青少年関係団体指導者等賠償責任保険、子どもの未来応援施策の計画・調整、子どもの孤食解消と保護者支援事業、高校生の居場所づくり、結婚支援等
	子ども給付係	児童手当、児童育成手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、子ども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成、出産費用助成、エンジョイ・セレクト事業等
保育課	保育支援係	保育園在園管理、保育所統計、保育料徴収事務、一時保育に関する事、延長保育に関する事、病児・病後児保育に関する事、認証保育所・認可外保育施設の保育料助成に関する事、年末保育・休日保育に関する事等
	運営支援係	保育園給食運営管理、区立保育園会計年度任用職員採用、私立保育園・地域型保育事業・認証保育所の運営、居宅訪問型保育事業の助成に関する事等
子ども家庭支援センター	子ども家庭サービス係	子ども家庭支援センターの運営、子育て支援サービスの提供(派遣型一時保育、乳幼児ショートステイ、港区実施事業における一時保育、子育てコーディネーター事業、産前産後家事・育児支援事業等)、子育て支援施設の全体調整(子育てひろば、乳幼児一時預かり、みなと保育サポート)、みなと子育てサポートハウス及びみなと子育て応援プラザの管理、子ども・子育て情報提供(子育てハンドブック、出産・子育て応援メール配信)、母子生活支援施設の管理運営等
	相談支援係	子ども・子育てに係る相談及び調査等に関する事、支援対象児童等の相談及び支援等に関する事、みなと相談ねっこの運営、養育支援訪問、要支援家庭を対象としたショートステイ事業、産後要支援母子ショートステイ事業等
	地域連携担当	要保護児童対策地域協議会の運営並びに関係機関との連携及び調整に関する事、子ども・子育て支援に係る地域活動の支援に関する事等
	家庭相談係 (配偶者暴力相談支援センター)	母子・父子福祉相談、女性福祉相談、DV相談、家庭相談、母子等緊急一時保護、母子生活支援施設入所、ホームヘルプサービス等ひとり親家庭支援事業、母子及び父子福祉資金貸付、離婚前後の親支援事業、DV被害者支援推進事業等

子ども家庭支援部関係施設・
港区児童相談所一覧

※敷地面積は併設施設を含む

※施設名の()は愛称

※R C 造：鉄筋コンクリート

S R C造：鉄骨鉄筋コンクリート

S 造：鉄骨

※区有施設のほか、民有施設・事業実施場所を含む

保育園

(区立) [22園 (分園含む)]

(令和5年4月1日現在)

地区	施設名	所在地・電話	開設年月日	竣工年月	敷地面積	建物構造・延床面積	備考
芝	芝保育園	芝5-18-1-101 TEL (3455)4669	昭和 47.7.1	昭和 48.3	3,333.26㎡	S R C造14階建 1,123.49㎡	みなと子育て応援 プラザPokke併設 (都営住宅内設置)
	芝公園保育園	芝公園2-7-3 TEL (3438)0435	昭和 54.4.1	平成 26.3	1,470.69㎡	S造3階建 2,287.01㎡	
	神明保育園 [指定管理者]株式会社日本 保育サービス [指定期間]H29.4.1~ R9.3.31(10年間)	浜松町1-6-7 TEL (5733)6822	平成 24.9.1	平成 24.7	—	S R C造地下1階 地上8階建 2,496.72㎡	いきいきプラザ・ 子ども中高生プラ ザ併設
麻布	飯倉保育園	東麻布1-21-2 TEL (3583)1786	昭和 39.4.1	平成 19.2	570.74㎡	S造一部S R C造 地下1階地上5階建 1,182.00㎡	学童クラブ併設
	本村保育園	南麻布4-6-7 TEL (3444)2385	昭和 52.4.1	平成 26.5	—	R C造一部S造4階建 1,196.33㎡	いきいきプラザ・ 子ども中高生プラ ザ併設
	南麻布保育園	南麻布4-2-29- 101 TEL (3442)8068	昭和 42.12.1	昭和 42.11	1,278.49㎡	R C造4階建 722.45㎡	都営住宅内設置
	西麻布保育園	西麻布2-13-3 TEL (3409)4924	昭和 46.10.1	平成 26.9	—	S R C造一部R C造、S造 地下1階地上7階建 2,161.14㎡	いきいきプラザ・ 子育てひろば・災 害対策住宅等併設
	麻布保育園	六本木5-16-46 TEL (5545)7135	昭和 26.11.6	平成 26.10	1,969.41㎡	R C造3階建 1,856.40㎡	
	東麻布保育園 [指定管理者] 労働者協同組合 ワーカーズコープ・セン ター事業団 [指定期間] H29.4.1~ R9.3.31(10年間)	東麻布2-1-1 TEL (3584)3811	平成 29.4.1	昭和 42.3	—	R C造一部S造4階建 1,383.55㎡	東麻布二丁目複 合施設内
	元麻布保育園 [指定管理者] 社会福祉法人 春和会 [指定期間] R2.1.1~ R11.3.31(9年3か月間)	元麻布2-14-12 TEL (5422)7338	令和 2.1.1	令和 元.11	2,952.79㎡	R C造一部S造2階建 3,087.72㎡	
赤坂	赤坂保育園	赤坂5-5-26-101 TEL (3583)2156	昭和 53.10.1	昭和 54.4	3,357.67㎡	S R C造地下1階 地上9階建 792.56㎡	都営住宅内設置
	南青山保育園	南青山1-3-15 TEL (3401)1650	昭和 46.2.1	平成 19.3	6,784.48㎡ (青山一丁目 スクエア全体)	R C造地下2階 地上14階建 1,100.00㎡	都営住宅内設置
	青山保育園	北青山3-4-1-101 TEL (3401)1723	昭和 37.12.1	令和 元.10	8,817.98㎡	R C造一部S造 地上20階建 1,178.22㎡	令和2年3月1 日移転 都営住宅内設置
高輪	高輪保育園	高輪3-18-15 TEL (3449)1641	昭和 48.9.1	平成 22.12	1,336.87㎡	R C造一部S造 地下1階地上3階建 1,384.30㎡	児童館・いきいき プラザ併設
	伊皿子坂保育園	三田4-19-30 TEL (3444)7601	平成 25.9.1	平成 25.7	1,118.04㎡	R C造3階建 1,664.82㎡	志田町保育園 (平成25年8月31 日まで)から移転
	白金保育園	白金3-10-12 TEL (3441)5076	昭和 36.4.1	平成 4.5	1,133.84㎡	R C造地下1階 地上3階建 1,320.35㎡	いきいきプラザ・ みなと保育サポ ート併設

地区	施設名	所在地・電話	開設年月日	竣工年月	敷地面積	建物構造・延床面積	備考
高輪	神応保育園 [指定管理者] 株式会社アソシエ・ インターナショナル [指定期間] R5.4.1~ R15.3.31(10年間)	白金6-9-5 TEL (5422)6363	令和 5.4.1	昭和 42.3	—	(本棟)RC造一部S造4階建 (体育館)SRC造2階建 2,130.09㎡	いきいきプラザ・ 学童クラブ併設
	こうなん保育園	港南4-2-3-101 TEL (3450)3800	平成 14.4.1	平成 13.10	2,040.33㎡	RC造一部SRC造6階建 1,185.33㎡	都営住宅内設置
芝浦 港南	台場保育園	台場1-3-6 TEL (5500)2360	平成 8.4.1	令和 4.7	797.25㎡	S造プレハブ2階建 1,226.27㎡	仮設
	たかはま保育園 [指定管理者]株式会社 日本保育サービス [指定期間] H30.4.1~ R10.3.31(10年間)	港南4-3-7 TEL (5781)0255	平成 24.12.1	平成 24.10	—	RC造一部S造地上3階建 2,414.82㎡	港南子ども中高 生プラザ内
	しばうら保育園 [指定管理者] 小学館アカデミー・太平 ビルサービス共同事業 グループ [指定期間]R5.4.1~ R7.3.31(2年間)	芝浦3-1-16 TEL (5232)1130	平成 27.10.1	平成 27.8	3,036.32㎡	RC造一部S造地上6階建 5,944.99㎡	子育てひろばあ っぴい芝浦併設
	しばうら保育園 分園 [指定管理者] 小学館アカデミー・太平 ビルサービス共同事業 グループ [指定期間]R5.4.1~ R7.3.31(2年間)	芝浦1-16-1 TEL (6453)6346	平成 29.4.1	平成 29.2	—	S造一部SRC造、RC造 地下1階地上8階建 446.11㎡	芝浦港南地区総 合支所内

認定こども園

(区立)〔1園〕

(令和5年4月1日現在)

施設名	所在地・電話	開設年月日	竣工年月	敷地面積	建物構造・延床面積	備考
芝浦アイランド こども園 [指定管理者] 公益財団法人東京YMCA [指定期間] H29.4.1~R9.3.31(10年間)	芝浦4-20-1 TEL (5443)7337	平成 19.4.1	平成 19.3	1,800.00㎡	SRC造地下1階 地上4階建 1,832.90㎡	児童高齢者交流プラザ 併設

保育園

(私立)〔62園(分園含む)〕

(令和5年4月1日現在)

地区	施設名	所在地・電話	認可年月日	竣工年月	敷地面積	建物構造・延床面積
芝	アスク芝公園保育園	芝2-12-16 TEL (5439)9398	平成 28.4.1	平成 28.3	338.68㎡	RC造5階建 (1~4階部分) 653.71㎡
	太陽の子三田保育園	三田1-2-18 TTD PLAZAビル 2階 TEL (5439)6390	平成 26.4.1	平成 4.11	1,449.74㎡	SRC造地下1階地上9階建 (地上2階部分) 533.07㎡
	アイグラン保育園 赤羽橋	三田1-3-31 Forecast三田 2階 TEL (6453)9325	平成 25.8.1	平成 21.9	491.40㎡	S造5階建 (2階部分) 387.07㎡
	こころ新橋保育園	新橋6-4-3 ル・グラシエ ルビル7号館 2階 TEL (6432)0941	平成 29.4.1	平成 5.7	2,989.89㎡	SRC造地下1階地上8階建 (地上2階部分) 380.22㎡
	グローバルキッズ 虎ノ門保育園	虎ノ門3-19-13 虎ノ門スピリットビル 3階 TEL (5473)7668	平成 26.12.1	昭和 56.5	742.32㎡	SRC造地下1階地上8階建 (地上3階部分) 470.44㎡
	小鳩ナーサリー スクール浜離宮	浜松町1-3-1 TEL (6432)0123	平成 31.4.1	平成 30.10	5,162.36㎡	RC造一部S造及びSRC造地 下1階地上37階建 (地上2階部分) 195.84㎡

地区	施設名	所在地・電話	認可年月日	竣工年月	敷地面積	建物構造・延床面積
芝	ニチイキッズ芝公園保育園	芝2-1-27 穴水ビル2階 TEL (5765)5075	令和 元. 8. 1	平成 18. 3	916. 73㎡	RC造地上3階建 (地上2階部分) 267. 54㎡
	にじいろ保育園竹芝	海岸1-13-15 TEL (6381)5195	令和 2. 10. 1	令和 2. 5	3, 434. 49㎡	RC造一部S造地上18階建 (地上1階部分) 355. 3872㎡
	にじいろ保育園新橋	新橋6-11-13 TEL (6432)0540	令和 4. 4. 1	令和 3. 12	952. 24㎡	RC造一部S造地上27階建 (1～4階部分) 576. 38㎡
	汐留サーノ保育園	浜松町1-1-11 TEL (6452)8944	令和 4. 8. 1	令和 4. 6	674. 26㎡	RC造3階建 956. 23㎡
麻布	まなびの森保育園麻布	南麻布1-8-11 (東町小学校内) TEL (3455)3066	平成 23. 10. 1	昭和 48. 3	5, 758. 00㎡	RC造4階建 (1階部分) 386. 94㎡
	アイグラン保育園 南麻布	南麻布2-11-10 OJビル 3階 TEL (6453)7970	平成 26. 12. 1	平成 5. 12	1, 293. 03㎡	SRC造地下1階地上8階建 (地上3階部分) 741. 36㎡
	太陽の子南麻布保育園	南麻布4-11-30 南麻布渋谷ビル 2階 TEL (5488)8070	平成 26. 4. 1	平成 5. 6	1, 700. 07㎡	SRC造地下1階地上7階建 (地上2階部分) 513. 51㎡
	アイグラン保育園 元麻布	元麻布3-2-19 MOMON六本木ビル 2階・1階 TEL (6447)1871	平成 25. 12. 1	昭和 62. 6	341. 21㎡	SRC造6階建 (1・2階部分) 356. 07㎡
	まちの保育園六本木	六本木1-9-10 アークヒルズ 仙石山森タワー TEL (6441)2478	平成 24. 12. 1	平成 24. 7	15, 367. 75㎡	RC造一部S造地下4階 地上48階建(地上1階部分) 246. 70㎡
	まちの保育園六本木分園	虎ノ門 5-5-1 アークヒルズ 仙石山テラス 103 TEL (6450)1726	平成 26. 4. 1	平成 24. 7	15, 367. 75㎡	RC造一部S造地下4階 地上48階建(地上1階部分) 200. 17㎡
	コスモス西麻布保育園	西麻布2-2-2 NK青山ホームズ 1階B TEL (6427)3733	平成 30. 4. 1	平成 11. 11	2, 838. 54㎡	SRC造7階建 (1階部分) 279㎡
	AIAI NURSERY麻布十番	東麻布2-32-7 ROJU HIGASHIAZABU 2階 TEL (5545)5461	平成 29. 12. 1	平成 4. 5	474. 62㎡	SRC造地下1階地上3階建 (2階部分) 408. 98㎡
	ふたばクラブ 東麻布保育園	東麻布1-5-6 TEL (5797)8728	平成 31. 4. 1	平成 31. 1	184. 26㎡	S造地上3階建 383. 29㎡
	まなびの森保育園 麻布十番	南麻布1-14-1 TEL (6436)7887	令和 2. 4. 1	令和 2. 3	306. 62㎡	S造地上3階建 686. 12㎡
	麻布十番ちとせ保育園	麻布十番1-3-2 TEL (3586)1058	令和 2. 4. 1	令和 2. 1	354. 34㎡	木造地上2階建 411. 41㎡
	sakura保育園六本木	六本木4-5-11 TEL (6434)5011	令和 3. 4. 1	令和 2. 12	209. 19㎡	RC造地上4階建 529. 35㎡
	リトルパルズ保育園 六本木	六本木6-5-27 TEL (050)1741-0790	令和 3. 4. 1	令和 3. 3	528. 61㎡	RC造地上3階建 585. 96㎡
	赤坂	赤坂ちとせ保育園	赤坂4-7-15 陽栄光和ビル 1階 TEL (6459)1012	平成 27. 4. 1	平成 13. 10	583. 15㎡
太陽の子赤坂保育園		赤坂8-12-16 NOZY AKASAKA 1階、2階、3階 TEL (6434)9431	平成 28. 4. 1	平成 28. 2	274. 83㎡	RC造6階建 (1～3階部分) 464. 54㎡
アイグラン 保育園青山一丁目		南青山1-3-1パークアクシス 青山一丁目タワー 2階 TEL (6459)2860	平成 26. 4. 1	平成 19. 1	3, 744. 54㎡	RC造地下2階地上46階建 (地上2階部分) 404. 53㎡
太陽の子南青山保育園		南青山4-1-6 セブン南青山ビル 1・2階 TEL (5413)5512	平成 26. 4. 1	平成 4. 1	493. 38㎡	SRC造地下1階地上7階建 (地上1・2階部分) 445. 40㎡
小学館アカデミー 南青山保育園		南青山4-15-8 南青山246ビル TEL (5770)1512	平成 24. 4. 1	平成 4. 5	361. 10㎡	RC造地下1階地上3階建 (地下1階、地上1・2階部分) 356. 87㎡

地区	施設名	所在地・電話	認可年月日	竣工年月	敷地面積	建物構造・延床面積
赤坂	赤坂山王保育園	赤坂4-1-26 TEL (5114)5605	令和 2.4.1	令和 2.2	6,714.68㎡	S造一部RC造及びSRC造 地下1階地上11階建 (1～3階部分) 2,096.35㎡
	赤坂クリア保育園	赤坂4-9-3 TEL (6812)9268	令和 2.4.1	令和 2.2	247.80㎡	RC造地上5階建 620.07㎡
	おはよう保育園 ののおおやま	北青山3-4-3 TEL (6447)0195	令和 2.7.1	令和 2.5	7,895.01㎡	RC造一部S造 地下1階地上25階建 (1・2階部分) 227.26㎡
高輪	太陽の子 三田五丁目保育園	三田5-4-3 三田プラザビル 3階 TEL (5439)6775	平成 27.4.1	平成 3.4	512.28㎡	RC造6階建 (3階部分) 401.38㎡
	みなと保育園	高輪1-6-9 TEL (3443)3406	昭和 52.4.1	昭和 52.3	306.01㎡	RC造2階建 441.64㎡
	愛星保育園	高輪1-27-40 TEL (3441)5410	昭和 32.11.1	平成 15.1	478.08㎡	RC造3階建 598.14㎡
	ゆらりん高輪保育園	高輪1-5-38 HUG高輪 1階、2階 TEL (5422)6170	平成 28.4.1	平成 28.2	1,092.63㎡	RC造3階建 (1・2階部分) 598.69㎡
	高輪夢保育園	高輪3-25-33 長田ビル 3階 TEL (5791)9680	平成 26.4.1	昭和 58.10	477.77㎡	SRC造一部RC造及び S造8階建 (3階部分) 337.79㎡
	ゆらりん白金保育園	白金1-26-10 白金K-FLAT1・2階の一部 TEL (6409)6310	平成 26.2.1	平成 16.1	467.85㎡	RC造6階建 (1・2階部分) 356.75㎡
	みつばち保育園	白金4-7-2 TEL (3444)8767	昭和 54.12.27	昭和 61.7	173.90㎡	RC造地下1階地上3階建 (地下1階、地上1階部分) 223.60㎡
	ニチキッズ 白金台保育園	白金台2-26-10 グリーンオーク高輪台 2階 TEL (5791)2161	平成 26.4.1	平成 22.2	569.45㎡	S造地下1階地上11階建 (地上2階部分) 447.97㎡
	高輪さつき保育園	高輪1-16-15 自動車部品会館 2階 TEL (3473)2320	平成 30.7.1	昭和 44.10	882.11㎡	RC造地上8階建 (地上2階部分) 410.4㎡
	えほんのもり 白金台保育園	白金台2-11-3 TEL (6450)3546	平成 31.4.1	平成 31.2	194.05㎡	RC造地上7階建 (地上1、2階部分) 249.54㎡
	さくらさくみらい高輪	高輪2-6-21 TEL (5860)2339	平成 31.4.1	平成 31.1	397.86㎡	S造地上4階建 (地上1、2、3階部分) 532.88㎡
	ミアヘルサ保育園 ひびき白金高輪	白金3-2-3 TEL (5860)2251	平成 31.4.1	平成 8.8	474.17㎡	SRC造地上7階建 (地上1階部分) 226.88㎡
	うれしい保育園 白金高輪	三田5-17-2 TEL (5795)2310	令和 2.4.1	令和 2.1	243.21㎡	S造地上3階建 425.77㎡
	ほっぺるランド 高輪二丁目	高輪2-16-8 TEL (5422)9781	令和 2.4.1	令和 2.2	225.88㎡	S造地上4階建 513.39㎡
	アイグラン保育園 白金台	白金台3-13-18 TEL (6277)4494	令和 3.4.1	令和 3.2	855.41㎡	RC造一部S造地上3階建 915.93㎡
	スターチャイルド 白金高輪ナーサリー	白金1-2-1 スターチャイルド 白金高輪ナーサリー TEL (5421)7061	令和 5.4.1	令和 5.3	11,087.01㎡	RC造一部S造地上45階建 350.77㎡
芝浦港南	太陽の子 シーバンス保育園	芝浦1-2-2 シーバンス アモール 3階 TEL (5439)4014	平成 27.4.1	平成 3.1	26,468.49㎡	S造一部SRC造、RC造地下2 階地上24階建 (地上3階部分) 791.35㎡
	太陽の子 芝浦一丁目保育園	芝浦1-9-7 芝浦おもだかビル 2・3階 TEL (5439)5251	平成 26.9.1	昭和 63.3	599.56㎡	SRC造7階建 (2・3階部分) 606.20㎡

地区	施設名	所在地・電話	認可年月日	竣工年月	敷地面積	建物構造・延床面積
芝浦港南	アンジェリカ田町保育園	芝浦1-6-41 グローバルフロントタワー 1階 TEL (6435)2157	平成 28.4.1	平成 27.9	10,590.01㎡	RC造34階建 (1階部分) 385.89㎡
	にじのいるか保育園 芝浦	芝浦2-3-31 第二高取ビル 2階 TEL (6435)3804	平成 25.8.1	昭和 61.4	684.61㎡	RC造6階建 (2階部分) 449.26㎡
	太陽の子 芝浦三丁目保育園	芝浦3-20-2 山楽ビル 2・3階 TEL (5439)6206	平成 26.4.1	昭和 54.12	327.92㎡	RC造一部SRC造7階建 (2・3階部分) 416.72㎡
	アスク芝浦4丁目 保育園	芝浦4-12-28 TEL (6435)2855	平成 23.4.1	昭和 63.2	820.76㎡	SRC造地下1階地上8階建 (地上1階部分) 354.36㎡
	ゆらりん港南保育園	港南1-6-27 芝浦クリスタル品川港南 2階 TEL (6712)1188	平成 23.10.1	平成 23.2	3,711.61㎡	S造一部SRC造地下2階 地上18階建(地上2階部分) 405.80㎡
	グローバルキッズ 港南保育園	港南4-1-8 リパージュ品川 2階 TEL (3450)6130	平成 27.4.1	平成 5.11	5,800.51㎡	SRC造地下1階地上14階建 (地上2階部分) 678.48㎡
	ベネッセ港南保育園	港南4-6-7 TEL (5783)5871	平成 19.4.1	平成 19.3	7,013.45㎡	RC造地下2階地上41階建 (地上2階部分) 399.81㎡
	ふたばクラブ 港南保育園	港南2-16-6 Canon Sタワー TEL (6712)9428	平成 30.4.1	平成 11.11	4,066.64㎡	SRC造地下4階地上29階建 (地下1階部分) 122.77㎡
	ゆらりんはあと保育園	港南1-8-23 Shinagawa HEART 2階 TEL (6260)0873	平成 31.4.1	平成 31.1	3,969.84㎡	S造RC造、SRC造地上26階 地下2階建 (地上2階部分) 376.50㎡
	ゆらりん港南緑水 保育園	港南4-7-37 (港南緑水公園内) TEL (5781)2781	平成 31.4.1	平成 30.12	1,663.8㎡	S造地上2階建 879.25㎡
	デイジー保育園芝浦	芝浦4-17-3 芝浦NAビル3階 TEL (6275)1903	令和 元.6.1	平成 4.10	661.12㎡	S造一部RC造地下1階地上7 階建 (地上3階部分) 392.00㎡
	にじいろ保育園 海岸三丁目	海岸3-16-6 TEL (6722)6865	令和 2.4.1	令和 2.1	981.71㎡	木造地上2階建 861.48㎡
太陽の子 芝浦二丁目保育園	芝浦2-9-1 プランズタワー芝浦2階 TEL (6435)4635	令和 4.4.1	令和 3.9	4,456.49㎡	RC造地上32階地下1階建 (地上1、2階部分) 461.17㎡	

小規模保育事業所

〔10か所〕

(令和5年4月1日現在)

地区	施設名	所在地・電話	認可年月日	竣工年月	敷地面積	建物構造・延床面積
芝	こころナーサリー新橋	新橋5-35-10 新橋アネックス 1階 TEL (6435)8377	平成 30.4.1	昭和 50.11	735.68㎡	RC造5階建(1階部分) 184.79㎡
	ふらわあきつず保育園 新橋	新橋3-3-13 TsaoHibiya 1階 TEL (6550)8800	平成 30.4.1	平成 29.11	612.57㎡	SRC造地下1階地上12階建 (1階部分) 73.48㎡
麻布	デイジー保育園 麻布十番	麻布十番3-10-12 シティ麻布 2階 TEL (6809)6353	平成 29.4.1	昭和 61.3	525.86㎡	SRC造8階建(2階部分) 99.01㎡
	デイジー保育園 麻布十番フォレスト	麻布十番3-10-12 シティ麻布 3階 TEL (5439)9241	平成 29.12.1	昭和 61.3	525.86㎡	SRC造8階建(3階部分) 99.32㎡
	ここいく保育園西麻布	西麻布4-10-1 MFビル 1階 TEL (6419)7333	平成 30.4.1	昭和 63.3	169.21㎡	RC造地上5階地下1階建 (1階部分) 125.51㎡
赤坂	sakura保育園	赤坂2-12-17 Martial Artsタワー1階 TEL (6426)5097	平成 29.12.1	平成 29.7	130.88㎡	S造7階地下1階建 (1階部分) 93.22㎡

地区	施設名	所在地・電話	認可年月日	竣工年月	敷地面積	建物構造・延床面積
高輪	ふらわあきつづ保育園 三田	三田5-5-7 ミタ5ゲートタワー 1階 TEL (6809)5303	平成 29.4.1	平成 15.3	153.89㎡	R C造8階建(1階部分) 92.78㎡
	ちゃいんど・はっぴっ び!!白金保育園	白金3-2-9 1階 TEL (6629)5180	平成 30.4.1	平成 15.3	755.95㎡	R C造9階建(1階部分) 56.80㎡
芝浦 港南	港南あおぞら保育園	港南3-8-1 住友不動産品川港南ビル TEL (6712)1988	平成 28.7.1	平成 元.5	3,185.08㎡	S R C造12階建(1階部分) 235.47㎡
	にじのそら保育園芝浦	芝浦1-14-6 BSビル 1階 TEL (6722)0425	平成 29.12.1	平成 5.3	330.59㎡	S R C造6階建(1階部分) 176.61㎡

港区保育室

〔10か所〕

(令和5年4月1日現在)

地区	施設名	所在地・電話	開設年月日	敷地面積	延床面積	備考
芝	芝公園二丁目保育室	芝公園2-12-10 TEL (3436)6611	平成 30.4.1	578.74㎡	735.72㎡	
麻布	南麻布三丁目保育室	南麻布3-5-15 TEL (3443)5711	平成 27.4.1	1,107.28㎡	709.10㎡	
赤坂	青南保育室	南青山4-19-18 TEL (5770)3933	平成 22.4.1	1,179.37㎡	997.92㎡	
	第二青南保育室	南青山4-19-5 TEL (5770)5366	平成 27.8.1	922.22㎡	994.68㎡	
高輪	志田町保育室	白金1-11-16 TEL (6277)2582	平成 26.4.1	1,749.80㎡	920.16㎡	
	桂坂保育室	高輪3-19-36 TEL (5475)6646	平成 23.5.1	3,160.27㎡	2,201.27㎡	
	白金三丁目保育室	白金3-7-13 TEL (6455)7171	平成 30.11.1	376.52㎡	409.20㎡	
芝浦 港南	たまち保育室	芝浦3-4-1 グランパークプラザ棟 2階 TEL (5484)6088	平成 22.6.1	—	819.88㎡	
	五色橋保育室	海岸3-5-13 TEL (6435)3201	平成 29.9.1	—	663㎡	
	芝浦橋保育室	芝浦4-6-8 田町ファーストビル 2階 TEL (6865)1004	平成 25.12.1	—	1,501.45㎡	

病児・病後児保育室

〔6か所〕

(令和5年4月1日現在)

施設名	所在地・電話	開設年月日	延床面積	備考
愛育クリニック附属 あいいく病児保育室	南麻布5-6-8 TEL (5420)6419	平成 17.4.1	75.85㎡	
とよら小児科附属 ひまわり保育室	芝浦3-11-5 第三協栄ビル 2階 TEL (5442)8872	平成 17.9.1	95.81㎡	
芝浦子どもクリニック 附属芝浦病児保育室	芝浦4-20-4 芝浦アイランドブルームホームズクリ ニックモール ドクターズポート芝浦アイランド 1階 TEL (5730)0117	平成 21.1.5	104.60㎡	
チャイルドケア ばんびいに病児保育室	白金台3-16-8 クレール白金台 2階 TEL (5424)6003	平成 29.12.1	65.88㎡	
赤坂山王病児保育室	赤坂4-1-26 3階 TEL (6230)3761	平成 30.4.1	107.96㎡	
南青山病後児保育室	南青山1-3-15 青山一丁目スクエア内S棟 1階 TEL (3408)0466	平成 19.6.1	76.97㎡	南青山保育園併設

児童館・学童クラブ

〔12か所〕

(令和5年4月1日現在)

地区	施設名	所在地・電話	開設年月日	竣工年月	敷地面積	建物構造・延床面積	備考
麻布	飯倉学童クラブ	東麻布1-21-2 TEL (3583)6355	平成 19.4.1	平成 19.2	—	S造一部SRC造地下1階 地上5階建 738.65㎡	保育園内
	東麻布学童クラブ	東麻布2-1-1 TEL (3568)1042	平成 25.4.1	昭和 42.3	—	RC造一部S造4階建 396.68㎡	東麻布二丁目 複合施設内
	南麻布学童クラブ	南麻布2-11-10 TEL (6809)5291	平成 27.4.1	平成 5.10	—	SRC造地下1階地上8階建 588.66㎡	OJビル内
高輪	豊岡児童館	三田5-7-7 TEL (3453)1592	昭和 55.9.20	昭和 55.7	615.36㎡	RC造地下1階地上4階建 585.91㎡	いきいきプラ ザ併設
	高輪児童館	高輪3-18-15 TEL (3449)1642	昭和 48.8.20	平成 22.12	—	RC造一部S造地下1階 地上3階建 930.52㎡	保育園内
	白金台児童館	白金台4-8-5 TEL (3444)1899	平成 2.2.20	平成 2.2	1,323.08㎡	SRC造地下2階地上4階建 981.72㎡	いきいきプラ ザ併設
	桂坂学童クラブ	高輪2-12-24 TEL (6455)7973	平成 27.4.1	平成 3.10	—	RC造地下1階地上5階建 996.62㎡	高輪桂坂ビル 内
	神応学童クラブ	白金6-9-5 TEL (5422)7535	令和 5.4.1	昭和 42.3	—	(本館)RC造一部S造4階建、 (体育館)SRC造2階建 777.96㎡	いきいきプラ ザ・保育園併 設
	白金台学童クラブ (ゆかしの杜学童 クラブ)	白金台4-6-2 TEL (6450)4014	平成 30.4.1	昭和 13.10	—	SRC造地下1階地上6階 搭屋4階建 326.62㎡	ゆかしの杜内
芝浦港南	台場児童館	台場1-5-1 TEL (5500)2363	平成 8.4.1	平成 8.2	—	SRC造一部RC造地下1階 地上13階建 752.39㎡	台場分室内
	芝浦学童クラブ	芝浦4-12-28 TEL (5439)5680	平成 26.4.1	昭和 63.1	—	SRC造地下1階地上8階建 1,475.27㎡	芝浦中島ビル 内
	五色橋学童クラブ	海岸3-5-13 TEL (6435)2745	平成 29.9.1	昭和 61.4	—	SRC造地上8階建 1,093.19㎡	五色橋ビル内

子ども中高生プラザ

(区立)〔6館〕

(令和5年4月1日現在)

地区	施設名	所在地・電話	開設年月日	竣工年月	敷地面積	建物構造・延床面積	備考
芝	神明子ども中高生プラザ 〔指定管理者〕 株式会社日本保育サービス 〔指定期間〕R4.4.1~R9.3.31(5年間)	浜松町1-6-7 TEL (5733)5199	平成 24.9.1	平成 24.7	—	SRC造地下1階 地上8階建 1,325.16㎡	いきいきプラザ・ 保育園併設
麻布	麻布子ども中高生プラザ 〔指定管理者〕 公益財団法人児童育成協会 〔指定期間〕R2.4.1~R7.3.31 (5年間)	南麻布4-6-7 TEL (5447)0611	平成 26.9.1	平成 26.5	—	RC造一部S造 地上4階建 1,637.03㎡	ありすいきいき プラザ内
赤坂	赤坂子ども中高生プラザ (プラザ赤坂なんで~も) 〔指定管理者〕 社会福祉法人東京聖学院 〔指定期間〕R4.4.1~R9.3.31(5年間)	赤坂6-6-14 TEL (5561)7830	平成 15.4.1	平成 15.2	—	RC造地下1階 地上4階建 1,769.05㎡	特別養護老人ホーム サン・サン赤坂 併設
	赤坂子ども中高生プラザ 青山館(カリッパ) 〔指定管理者〕 社会福祉法人東京聖学院 〔指定期間〕R4.4.1~R9.3.31(5年間)	北青山3-4-1 -201 TEL (5786)6567	令和 2.4.1	令和 元.10	—	RC造一部S造 地上20階建 861.49㎡	保育園併設 (都営住宅内設置)
高輪	高輪子ども中高生プラザ (TAP) 〔指定管理者〕 一般財団法人本所賀川記念館 〔指定期間〕R4.4.1~R9.3.31(5年間)	高輪1-4-35 TEL (3443)1555	平成 23.12.1	平成 23.10	2,704.82㎡	S造一部RC造 地上4階建 3,297.12㎡	高輪図書館分室 併設
芝浦港南	港南子ども中高生プラザ (プラリバ) 〔指定管理者〕 本所賀川記念館・太平ビルサービス共同 事業体 〔指定期間〕R5.4.1~R10.3.31(5年間)	港南4-3-7 TEL (3450)9576	平成 18.4.1	平成 24.10	4,788.28㎡	RC造一部S造 地上3階建 3,985.43㎡	たかほま保育園 併設

児童高齢者交流プラザ

(区立)〔1か所〕

(令和5年4月1日現在)

施設名	所在地・電話	開設年月日	竣工年月	敷地面積	建物構造・延床面積	備考
芝浦アイランド 児童高齢者交流プラザ (あいぷら) [指定管理者]公益財団法人東京YMCA [指定期間]R4.4.1~R9.3.31(5年間)	芝浦4-20-1 TEL (5443)7338	平成 19.4.1	平成 19.3	—	SRC造地下1階 地上4階建 1,928.30㎡	こども園内

放課GO→クラブ

〔17か所〕

(令和5年4月1日現在)

地区	施設名	所在地・電話	開設年月日	延床面積*	備考
芝	放課GO→クラブおなりもん	芝公園3-2-4 TEL (3431)2767	平成 20.6.9	108.72㎡	御成門小学校内
	放課GO→クラブしば	芝2-21-3 TEL (3456)5082	平成 18.4.1	305.36㎡	芝小学校内
	放課GO→クラブあかばね	三田2-6-2 TEL (5443)0331	平成 29.4.1	192.00㎡	赤羽小学校内
麻布	放課GO→クラブあざぶ	麻布台1-5-15 TEL (3583)5883	平成 25.4.1	120.00㎡	麻布小学校内
	放課GO→クラブなんざん	元麻布3-8-15 TEL (3470)9699	平成 18.4.1	216.00㎡	南山小学校内
	放課GO→クラブほんむら	南麻布3-9-33 TEL (3473)4781	平成 20.10.1	128.00㎡	本村小学校内
	放課GO→クラブこうがい	西麻布3-11-16 TEL (3404)3301	平成 21.4.1	190.00㎡	筈小学校内
	放課GO→クラブひがしまち	南麻布1-8-11 TEL (3451)7728	平成 23.4.1	107.37㎡	東町小学校内
赤坂	放課GO→クラブあかさか	赤坂8-13-29 TEL (3404)6931	平成 29.4.1	194.00㎡	赤坂学園赤坂小学校内
	放課GO→クラブあおやま	南青山2-21-2 TEL (5474)2760	平成 27.4.1	183.00㎡	青山小学校内
	放課GO→クラブせいなん	南青山4-19-7 TEL (3404)8610	平成 27.11.1	355.99㎡	青山生涯学習館併設
高輪	放課GO→クラブしろかね	白金台1-4-26 TEL (3440)4321	平成 28.4.1	160.00㎡	白金小学校内
	放課GO→クラブしろかねのおか	白金4-1-12 TEL (3441)8395	平成 27.4.1	239.08㎡	白金の丘学園白金の丘小学校内
	放課GO→クラブたかなわだい	高輪2-8-24 TEL (5449)6911	令和 2.7.1	120.40㎡	高輪台小学校内
芝浦 港南	放課GO→クラブしばうら	芝浦4-8-18 TEL (5476)6877	平成 23.4.1	118.70㎡	芝浦小学校内
	放課GO→クラブしばはま	芝浦1-16-31 TEL (5427)4188	令和 4.4.1	404.19㎡	芝浜小学校内
	放課GO→クラブこうなん	港南4-3-28 TEL (6718)4230	平成 30.4.1	250.93㎡	港南小学校敷地内

※延床面積は、放課GO→クラブとして使用している部分を指します。

※放課GO→クラブの開設時期は、学童クラブ事業付置の日付を指します。

子どもふれあいルーム

〔1か所〕

(令和5年4月1日現在)

施設名	所在地・電話	開設年月日	延床面積	備考
子どもふれあいルーム	西麻布2-13-3 TEL (5467)7176	平成 26.11.1	356.77㎡	西麻布いきいきプラザ内 面積に子育てひろばあっぱい西麻 布部分を含む

港区児童相談所

〔1か所〕

(令和5年4月1日現在)

施設名	所在地・電話	開設年月日	竣工年月	敷地面積	建物構造・延床面積	備考
港区児童相談所 (港区子ども家庭総合支援 センター(ミナトイク))	南青山5-7-11 TEL (5962)6500	令和 3.4.1	令和 3.2	3,167.58㎡	RC造4階建 3,503.67㎡	子ども家庭支援 センター、母子 生活支援施設メ ゾン・ド・あじさ い併設

子ども家庭支援センター

(区立)〔1か所〕

(令和5年4月1日現在)

施設名	所在地・電話	開設年月日	竣工年月	敷地面積	建物構造・延床面積	備考
子ども家庭支援センター (港区子ども家庭総合支援 センター(ミナトイク))	南青山5-7-11 TEL (5962)7201	平成 17.10.31	令和 3.2	—	RC造4階建 680.51㎡	港区児童相談所 内

子育てひろば

〔11か所〕

(令和5年4月1日現在)

施設名	所在地・電話	開設年月日	延床面積	備考
みなと子育てサポートハウス 「あい・ぽーと」	南青山2-25-1 TEL (5786)3250	平成 15.9.16	750.00㎡	
みなと子育て応援プラザ Pokke	芝5-18-1-102 TEL (6435)0411	平成 20.10.30	821.64㎡	都営住宅内
子育てひろば あっぱい台場	台場1-7-1 アクアシティお台場4階 TEL (5520)9061	平成 20.8.20	86.18㎡	アクアシティお台場内
子育てひろば あっぱい麻布	六本木5-12-24 TEL (5114)9900	平成 20.12.16※	309.50㎡	麻布図書館内
子育てひろば あっぱい港南	港南2-3-13 品川フロン トビルキッズ館 3階 TEL (6712)0688	平成 23.1.4	131.54㎡	品川フロントビルキッズ館内
子育てひろば あっぱい港南四丁目	港南4-2-4 TEL (5796)8862	平成 25.4.1	129.64㎡	都営住宅内
子育てひろば あっぱい新橋	新橋6-4-2 TEL (5425)7525	平成 26.4.1	553.66㎡	きらきらプラザ新橋内
子育てひろば あっぱい西麻布	西麻布2-13-3 TEL (5467)7175	平成 26.11.1	356.77㎡	西麻布いきいきプラザ内 面積に子どもふれあいルーム部分 を含む
子育てひろば あっぱい芝浦	芝浦3-1-16 TEL (5730)3252	平成 27.10.1	652.54㎡	しばうら保育園内
子育てひろば あっぱい赤坂	赤坂9-4-2 パークコート 赤坂檜町ザタワー 2階 TEL (3475)3900	平成 30.3.26	370.00㎡	面積にみなと保育サポート赤坂部 分を含む
子育てひろば あっぱい白金台	白金台4-6-2 ゆかしの杜 1階 TEL (6450)4249	平成 30.4.1	430.08㎡	面積にみなと保育サポート白金台 部分を含む

※現施設での開設は平成26年7月1日です。

みなと保育サポート

〔5か所〕

(令和5年4月1日現在)

施設名	所在地・電話	開設年月日	延床面積	備考
みなと保育サポート白金	白金3-10-12 TEL (5423)4909	平成 24.4.1	127.68㎡	白金保育園内
みなと保育サポート 港南四丁目	港南4-2-4 TEL (5796)8861	平成 25.4.22	66.80㎡	都営住宅内
みなと保育サポート東麻布	東麻布2-1-1 TEL (5544)8461	平成 26.4.1	61.32㎡	東麻布二丁目複合施設内
みなと保育サポート赤坂	赤坂9-4-2 パークコート 赤坂檜町ザタワー 2階 TEL (3475)3902	平成 30.3.26	370.00㎡	面積に子育てひろばあっぱい赤坂部分を含む
みなと保育サポート白金台	白金台4-6-2 ゆかしの杜 1階 TEL (6450)4298	平成 30.4.1	430.08㎡	面積に子育てひろばあっぱい白金台部分を含む

母子生活支援施設

(区立)〔1か所〕

(令和5年4月1日現在)

施設名	所在地	開設年月日	竣工年月	敷地面積	建物構造・延床面積	備考
母子生活支援施設 メゾン・ド・あじさい (港区子ども家庭総合支援 センター(ミナトイク)) [指定管理者] 社会福祉法人特別区社会福祉事業団 [指定期間]R3.4.1~R13.3.31(10年間)	南青山5-7-12	令和 3.4.1	令和 3.2	—	RC造4階建 1,153.72㎡	港区児童相談所 内

令和5年度民生費当初予算の前年度比較

(単位：千円)

	令和5年度	令和4年度	増減	伸び率(%)
民生費	63,369,164	57,881,465	5,487,699	9.48
社会福祉費	19,842,971	16,394,394	3,448,577	21.04
児童福祉費	38,607,687	36,554,642	2,053,045	5.62
児童福祉総務費	15,389,330	13,956,518	1,432,812	10.27
児童福祉事業費	11,111,857	11,162,473	△ 50,616	△ 0.45
家庭福祉費	576,592	325,982	250,610	76.88
児童福祉施設費	11,529,908	11,109,669	420,239	3.78
生活保護費	4,843,703	4,857,274	△ 13,571	△ 0.28
国民年金費	74,803	75,155	△ 352	△ 0.47

※ 各欄の金額は、他部配当金額も含まれます。

※ 社会福祉費、生活保護費、国民年金費は、目別の表記を省略しています。

民生費事業別決算（令和4年度・令和3年度）

（単位：円）

款 項 目	中事業	小事業	令和4年度決算額	令和3年度決算額
民生費			64,764,863,055	60,068,655,615
	社会福祉費		16,655,909,836	15,474,280,815
	児童福祉費		39,646,688,657	37,385,301,188
	児童福祉総務費		14,612,508,132	13,751,618,296
	職員人件費		3,900,788,674	3,814,232,457
	一般職員		3,900,788,674	3,814,232,457
	子どもの健やかな成長を支援する総合的な施策の推進		901,355,642	299,790,073
	子ども家庭課運営		1,659,849	870,642
	国庫支出金等過年度分償還金		842,229,394	231,122,544
	子育て王国基金利子積立金		2,191,000	2,500,041
	子ども・子育て支援事業計画推進		827,670	878,733
	子ども会活動助成		92,525	96,396
	みなとキャンプ村		41,100	0
	青少年問題協議会		526,694	520,964
	地区委員会活動支援		8,445,023	7,796,670
	成人の日記念のつどい		6,194,462	7,113,988
	子ども110番		1,270,490	1,130,585
	学童クラブ児童見守りシステム		27,692,430	26,619,042
	緊急メール配信事業		660,000	660,000
	高校生の居場所づくり		4,865,405	-
	新型コロナウイルス感染症対策子どもの居所提供事業		4,659,600	20,480,468
	子どもの権利擁護を重視した環境づくり		943,472,119	520,156,523
	子ども家庭支援センター運営		19,597,633	20,683,339
	要保護児童・要支援児童等対策		9,370,706	9,892,158
	ヤングケアラー実態調査事業		9,593,631	-
	養育支援訪問		528,571	425,930
	相談ねっと事業		5,869,600	5,928,945
	児童福祉審議会		3,974,752	1,589,377
	児童福祉施設等整備費補助		457,784,000	127,370,000
	児童福祉施設措置費等支弁		365,609,729	298,364,831
	家庭養育の推進		56,289,394	55,901,943
	国庫支出金等過年度分償還金		14,611,971	-
	乳児院等への指導、監督等		242,132	0
	子どもの権利擁護を重視した環境づくり（繰越明許費繰越事業）		-	6,600,000
	要保護児童・要支援児童等対策		-	6,600,000
	支援が必要な子どもと家庭を確実に支える		1,319,471,527	1,261,054,823
	児童手当等事務		40,674,040	48,939,386
	子ども医療費助成		1,260,356,361	1,190,733,640
	子育てコーディネーター事業		15,663,076	15,610,000
	子育て情報収集・提供事業		935,000	4,206,497
	出産・子育て応援メール配信事業		1,843,050	1,565,300
	保育園待機児童ゼロの継続		2,821,083,199	2,677,834,398
	保育課運営		135,501	98,541
	保育政策課運営		295,098	445,735
	保育施設誘致促進事業		614,166,600	318,925,283
	保育施設所有地賃借		12,987,707	8,091,164
	保育所入所事務※		8,694,541	9,984,613
	みなと保育サポート事業※		565,713	189,747,270
	港区保育室保育料給付		-	312,167,610
	港区子育てのための施設等利用給付		270,191,908	-
	認証保育所保育料助成		241,097,071	282,961,209
	認可外保育施設保育料助成		837,018,403	697,785,744
	認証保育所運営助成		835,930,657	857,627,229

款	項	目	中事業	小事業	令和4年度決算額	令和3年度決算額
			保育園における保育の質の向上		4,312,818,399	4,190,037,971
			私立保育園区費助成		678,912,666	665,595,488
			私立保育園特別助成		555,326,000	587,530,000
			私立認可保育所等安全対策		1,031,110	1,393,980
			私立認可保育所等ICT化推進事業		3,063,432	2,665,328
			保育従事職員資格取得支援事業		287,207	201,495
			保育士等キャリアアップ補助事業		476,471,000	464,656,000
			私立認可保育所等保育サービス推進事業		154,504,000	145,049,000
			認証保育所保育力強化事業		15,070,000	17,294,000
			保育士等宿舍借り上げ支援事業		1,044,500,000	1,044,623,000
			私立認可保育所保育体制強化事業		25,897,000	11,797,000
			保育施設建物賃借料補助事業		1,021,661,000	950,782,000
			保育力向上支援事業		9,052,406	3,721,937
			医療的ケア児・障害児保育支援		30,079,200	22,918,700
			病児・病後児保育		223,214,732	220,560,878
			訪問型病児・病後児保育利用料助成		1,605,954	1,472,250
			保育施設への指導、監督等		14,300,000	8,121,300
			私立認可保育所等新型コロナウイルス感染症対策		34,497,192	36,766,115
			エネルギー価格高騰に対する私立認可保育所等への支援事業		18,456,000	-
			就学前児童に対する総合的な子育て支援検討事業		4,889,500	4,889,500
			子育て支援サービスの充実		413,518,572	981,912,051
			子育てひろば事業※		55,990,639	560,631,261
			みなと子育てサポートハウス事業		39,811,661	118,662,220
			みなと子育て応援プラザ事業		81,983,242	78,235,191
			エネルギー価格高騰に対する子育て支援施設への支援事業		180,000	-
			育児サポート事業（育児サポート子むすび）		22,072,600	12,871,550
			派遣型一時保育		22,874,224	22,188,803
			産前産後家事・育児支援事業		45,213,483	33,401,488
			乳幼児ショートステイ事業		100,381,703	92,656,824
			産後要支援母子ショートステイ事業		378,510	34,100
			子育て支援員研修		14,656,989	14,656,989
			一時保育		18,040,000	18,071,800
			区事業一時保育		11,935,521	30,501,825
			児童福祉事業費		13,519,394,749	13,202,369,173
			支援が必要な子どもと家庭を確実に支える		6,412,140,593	6,425,662,328
			児童手当		2,481,874,930	3,130,520,000
			児童扶養手当		442,539,600	429,969,550
			児童育成手当		294,837,000	295,114,350
			出産費用の助成		539,093,557	552,123,172
			港区子育て応援商品券		2,352,351,730	-
			母子生活支援施設入所事業		25,951,091	23,533,291
			入院助産		0	0
			子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）		76,308,640	78,270,460
			子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外）		199,184,045	177,454,280
			子育て世帯への臨時特別給付金（令和3年度分）		-	1,738,677,225
			支援が必要な子どもと家庭を確実に支える（繰越明許費繰越事業）		13,009,945	-
			子育て世帯への臨時特別給付金		13,009,945	-
			保育園待機児童ゼロの継続		651,517,326	571,184,750
			地域型保育事業		651,517,326	571,184,750
			保育園における保育の質の向上		6,442,726,885	6,205,522,095
			区内私立保育園委託		6,393,007,545	6,159,904,707
			保育所広域入所事務		49,719,340	45,617,388
			家庭福祉費		494,693,832	547,566,790
			支援が必要な子どもと家庭を確実に支える		129,511,048	130,283,498
			ひとり親家庭等医療費助成		53,646,178	55,630,011
			家庭相談事業		2,255,977	4,527,427
			ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業		67,603,353	60,047,085
			ひとり親家庭自立支援給付金事業		2,056,200	5,668,287
			母子等緊急一時保護事業		2,354,340	1,520,666
			DV被害者支援推進事業		1,595,000	1,256,500
			生理用品緊急配付事業		-	1,633,522
			子どもの未来を応援する施策の推進		365,182,784	417,283,292
			子どもの孤食解消と保護者支援推進事業		2,375,983	1,321,250
			離婚前後の親支援事業		564,700	669,900
			エンジョイ・セレクト事業		362,242,101	415,292,142

款	項	目	中事業	小事業	令和4年度決算額	令和3年度決算額
			児童福祉施設費		11,020,091,944	9,883,746,929
			子どもの健やかな成長を支援する総合的な施策の推進		2,604,786,956	2,407,449,818
				児童館維持管理（2地区）	8,435,845	20,526,127
				児童館（4館）事業※	16,233,290	12,690,161
				神明子ども中高生プラザ管理運営	123,078,489	119,971,517
				麻布子ども中高生プラザ管理運営	127,223,367	122,654,786
				赤坂子ども中高生プラザ管理運営	232,337,257	204,670,353
				高輪子ども中高生プラザ管理運営	163,685,775	154,579,524
				港南子ども中高生プラザ管理運営	305,271,092	291,763,286
				芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ管理運営	169,468,968	146,517,907
				学童クラブ※	743,989,530	716,040,077
				放課GO→クラブ※	715,063,343	609,106,390
				新型コロナウイルス感染症対策二酸化炭素濃度測定器等設置	-	8,929,690
			子どもの健やかな成長を支援する総合的な施策の推進（繰越明許費繰越事業）		-	1,227,600
				学童クラブ	-	1,227,600
			子どもの権利擁護を重視した環境づくり		213,020,128	202,222,357
				子ども家庭総合支援センター維持管理	-	84,019,112
				児童相談所維持管理	92,184,690	-
				児童相談所運営	53,969,323	50,513,742
				一時保護所運営	66,866,115	67,689,503
			子どもの権利擁護を重視した環境づくり（繰越明許費繰越事業）		288,000	-
				児童相談所運営	288,000	-
			支援が必要な子どもと家庭を確実に支える		85,852,449	85,670,246
				母子生活支援施設管理運営	85,852,449	85,670,246
			保育園待機児童ゼロの継続		6,786,165,097	6,308,427,636
				就学前児童向け外遊び場整備事業	1,174,800	15,035,625
				区立保育園維持管理（5地区）	403,882,481	485,910,746
				台場保育園仮設園舎等賃借	209,333,374	129,866,000
				神応保育園開設準備	68,397,465	-
				台場保育園等改修	222,239,631	-
				神明保育園管理運営	304,686,196	298,342,426
				東麻布保育園管理運営	329,229,528	353,791,596
				元麻布保育園管理運営	384,696,015	368,981,126
				しばうら保育園管理運営	596,563,879	562,090,620
				たかはま保育園管理運営	296,796,877	294,443,465
				芝浦アイランドこども園管理運営	328,076,852	312,224,460
				港区保育室事業（5地区）	3,440,332,182	3,487,741,572
				みなと保育サポート事業管理運営（4地区）	200,755,817	-
			保育園における保育の質の向上		778,766,144	878,530,024
				区立保育園等事業※	778,766,144	749,754,013
				保育業務支援システム導入※	-	128,776,011
			子育て支援サービスの充実		551,213,170	219,248
				保育園地域開放（5地区）	551,213,170	219,248
			生活保護費		8,388,888,620	7,137,360,755
			国民年金費		73,375,942	71,712,857

- 注1 各欄の金額は、他部執行金額も含みます。
注2 社会福祉費、生活保護費、国民年金費は、目別の表記を省略しています。
注3 ※は子ども家庭支援部と各地区総合支所の合算です。
（みなと保育サポート事業については令和3年度決算額のみ合算しています。）

子ども政策課

目 的

東日本大震災の教訓を踏まえ、災害時等における通信手段を複数確保し、児童・保護者の安否確認や緊急連絡体制の強化を図ります。

事業内容

(1) 概 要

災害時や緊急時に、あらかじめ登録した保護者のメールアドレスに、区または各施設から安否情報や緊急情報を配信します。

(2) 対 象

以下の施設を利用する園児・児童の保護者

- ・ 区立保育園
- ・ 認定こども園
- ・ 私立保育園
- ・ 港区保育室
- ・ 認証保育所
- ・ 小規模保育事業所
- ・ 児童館
- ・ 子ども中高生プラザ
- ・ 児童高齢者交流プラザ
- ・ 放課GO→クラブ
- ・ 学童クラブ
- ・ 子育てひろば
- ・ 一時預かり事業
- ・ 病児・病後児保育室 等

(3) 主な配信内容

不審者情報、熱中症情報、インフルエンザ情報、新型コロナウイルス感染症情報

開始時期

平成24年5月21日（システム稼働開始日）

実 績 表

(単位：件)

年度	30	元	2	3	4
登録アドレス数	8,533	9,491	10,265	9,853	10,241
メール配信数	90	52	55	64	64

※登録アドレス数は、3月31日にアドレスを一斉削除する前の件数です。

※メール配信数は、子ども政策課からメール配信した件数です。

目 的

港区における子ども・子育て支援に関する施策の推進を図るため、子ども・子育て支援法の規定に基づき設置した区長の付属機関です。

事業内容

港区子ども・子育て支援事業計画や特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員を定めようとするときに、区長に意見を述べます。また、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について、区長の諮問に応じ、調査審議し、答申を行います。

根拠法令等

- 子ども・子育て支援法
- 港区子ども・子育て会議条例

開始時期

平成25年9月（第1回開催）

実績表

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
開催回数（回）	5	5	1	4	4
委員数（人）	17	16	18	16	18

※委員数は、各年度第1回目的人数を掲載しています。

令和4年度の会議開催概要

	開催日	時間	会場	議題
第1回	4.6.24 (金)	18:30 ～ 20:00	港区役所9階 911～913 会議室	1 「小・中学生のインターネット及びオンラインゲームに関する実態調査」結果について 2 「港区の就学前児童に対する子育て支援検討に当たってのアンケート調査」結果について 3 港区子ども・子育て支援事業計画の令和3年度における進捗状況について 4 教育・保育施設の新規開設に係る意見聴取について
第2回	4.10.24 (月)	18:30 ～ 19:30	港区役所9階 912～913 会議室	1 令和3年度の区立保育園運営経費について 2 令和3年度の区立幼稚園運営経費について その他（情報提供） 1 ヤングケアラー実態調査の実施について
第3回	5.1.31 (火)	18:30 ～ 20:00	港区役所9階 911～913 会議室	1 港区子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）の中間年の見直しについて その他（情報提供） 1 高校生世代の実態調査の実施について 2 ヤングケアラー・コーディネーターの配置について 3 令和5年度の保育園及び幼稚園の申込状況について
第4回	5.3.13 (月)	18:30 ～ 19:30	港区役所9階 911～913 会議室	1 港区子ども・子育て会議 答申（案）について 2 「みんなと子どもすくすくアクション～港区の就学前の子どもを取り巻く環境変化等を踏まえた30の子育て支援策～」による今後の取組について その他（情報提供） 1 令和5年度子ども家庭支援部の組織改正について

児童福祉審議会	所管課	—
		子ども政策課

目 的

児童福祉審議会は、児童福祉法第8条第3項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条の規定に基づき、所掌事項について調査審議等をするために設置した区長の付属機関です。児童福祉審議会のもとに3つの部会（保育部会、里親・子どもの権利擁護部会及び児童虐待死亡事例等検証部会）を設置しています。

事業内容

児童福祉審議会は、次に掲げる事項について、調査審議等をします。

- (1) 児童福祉法第8条第1項から第3項までに規定する児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項
- (2) 児童福祉法第6条の4第3号に規定する里親の認定に関する事項
- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項、第21条第1項及び第22条第1項に規定する幼保連携型認定こども園の設置の認可等に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

根拠法令等

児童福祉法

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

港区児童福祉審議会条例

港区児童福祉審議会条例施行規則

港区児童福祉審議会部会設置要綱

開始時期

令和3年4月1日

実績表

(単位：回)

会議種別		年度	
		3	4
児童福祉審議会		1	1
部会	保育部会	4	5
	里親・子どもの権利擁護部会	8	9
	児童虐待死亡事例等検証部会	2	1
合計		15	16

目 的

港区児童福祉施設等整備費補助要綱に基づき、社会福祉法人等が児童福祉施設等を整備するに当たり、区が、その整備に要する費用を補助することにより、児童福祉施設等の整備を促進し、もって入所児（者）の処遇の向上を図ることを目的とします。

事業内容

補助対象事業

児童福祉法第35条第4項及び第34条の3第1項の規定に基づき、社会福祉法人等が設置する児童福祉施設等の創設、増築、改築、大規模修繕（耐震化整備事業を含む。）、拡張のための工事等であって、次に掲げる要件を満たすもの。

- (1) 児童福祉施設の設備及び運営は、港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に適合するものであること。
- (2) 事業の計画及び方法が港区児童福祉施設等整備費補助要綱第1条に定める目的を達成するために適切であり、十分な成果が期待できるものであること。
- (3) 事業の実施に要する費用について財源措置が確実なものであること。

根拠法令等

港区児童福祉施設等整備費補助要綱

補助金名等

次世代育成支援対策施設整備交付金

児童相談所設置区における児童福祉施設等整備費補助金

開始時期

令和3年4月1日

実績表

年度	3	4
交付件数（件）	1	1

マッチング事業	所管課	—
		子ども政策課

目 的

物件の確保が困難な運営事業者と物件の所有者を区が仲介することで、保育施設整備に係るミスマッチングの解消を図ります。

事業内容

区が民間事業者等から保育施設整備に適した物件（土地・建物）を公募し、実際に保育施設整備が可能かどうか法令チェックを行った上で、保育施設に適した物件を探している運営事業者に紹介します。

開始時期

平成29年4月

実績表

(1) マッチング実績

(単位：件)

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
運営事業者登録数	40	52	63	67	67
マッチング件数	1	1	0	0	0

(2) マッチング事業による開設（予定）保育施設

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
物件種別	土 地	建 物	—	—	—
開 設 日	3.4.1	4.4.1	—	—	—
施設種別	私立認可保育園	私立認可保育園	—	—	—
施 設 名	リトルパルズ 保育園六本木	太陽の子 芝浦二丁目保育園	—	—	—
所 在 地	六本木六丁目 5番27号	芝浦二丁目9番1号 ガラスタワー芝浦2階	—	—	—
定 員 (最終定員)	33人(78人)	50人(50人)	—	—	—

※定員は開設日時点の定員、最終定員は進級に伴う拡大後の定員です。

目 的

指導検査を通して、保育所等の適正な運営及びサービスの質の確保並びに利用者支援の向上を図ります。

事業内容

(1) 対象施設

認可保育園、小規模保育事業所

(2) 指導検査等の類型

① 立入調査

児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき、運営、保育及び会計について立入調査するとともに、必要な助言及び指導を行います。

② 集団指導

必要に応じて、運営に関する基準、給付費等の請求方法、制度改正、過去の指導事例の内容などについて、講習等の方法により行います。

根拠法令等

児童福祉法

子ども・子育て支援法

港区保育所等指導検査実施要綱

開始時期

平成27年10月

実績表

(単位：件)

年 度	30	元	2	3	4
立入調査件数	17	18	16	67	80
集団指導件数	2	1	0	0	2

※同一施設に対し複数回指導を行った場合も1件としています。

※令和3年4月に区が児童相談所設置市となり、保育所等に対する指導監督権限が移管されたことにより、令和3年度からは区が年に1回以上立入調査を実施することになりました。よって、東京都が指導検査を実施しない施設に対して区が年に1回以上実地検査を行う訪問指導は、令和2年度をもって終了しました。

※令和2年度及び令和3年度の集団指導については、新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、資料配布のみとしています。

目 的

指導検査を通して、認可外保育施設の適正な運営及びサービスの質の確保並びに利用者支援の向上を図ります。

事業内容

(1) 対象施設

認可外保育施設

(2) 指導検査の種類

① 立入調査

児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき、運営及び保育について立入調査するとともに、必要な助言及び指導を行います。

② 集団指導

必要に応じて、運営に関する基準、制度改正の内容、過去の指導事例の内容などについて、講習等の方法により行います。

根拠法令等

児童福祉法

子ども・子育て支援法

港区認可外保育施設に対する指導監督等要綱

開始時期

令和3年4月

実績表

(単位：件)

年度	3	4
立入調査件数	16	46
集団指導件数	0	1

※令和3年度の集団指導については、新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、資料配布のみとしています。

乳児院等の指導検査

所管課

子ども政策課

目 的

指導検査を通して、児童福祉施設等の適正な運営及びサービスの質の確保並びに利用者支援の向上を図ります。

事業内容

対象施設

児童福祉法に基づく児童福祉施設（保育所及び障害児入所施設を除く。）及び児童自立生活援助事業を運営する自立援助ホーム

根拠法令等

児童福祉法

港区児童福祉施設等指導検査実施要綱

開始時期

令和3年4月1日

実績表

(単位：件)

年度	3	4
立入調査件数	－	2

※令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、実施していません。

※本事業は、令和5年5月7日で廃止となりました。

目 的

保護者等が新型コロナウイルス感染症に感染したことにより、児童を一時的に養育することが困難になった場合、当該児童を区が指定する宿泊施設の客室で短期的に養育することで、保護者等が治療に専念できるようにし、当該児童の感染防止も図ります。

事業内容

(1) 概 要

みなと保健所の要請があり、かつ、保護者等の申し込みがあった場合に、対象となる児童を区が借上げた宿泊施設の客室に受入れ、保護者等が戻るまでの間、当該児童の居を提供します。低年齢の児童を受け入れた場合は安全に見守りができるよう、専門の保育事業者が客室に24時間常駐します。

(2) 対 象 者

次に掲げる要件を満たし、かつ、当該保護者等のほかに当該児童を養育する者がいない児童

- ①保護者等が新型コロナウイルス感染症に感染していること。
- ②PCR検査等によって陰性であることが確認されていること。
- ③みなと保健所から推薦を受けていること。
- ④0歳6か月から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること。

根拠法令等

港区新型コロナウイルスに感染した親の入院に伴う子の居所提供事業実施要綱

補助金名等

養育困難児童の受入体制整備事業補助金

開 始 時 期

令和2年4月30日

実 績 表

区 分 \ 年 度	2	3	4
利用世帯数 (件)	8	10	2
利用人数 (人)	11	13	3

子ども若者支援課

児童館・子ども中高生プラザ・児童高齢者交流プラザ等	所管課	各総合支所管理課
		子ども若者支援課

目 的

児童館等の児童施設は、健全な遊びを通して健康を増進し、情操を豊かにすることで、児童の健全育成を図ります。

事業内容

児童館等の児童施設には、遊戯室、図書室、工作室、集会室等の設備があり、主として18歳未満の児童を対象に、自由に来館して過ごせます（施設によって設備が異なります）。子どもたちの仲間づくりをめざして、専任の指導員により、様々な行事や各種のグループ活動を行います。また、施設内に放課後児童健全育成事業（学童クラブ）が併設されています（子どもふれあいルームを除く）。

利用時間等

施設種別	施設数	開館時間	休館日	学童クラブ
児童館・飯倉学童クラブ	5	月～金曜：午前10時～午後6時 土曜：午前9時～午後5時	日曜、祝日 12月29日～1月3日	有
子ども中高生プラザ	6	月～日曜：午前9時30分～午後8時 ※小学生の利用時間は午後6時まで	祝日 12月29日～1月3日	有
児童高齢者交流プラザ	1	月～日曜：午前9時30分～午後8時 祝日、12月29日・30日： 午前9時30分～午後6時15分 ※小学生の利用時間は午後6時まで	12月31日～1月3日	有
子どもふれあいルーム	1	月～日曜・祝日：午前9時～午後6時	12月29日～1月3日	無

根拠法令等

児童福祉法

港区立児童館条例

港区立子ども中高生プラザ条例

港区立児童高齢者交流プラザ条例

港区飯倉学童クラブ等事業実施要綱

港区子どもふれあいルーム事業実施要綱 他

開始時期

児童館：昭和41年4月1日

飯倉学童クラブ：平成19年4月1日

子ども中高生プラザ：平成15年4月1日

児童高齢者交流プラザ：平成19年4月1日

子どもふれあいルーム：平成26年11月1日

実績表

令和4年度

児童館等利用状況

(単位：人)

地区 ・施設名	区分	幼児		小学生		中学生		高校生		大人		合計	
		年間	月平均	年間	月平均	年間	月平均	年間	月平均	年間	月平均	年間	月平均
芝	神明子ども 中高生 プラザ	6,309	526	16,081	1,340	1,248	104	1,107	92	7,083	590	31,828	2,652
麻布	飯倉学童 クラブ	2,979	248	17,463	1,455	97	8	11	1	2,382	199	22,932	1,911
	麻布子ども 中高生 プラザ	21,278	1,773	34,227	2,852	13,942	1,162	4,485	374	22,978	1,915	96,910	8,076
	子ども ふれあい ルーム	4,821	402	2,420	202					5,008	417	12,249	1,021
赤坂	赤坂子ども 中高生 プラザ	5,897	492	24,460	2,038	3,952	329	1,546	129	10,180	848	46,035	3,836
	赤坂子ども 中高生 プラザ 青山館	5,392	449	21,573	1,798	1,491	124	455	38	8,159	680	37,070	3,089
高輪	豊岡 児童館	754	63	17,630	1,469	464	39	9	1	861	72	19,718	1,643
	高輪 児童館	1,970	164	14,670	1,223	166	14	10	1	2,920	243	19,736	1,645
	白金台 児童館	4,107	342	17,670	1,473	178	15	118	10	4,239	353	26,312	2,193
	高輪子ども 中高生 プラザ	21,346	1,779	34,514	2,876	7,404	617	5,646	471	27,492	2,291	96,402	8,034
芝浦 港南	台場 児童館	858	72	22,947	1,912	1,406	117	214	18	1,611	134	27,036	2,253
	港南子ども 中高生 プラザ	8,783	732	67,605	5,634	3,788	316	2,569	214	9,198	767	91,943	7,662
	芝浦アイランド 児童高齢者 交流プラザ	11,025	919	28,760	2,397	1,982	165	641	53	15,347	1,279	57,755	4,813

※学童クラブ出席者を含みます。

※大人の中に団体利用者を含みます。

※各子ども中高生プラザは日曜日利用分、子どもふれあいルーム及び芝浦アイランド児童高齢者交流プラザは日曜日・祝日利用分を含みます。

※月平均については、個々の区分の年間の数値を12か月で割っています。(小数点以下四捨五入)

※芝浦アイランド児童高齢者交流プラザは上記の他に高齢者の利用が年間9,894人ありました。

利用状況

(単位：人)

区分 年度	一般利用者数	学童クラブ 延出席数	合 計	月平均
30	625,404	193,465	818,869	68,239
元	539,335	184,509	723,844	60,320
2	228,527	133,383	361,910	30,159
3	363,552	177,739	541,291	45,108
4	398,838	187,088	585,926	48,827

※一般利用者に団体利用者を含みます。

※芝浦アイランド児童高齢者交流プラザの高齢者の年間利用者9,894人は含みません。

職員数

令和5年4月1日現在 (単位：人)

地区・施設名		種別	職 員 数			
			館 長	指 導 員	会計年度 任用職員 (非常勤)	計
芝	神明子ども中高生プラザ		1	17	16	34
麻 布	飯倉学童クラブ		1	5	13	19
	麻布子ども中高生プラザ		1	18	6	25
	子どもふれあいルーム		1	5	4	10
赤 坂	赤坂子ども中高生プラザ		1	13	18	32
	赤坂子ども中高生プラザ青山館		1	10	16	27
高 輪	豊岡児童館		1	7	6	14
	高輪児童館		1	6	3	10
	白金台児童館		1	8	3	12
	高輪子ども中高生プラザ		1	18	19	38
芝浦港南	台場児童館		1	9	6	16
	港南子ども中高生プラザ		1	35	6	42
	芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ※1		1	18	5	24
合 計			13	169	121	303

※1 高齢者担当兼務（指導員2、非常勤1）を含む。

児童館週末施設開放

所管課

各総合支所管理課

子ども若者支援課

目 的

児童健全育成に関わる団体や児童とその保護者等を対象に児童館等施設を開放し、児童の健全な育成を図ります。

事業内容

施設を開放する日は、日曜日及び12月29日・30日の午前9時から午後5時までです。
※祝日・年末年始（12月31日～1月3日）にあたる日曜日は除きます。

根拠法令等

港区立児童館週末施設開放運営要綱
港区飯倉学童クラブ等事業実施要綱

開始時期

平成8年4月1日

実績表

児童館等週末施設開放利用状況

地区・施設名・区分		年度		30		元		2	3	4
		個人	団体	51日	2,233人	44日	1,900人	—	—	—
麻 布	飯倉学童クラブ	個人	51日	2,233人	44日	1,900人	—	—	—	
		団体	0件	0人	0件	0人	—	—	—	
赤 坂	青山児童館	個人	51日	1,755人	43日	1,441人				
		団体	0件	0人	0件	0人				
高 輪	豊岡児童館	個人	51日	1,057人	44日	1,196人	—	—	—	
		団体	0件	0人	0件	0人	—	—	—	
	高輪児童館	個人	51日	2,393人	44日	1,937人	—	—	—	
		団体	0件	0人	0件	0人	—	—	—	
	白金台児童館	個人	51日	5,653人	45日	4,614人	—	—	—	
		団体	0件	0人	20件	537人	—	—	—	
芝浦港南	台場児童館	個人	51日	832人	45日	549人	—	—	—	
		団体	0件	0人	0件	0人	—	—	—	
計	個人	306日	13,923人		265日	11,637人		—	—	—
		0件	0人		20件	537人		—	—	—

※青山児童館は令和2年3月31日をもって廃止となりました。

※令和2年3月8日から週末施設開放を中止しています。

学童クラブ	所管課	各総合支所管理課
		子ども若者支援課

目 的

保護者が就労・疾病等の理由で放課後等に家庭での保護を受けられない児童に対し、適切な遊び及び安全・安心に過ごすことのできる生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。

事業内容

(1) 対 象

区内在住又は区内小学校に在籍する1年生から6年生までの児童

(2) 在籍期間

入会後から当該年度の年度末まで

(3) 利用時間

・月～金曜日：放課後から午後7時まで

※学校休業日は、午前8時から午後7時まで

・土曜日：午前8時から午後5時まで

※学校がある日は、放課後から午後5時まで

(4) 育成料

月額3,000円（在籍期間が15日以下の場合1,500円）。※減免制度あり

おやつ代・お楽しみ会費は別途月額2,000円。

根拠法令等

児童福祉法

港区学童クラブ条例

港区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

補助金名等

子ども・子育て支援交付金

開始時期

昭和41年4月1日

定員及び入会児童数

令和5年4月1日現在（単位：人）

地区・クラブ名	種 別	定員	入会児童数
芝	神明子ども中高生プラザ学童クラブ	110	96
麻 布	飯倉学童クラブ	66	65
	麻布子ども中高生プラザ学童クラブ	80	84
	東麻布学童クラブ	64	63
	南麻布学童クラブ	120	117
赤 坂	赤坂子ども中高生プラザ学童クラブ	120	119
	赤坂子ども中高生プラザ青山館学童クラブ	80	80
高 輪	豊岡児童館学童クラブ	76	75
	高輪児童館学童クラブ	55	63
	白金台児童館学童クラブ	66	68
	高輪子ども中高生プラザ学童クラブ	77	77
	桂坂学童クラブ	200	208
	神応学童クラブ	170	190
	白金台学童クラブ（ゆかしの杜学童クラブ）	60	60
芝浦港南	台場児童館学童クラブ	105	87
	港南子ども中高生プラザ学童クラブ	320	322
	芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ学童クラブ	132	132
	芝浦学童クラブ	270	238
	五色橋学童クラブ	160	97
合 計		2,331	2,241

放課GO→クラブ	所管課	各総合支所管理課
		子ども若者支援課

目 的

児童が放課後等の学校施設を活用し、学習、スポーツ、遊びなどの活動を行うとともに、自主性、社会性及び創造性を養い健全育成を推進します。また、保護者が就労・疾病等の理由で放課後等に家庭での保護を受けられない児童に対し、適切な遊び及び安全・安心に過ごすことのできる生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。

事業内容

(1) 対 象

当該放課GO→クラブがある小学校に在籍又は当該放課GO→クラブがある小学校区域内に在住する1年生から6年生までの児童

(2) 在籍期間

入会後から当該年度の年度末まで

(3) 利用時間

① 放課GO→

・月～金曜日：放課後から午後5時まで

※学校休業日は、午前9時から午後5時まで

② 放課GO→学童クラブ

・月～金曜日：放課後から午後7時まで

※学校休業日は、午前8時から午後7時まで

・土曜日：午前8時から午後5時まで

※学校がある日は、放課後から午後5時まで

(4) 学童クラブ育成料

月額3,000円（在籍期間が15日以下の場合1,500円）。※減免制度あり

おやつ代・お楽しみ会費は別途月額2,000円。

根拠法令等

港区学童クラブ条例

港区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

港区放課GO→クラブ実施要綱

補助金名等

子ども・子育て支援交付金

東京都放課後子供教室推進事業費補助金

開始時期

平成21年4月1日

実績表

地区	放課GO→クラブ名	参加者数（延べ人数）				
		30	元	2	3	4
芝	放課GO→クラブおなりもん	11,142	11,337	5,354	6,062	12,998
	放課GO→クラブしば	20,904	23,090	14,757	18,491	26,571
	放課GO→クラブあかばね	11,779	12,386	3,935	4,814	10,193
麻布	放課GO→クラブあざぶ	10,810	11,814	4,194	6,195	13,489
	放課GO→クラブなんざん	11,409	12,233	4,695	7,279	11,063
	放課GO→クラブほんむら	6,614	6,426	3,276	6,716	9,969
	放課GO→クラブこうがい	19,507	18,234	9,219	14,443	20,960
赤坂	放課GO→クラブあかさか	12,559	12,898	3,703	5,271	16,599
	放課GO→クラブあおやま	13,249	9,778	3,159	4,093	5,252
	放課GO→クラブせいなん	21,813	21,145	10,960	15,610	22,787
高輪	放課GO→クラブしろかね	12,414	14,792	6,087	6,278	12,847
	放課GO→クラブしろかねのおか	22,044	19,605	11,415	13,640	17,699
	放課GO→クラブたかなわだい			4,958	6,372	12,126
芝浦港南	放課GO→クラブしばうら	13,944	12,819	4,000	5,176	8,561
	放課GO→クラブしばはま					22,097
	放課GO→クラブこうなん	9,086	10,054	4,359	6,157	11,117
合計		209,618	208,887	97,330	130,994	244,163

※放課GO→のうち学童クラブ事業を付加したものを、放課GO→クラブとして、各地区の総合支所管内で実施しています。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、放課GO→を令和2年3月2日から令和4年3月31日まで休止しました。放課GO→休止期間中の参加者数（延べ人数）は、学童クラブ事業参加者数のみを計上しています。

※休止した放課GO→の代替として、緊急児童居場所づくり事業を令和2年3月9日から令和4年3月31日まで実施しました。

※放課GO→は令和4年4月1日から再開しています。

※放課GO→クラブたかなわだいは、令和2年7月1日に開設しました。

※放課GO→クラブしばはまは、令和4年4月1日に開設しました。

定員及び入会児童数

令和5年4月1日現在（単位：人）

地区	放課GO→クラブ名	学童クラブ定員	学童クラブ入会児童数
芝	放課GO→クラブおなりもん	35	34
	放課GO→クラブしば	150	147
	放課GO→クラブあかばね	77	76
麻布	放課GO→クラブあざぶ	36	36
	放課GO→クラブなんざん	70	70
	放課GO→クラブほんむら	52	52
	放課GO→クラブこうがい	100	100
赤坂	放課GO→クラブあかさか	25	25
	放課GO→クラブあおやま	54	54
	放課GO→クラブせいなん	40	28
高輪	放課GO→クラブしろかね	120	126
	放課GO→クラブしろかねのおか	40	40
	放課GO→クラブたかなわだい	80	80
芝浦港南	放課GO→クラブしばうら	40	40
	放課GO→クラブしばはま	30	29
	放課GO→クラブこうなん	160	160
合計		40	40
		1,149	1,137

※放課GO→クラブしばはまは、令和4年4月1日に開設しました。

高校生の居場所づくり	所管課	— 子ども若者支援課
<p>目 的</p> <p>高校生世代が抱える悩みや不安に寄り添い、子どもたちの育ちや権利が保障される居場所づくりを検討します。</p> <p>事業内容</p> <p>高校生世代の悩みごとや支援ニーズを把握するため、高校生世代及びその保護者を対象に実態調査を実施し、高校生世代が安全で安心して過ごし、自己肯定感を高め、成長していくことができる居場所づくりを検討します。</p> <p>(1) 調査対象 区内在住の高校生世代4,815人及びその保護者4,513人</p> <p>(2) 主な調査項目 家庭・学校以外での活動場所、悩みごと、相談先、支援ニーズ 等</p> <p>(3) 調査方法 調査票を郵送し、紙媒体又はオンラインで回答を回収</p> <p>(4) 調査期間 令和5年3月から4月まで</p> <p>(5) その他 区内高校の教諭、子ども中高生プラザ等の施設職員にヒアリング</p> <p>開始時期</p> <p>令和4年12月</p>		

学童クラブ児童見守りシステム	所管課	各総合支所管理課
		子ども若者支援課

目 的

各学童クラブに児童の入退室を管理するための機器を設置し、保護者が児童の入退室した日時を把握することにより、児童の放課後等の安全・安心の確保を図ります。

事業内容

当該システムの利用申込みをした学童クラブ児童に、ICタグを貸与します。児童が学童クラブに入退室すると、その保護者の携帯電話等に電子メールで児童の入退室を知らせます。

根拠法令等

港区学童クラブ児童見守りシステム事業実施要綱

補助金名等

東京都子供家庭支援区市町村包括補助事業補助金

開始時期

平成28年7月

実績表

各年度4月1日現在（単位：人）

年 度	30	元	2	3	4
利用者数	2,949	2,863	3,026	3,065	3,499

二十歳（はたち）のつどい	所管課	—
		子ども若者支援課

目 的

「おとな」としての自覚と責任感を持った若者の育成を図るため、二十歳という節目のときを迎えた若者を祝い励ますことを目的に、「二十歳（はたち）のつどい」を実施します。

事業内容

式典と実行委員会（20歳を迎える公募委員、青少年委員等）が企画・運営する催し物を実施します。実行委員会形式は、昭和52年度から実施しています。

令和4年4月1日から民法上の成年年齢は18歳となりましたが、区では、令和4年度以降も「二十歳（はたち）のつどい」の対象年齢を20歳としています。

開始時期

昭和28年1月

実績表

年 度	30	元	2	3	4		
開 催 日	31.1.14(月・祝)	2.1.13(月・祝)	3.1.11 (月・祝)	4.1.10 (月・祝)	5.1.9 (月・祝)		
時 間	12:00~14:00	12:00~14:00	12:30~13:00	①12:00~13:00 ②14:00~15:00	①12:00~13:00 ②14:00~15:00		
会 場	東京プリンスホテル	東京プリンスホテル	東京プリンスホテル	東京プリンスホテル	東京プリンスホテル		
対 象 者	H10.4.2~ H11.4.1生	H11.4.2~ H12.4.1生	H12.4.2~ H13.4.1生	H13.4.2~ H14.4.1生	H14.4.2~ H15.4.1生		
対象者数 (1月1日現在)	1,581人 (外国人113人を含む)	1,549人 (外国人117人を含む)	1,442人 (外国人91人を含む)	1,467人 (外国人76人を含む)	1,638人 (外国人146人を含む)		
参加者数	772人 (転出者126人を含む)	800人 (転出者146人を含む)	—	652人 (転出者96人を含む)	705人 (転出者115人を含む)		
参 加 率	48.8%	51.6%	—	44.4%	43.0%		
メッセージ グッズ	オリジナル 万年筆	オリジナル カードケース	オリジナル 名刺入れ	オリジナル ステンレスストロー	オリジナル ボールペン		
テ ー マ	平成最後の成人式 ~新しい章の 始まり~	新歩（しんぽ）	夢現（むげん）	変化（へんか）	飛躍（ひやく） ~新たな一歩を~		
内 容	第1部	式辞：区長	式辞：区長	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ、会場開催は中止しました。代替として、動画配信サイトを通じ、ライブ配信を実施しました。また、お祝い動画を作成し、一定期間動画配信サイトで放送しました。	式辞：区長 祝辞：議長 実行委員代表挨拶 実行委員会企画： 抽選会他	式辞：区長 祝辞：議長 実行委員代表挨拶 実行委員会企画： 動画放映他	
		祝辞：議長	祝辞：議長				
		実行委員代表挨拶	実行委員代表挨拶				
	第2部	会食・懇談	会食・懇談				
		実行委員会企画： 宝くじ他	実行委員会企画： マジックショー他				
	そ の 他	行政のお知らせ スライド・動画(14件)	行政のお知らせ スライド・動画(15件)		1 ライブ配信内容 (1)式辞：区長 (2)祝辞：議長 (3)実行委員代表挨拶 2 お祝い動画 (1)小・中学校の恩師からのビデオメッセージ (2)スペシャルゲストからのビデオメッセージ	行政のお知らせ スライド・動画(20件)	行政のお知らせ スライド・動画(9件)
		「めいすい君」と 記念撮影コーナー	「めいすい君」と 記念撮影コーナー			写真撮影スポット (東京タワー、増上寺、区立芝公園)	写真撮影スポット (東京タワー、増上寺)
		ありがとうポスト87枚	ありがとうポスト52枚			家族向けライブ配信	家族向けライブ配信
		着付け直しコーナー	着付け直しコーナー			着付け直しコーナー	着付け直しコーナー
		—	本庁舎9階にて、 会場の様子を放映			新型コロナウイルス感染症の対策として 同じ内容を地区により2回に分けて実施	新型コロナウイルス感染症の対策として 同じ内容を地区により2回に分けて実施

子ども110番事業	所管課	—
		子ども若者支援課

目 的

子どもが不審者等から追いかけられた場合に、子ども110番協力者が子どもを保護し、警察や保護者に通報して子どもの安全を図ります。

事業内容

区立小学校PTAと区が地域の個人・事業所に加入をお願いし、加入者には目印となる協力者シールを道路等から見える位置に貼っていただきます。

また、区立小学校通学区域ごとの協力者マップを作成し、各区立小学校等に配布します。

区は協力者見舞金制度を設け、協力者が協力したことにより人的・物的被害を受けた場合に、区が加入する補償保険の約款に基づいて、見舞金を支給します。

根拠法令等

港区「子ども110番協力者」見舞金支給要綱

開始時期

平成16年2月 協力者マップの作成・配布

平成17年7月 見舞金支給制度の創設

実績表

(1) 年度別協力者数

令和5年4月1日現在（単位：件）

年 度	30	元	2	3	4
協力者数	1,303	1,311	1,278	1,238	1,168

(2) 小学校区別協力者数

令和5年4月1日現在（単位：件）

小学校区	個人・事業所	区有施設	計	小学校区	個人・事業所	区有施設	計
御成門	137	16	153	麻布	76	7	83
芝	50	3	53	南山	53	2	55
赤羽	49	4	53	本村	18	8	26
芝浦	22	2	24	筈	60	4	64
芝浜	35	10	45	東町	43	3	46
御田	66	9	75	赤坂学園	89	10	99
高輪台	44	10	54	赤坂			
白金	26	6	32	青山	45	11	56
白金の丘学園	93	10	103	青南	48	6	54
白金の丘				お台場学園	32	6	38
港南	43	12	55	港陽			
合 計				1,029 139 1,168			

目 的

青少年の健全な育成のための子どもの遊び場に関する総合施策の推進を図ります。

事業内容

区内にある遊び場及び遊び場の対象となる遊休地の活用について決定します。

遊び場の対象となる遊休地は、原則として土地面積が概ね100㎡以上、活用できる期間が1年以上のものであります。

遊 び 場 一 覧

令和5年4月1日現在

名 称	所 在 地	面 積	開 設 年 月 日
久国神社境内遊び場	六本木二丁目1番	341㎡	昭和 42. 2. 1
氷川神社境内遊び場	赤坂六丁目10番	284㎡	昭和 44. 4. 1
白金台三丁目遊び場	白金台三丁目12番	1,416㎡	昭和 45. 9. 20
夕風橋際遊び場	芝浦四丁目20番先	1,361㎡	昭和 46. 3. 31
承教寺前遊び場	高輪二丁目4番先	40㎡	昭和 46. 8. 19
日東坂下遊び場	白金台五丁目11番先	236㎡	昭和 48. 1. 5
白金台緑の遊び場	白金台三丁目7番	878㎡	昭和 50. 1. 31
高輪台遊び場	高輪三丁目9番	527㎡	昭和 50. 4. 1
港南三丁目遊び場	港南三丁目2番	3,002㎡	昭和 50. 9. 6
永坂上遊び場	六本木五丁目18番先	98㎡	昭和 51. 4. 1

根拠法令等

港区遊び場対策本部設置要綱

開始時期

昭和41年10月

実績表

年度	幹事会議	本部会議	議題
30	11.19 (月)	12.12 (水)	浜松町二丁目遊び場の廃止について
元	—	—	—
2	—	—	—
3	—	—	—
4	—	—	—

みなとキャンプ村	所管課	各総合支所協働推進課
		子ども若者支援課

目 的

青少年が自然に親しむ機会と野外活動の体験をとおして、自主性・協調性・創造性を養い、団体生活のマナーを学ぶ場として開設することにより、青少年の健全育成を図ります。

事業内容

港区青少年対策地区委員会と区の共催で実施します。

区が夏休みの一定期間（2泊3日の2ローテーション）のキャンプ場と青少年対策地区委員会ごとの往復バスを借り上げ、同行看護師の依頼、寝具等の手配、食器・調理器具の貸出し等を行います。

募集やプログラムは、各青少年対策地区委員会のリーダーや育成者が企画・実施し、野外炊飯、川遊び、ハイキング、キャンプファイヤーや花火など、都会で普段は味わえない体験の機会を青少年に提供します。

開始時期

昭和52年8月

実績表

年 度	30	元	2	3	4
担当者会議	4.17(火)	4.16(火)	-	-	-
リーダー会議	7.5(木)	7.4(木)	-	-	-
日程・地区委員会	第1ローテーション	8.11~13 (土~月)	8.10~12 (土~月)	-	-
		御成門地区 港 南地区 白 金地区 六本木地区 青 山地区	六本木地区 高 陵地区 青 山地区 港 南地区 お台場地区	-	-
	第2ローテーション	8.18~20 (土~月)	8.17~19 (土~月)	-	-
		三 田地区 高 松地区 高 陵地区 赤 坂地区 お台場地区	御成門地区 三 田地区 高 松地区 白 金地区 赤 坂地区	-	-
キャンプ場	山梨県小菅村 平山キャンプ場	山梨県小菅村 平山キャンプ場	-	-	-
参加者(人)	青少年	330 (小1~中3)	343 (小1~中3)	-	-
	育成	221	214	-	-
	合計	551	557	-	-
反省会議	8.30(木)	9.5(木)	-	-	-

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年度、令和3年度及び令和4年度は中止しました。

青少年問題協議会	所管課	—
		子ども若者支援課

目 的

青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策を適切に実施するため、青少年問題の調査、審議及び関係行政機関相互の連絡調整を図ります。

事業内容

青少年問題に対処するため、昭和28年に国が法律を制定して都道府県に設置を義務付け、市町村には設置を求めた区長の付属機関です。

青少年の健全育成に必要な施策を推進するため、「港区青少年健全育成活動方針」を策定するとともに、関係機関と地域活動組織等の連絡調整を行います。

根拠法令等

地方青少年問題協議会法
港区青少年問題協議会条例

開始時期

昭和40年3月

関係発行物

港区青少年健全育成活動方針（毎年度発行）

実績表

年 度		30	元	2	3	4	
幹事会	開 催 日	30.12.19(水)	元.12.19(木)	—	4.1.11(火)	4.12.19(月)	
	幹 事 数 (人)	19	19	11	23	22	
	出 席 者 数 (人)	11	17	—	21	21	
協議会	開 催 日	31.1.30(水)	2.1.29(水)	—	4.1.27(木)	5.1.26(木)	
	委 員 数 (人)	31	31	31	31	30	
	出席者数 (人)	委 員	31	30	—	26	27
		幹 事	18	18	—	20	18
計 (区長を含む)		50	49	—	46	45	
港区青少年健全育成活動方針 発行部数(部)		13,500	12,500	13,000	13,500	14,000	

※港区青少年健全育成活動方針は、毎年度末に翌年度版を作成しています。

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、幹事会及び協議会は書面開催。

青少年対策地区委員会活動支援	所管課	各総合支所協働推進課
		子ども若者支援課

目 的

青少年対策地区委員会は区立中学校通学区域ごとに設置された任意団体で、地域における青少年対策の推進母体として地域の青少年団体との連絡調整を図り、それらの活動を援助・協力し、「港区青少年健全育成活動方針」に基づいて地域の実情に応じた様々な自主事業を実施して、青少年の健全育成活動を行っています。

区は、これらの団体を支援することにより青少年の健全育成を図ります。

事業内容

- (1) 「組織活動補助金」及び「レベルアップ事業補助金」の交付
- (2) 地区委員会相互及び区（各総合支所協働推進課、子ども家庭支援部子ども若者支援課）との情報交換のため、会長会や担当者会などを開催

根拠法令等

港区青少年対策地区委員会の組織活動補助金等交付要綱

港区青少年対策地区委員会の会長の職にあった者に対する感謝状贈呈基準

開始時期

昭和34年11月 青少年問題協議会の下部組織として発足

昭和37年6月 青少年問題協議会から独立

昭和57年6月 青少年問題協議会の下部組織である補導連絡会と一体化

関係発行物

港区青少年対策地区委員会ハンドブック（隔年度発行）

実績表

(1) 青少年人口と事業参加者数

（単位：人（事業参加者数は延））

地区委員会	30.1.1 現在29 歳以下	30年度 事業 参加者	31.1.1 現在29 歳以下	元年度 事業 参加者	2.1.1 現在29 歳以下	2年度 事業 参加者	3.1.1 現在29 歳以下	3年度 事業 参加者	4.1.1 現在29 歳以下	4年度 事業 参加者
御成門	4,234	1,996	4,269	1,635	4,464	34	4,537	540	4,543	1,173
三田	9,441	3,887	9,742	4,710	9,895	1,223	9,981	414	10,042	2,368
高松	8,143	2,093	8,328	2,032	8,293	163	8,320	73	8,220	939
港南	14,010	1,762	14,164	1,691	14,553	393	14,575	461	14,571	656
白金	5,035	1,207	5,181	1,037	5,192	1,977	5,091	1,890	5,044	1,693
六本木	9,921	355	10,183	816	10,217	115	10,090	182	9,874	433
高陵	6,402	990	6,685	1,729	6,754	157	6,739	186	6,581	431
赤坂	5,343	2,336	5,469	1,865	5,726	354	5,639	248	5,540	586
青山	3,881	1,095	4,010	689	4,024	326	4,070	99	4,183	382
お台場	1,694	4,280	1,698	4,000	1,678	2,205	1,627	2,760	1,593	3,805
計	68,104	20,001	69,729	20,204	70,796	6,947	70,669	6,853	70,191	12,466

(2) 組織活動補助金額

(単位：円)

年 度		30		元		2	3	4
御成門	一 般 分	612,200		611,200		204,738	177,630	329,272
	レベルアップ分	161,420		157,540		-	-	-
	計	773,620		768,740		204,738	177,630	329,272
三田	一 般 分	688,600		689,700		790,000	791,000	793,000
	レベルアップ分	200,000		24,466		-	-	200,000
	計	888,600		714,166		790,000	791,000	993,000
高松	一 般 分	552,832		669,400		68,416	49,465	567,063
	レベルアップ分	200,000		0		-	-	-
	計	752,832		669,400		68,416	49,465	567,063
港南	一 般 分	755,700		386,395		338,059	856,000	857,000
	レベルアップ分	200,000		-		-	-	-
	計	955,700		386,395		338,059	856,000	857,000
白金	一 般 分	623,900		624,300		362,398	686,692	380,453
	レベルアップ分	200,000		0		-	200,000	200,000
	計	823,900		624,300		362,398	886,692	580,453
六本木	一 般 分	695,700		199,386		581,584	628,393	433,755
	レベルアップ分	200,000		0		0	0	200,000
	計	895,700		199,386		581,584	628,393	633,755
高陵	一 般 分	644,000		645,900		745,000	745,000	744,000
	レベルアップ分	200,000		200,000		200,000	200,000	200,000
	計	844,000		845,900		945,000	945,000	944,000
赤坂	一 般 分	628,400		628,400		731,000	730,000	729,000
	レベルアップ分	200,000		197,300		200,000	200,000	200,000
	計	828,400		825,700		931,000	930,000	929,000
青山	一 般 分	607,000		607,500		550,313	708,000	709,000
	レベルアップ分	200,000		85,516		200,000	200,000	200,000
	計	807,000		693,016		750,313	908,000	909,000
お台場	一 般 分	574,900		574,500		674,000	673,000	673,000
	レベルアップ分	200,000		200,000		200,000	200,000	200,000
	計	774,900		774,500		874,000	873,000	873,000
計	一 般 分	6,383,232		5,636,681		5,045,508	6,045,180	6,215,543
	レベルアップ分	1,961,420		864,822		800,000	1,000,000	1,400,000
	計	8,344,652		6,501,503		5,845,508	7,045,180	7,615,543

※「-」は補助金の申請なし、「0」は補助金交付後に全額返還があったことを示します。

(3) 会 議

年 度		30		元		2	3	4
会長会 (年2回)	開催日	6.5 (火)	10.25 (木)	5.24 (金)	11.1 (金)	7.16(木)	11.30(火)	-
担当者会など (年1回)	開催日	4.11(水)		4.10(水)		4.16(木)	4.8(木)	4.11(月)

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、担当者会は書面会議としました。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年度及び令和3年度の会長会を1回中止し、令和4年度の会長会は2回中止しました。

子ども会活動助成	所管課	—
		子ども若者支援課

目 的

少年期に仲間や地域の大人とのふれあいをとおして社会性・自立性・協調性・創造性等を養うことを目的に活動している子ども会を支援することにより、青少年の健全育成を図ります。

事業内容

港区子ども会連合会に加盟する子ども会に、指導者謝礼を助成します。

総会及び年3回程度の代表者会議に参加し、年1回の子ども会連合会統一事業を共催で開催します。

開始時期

昭和54年

実績表

(1) 加盟団体数及び事業参加者数

(単位：人(延))

年 度	30	元	2	3	4	
港区子ども会連合会加盟団体数	5団体	5団体	3団体	3団体	3団体	
事業参加者数	マルス・クラブ	253	487	20	30	95
	ディズニー少年団	27	46	—	134	10
	スーパートマト子ども会	112	89	—	—	—
	スマイルクラブ	140	95			
	Rainbow kids club	398	40			
	合計	930	757	20	164	105

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年度は、多くの活動が中止になりました。

(2) 子ども会連合会統一事業実施状況

(単位：人)

年 度	30	元	2	3	4	
事業名	子ども会まつり	子ども会まつり	—	子ども会まつり	子ども会まつり	
日 時	7.21(土) 13時30分～15時	6.22(土) 13時30分～15時	—	11.14(日) 14時～15時30分	11.12(土) 14時～15時30分	
会 場	神明いきいき プラザ6階	神明いきいき プラザ6階	—	神明いきいき プラザ6階	神明いきいき プラザ6階	
内 容	パン釣り、大型 パズル、宝釣り、 エコバッグ作り、 バルーンアート、 消火器訓練など	パン釣り、宝釣 り、大型パズル、 エコバッグ描画、 輪投げ、消火器操 作実演など	—	パン釣り、的あ て、エコバッグ 作り、クイズ、 絵画展示、消火 器操作訓練など	的あて、パン釣 り、クイズ、エ コバッグ作り、 消火器操作訓練、 紙飛行機など	
参加者数	大人	67	119	—	104	140
	子ども	120	174	—	116	137
	計	187	293	—	220	277

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年度は、子ども会連合会統一事業を中止しました。

青少年関係団体指導者等賠償責任保険
(ボランティア保険)

所管課

子ども若者支援課

目 的

区で活動する青少年関係団体（PTA・地区委員会・子ども会・町会・少年スポーツ団体など）の指導者等を対象に、区が保険料を全額負担し、団体の青少年健全育成活動中に損害賠償責任を負ったり自身が死傷した場合に備えた賠償責任保険と傷害保険の補償を行うことにより、安全・安心な青少年健全育成活動を支援します。

事業内容

加入の申請受付・認定、事故報告書の受付・提出等を行います。

保 険 内 容

賠償責任 保険	対象となる事故	指導者が、活動の参加者や第三者の身体・物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合
	保 険 金 額	(1) 対人賠償 最高1事故2億円 (2) 財物賠償 最高1事故2億円 (3) 保管物賠償 最高1事故300万円 免責金額：0円
傷害保険	対象となる事故	指導者及び参加者が、青少年育成活動中に急激かつ偶然な外来の事故で、けがをした場合、又は死亡した場合
	保 険 金 額	(1) 死亡保険金 500万円 (2) 後遺障害保険金 20万円～500万円 (3) 入院保険金 1日3,000円 (4) 通院保険金 1日2,000円 支払い対象期間：(3)は事故日から180日、(4)は90日を限度

※他の賠償責任保険に加入されている場合は他の保険を優先し、不足分を本保険で適用します。

根拠法令等

港区青少年関係団体指導者等賠償責任保険取扱要綱

開始時期

昭和60年4月1日

実績表

(単位：件)

年 度	30	元	2	3	4
青少年関係団体加入数	88	81	76	73	76
保険該当事数 (事故発生日基準)	5	0	0	1	9

ひきこもり対策

所管課

—
生活福祉調整課
(子ども若者支援課)

ひきこもり対策は、令和2年4月から対象を子ども・若者に限定せず生活福祉調整課で行っています。

目 的

近年、社会参加や対人交流を避けて自宅を中心とした生活を送る、「社会的ひきこもり」が子ども・若者に増加しているといわれ、重要な課題となっています。ひきこもりになる要因や状況も様々なことから、必要な支援も一人ひとり異なることが推測されます。

平成21年7月に、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者への支援施策を推進することを目的に制定された「子ども・若者育成支援推進法」(平成22年4月1日施行)に基づき、区は、適切な支援施策を積極的に推進します。

事業内容

港区子ども・若者支援地域協議会を設置し、専門家の助言を得ながら地域及び関係部署が連携して支援を実施していきます。

根拠法令等

子ども・若者育成支援推進法

港区子ども・若者支援地域協議会設置要綱

開始時期

平成22年2月

実績表

(1) 協議会

(単位：人)

年 度		30	元	2	3	4
港区子ども・若者 支援地域協議会	開催日	31.2.6(水)	—	—	—	—
	委員数	18	—	—	—	—
	出席者数	16	—	—	—	—

(2) 講演会

年 度		30	元	2	3	4
第1回	開催日	30.8.29(水)	元.7.25(木)	—	3.9.16(木)	—
	会 場	みなと保健所	みなと保健所	—	みなと保健所	—
	内 容	思春期講演会	思春期講演会	—	思春期講演会	—
	参加者	36人	47人	—	28人	—
第2回	開催日	31.3.18(月)	2.3.16(月)	—	—	—
	会 場	港区役所	高輪区民センター	—	—	—
	内 容	子ども・若者 講演会	子ども・若者 講演会	—	—	—
	参加者	28人	中止	—	—	—

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年3月から令和3年3月まで中止としました。

目 的

子ども食堂を運営する個人や団体に対して活動の支援等を行い、子どもの孤食解消及び保護者の支援を促進します。

事業内容

(1) 「港区子ども食堂推進事業補助金」の交付

① 対象

民間団体等が行う地域の子ども及びその保護者への食事及び交流の場を提供する取組

② 補助金額

ア 次の(ア)又は(イ)のいずれか低い金額

(ア) 対象経費の実支出額－寄付金その他の収入額並びに国からの交付金及び補助金の受入額

(イ) 実施月数×2万円(令和4年度は実施月数×4万円)

イ アに加え、配食又は宅食を実施するときは、年間12万円を上限として加算(令和4年度は年間72万円を上限として加算)

(2) 「港区子ども食堂ネットワーク」の運営

① 対象

子ども食堂の運営者、子どもの食に関わる活動をしている人、運営や支援を検討している人等

② 活動内容

子ども食堂運営者・支援者(検討中の人を含む)の連携、情報共有
子ども食堂の情報発信、理解促進 等

根拠法令等

港区子ども食堂推進事業補助金交付要綱

開始時期

平成31年4月 港区子ども食堂推進事業補助開始

令和2年2月 港区子ども食堂ネットワーク発足

実績表

(1) 申請件数及び補助金額

年度	元	2	3	4
申請件数(件)	3	3	3	4
補助金額(千円)	100	573	1,321	2,376

(2) 港区子ども食堂ネットワーク会員数(令和5年4月1日現在)

年度	元	2	3	4
会員数	35	45	52	59

児童手当・特例給付

所管課

各総合支所区民課

子ども若者支援課

目 的

児童を養育している人に児童手当等を支給することにより、家庭等における生活の安定に役立てるとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図ります。

事業内容

(1) 対象者

15歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している人

(2) 手 当 額 (児童1人当たりの月額)

令和5年4月現在

区分	所得制限内の 場合	所得制限を超え、 所得上限未済の場合
0～3歳未満まで(一律)	15,000円	5,000円
3歳～小学校修了までの第1子及び第2子	10,000円	
3歳～小学校修了までの第3子以降	15,000円	
中学生(一律)	10,000円	

所得限度額表

扶養親族等の数(人)	0	1	2	3	1人増す毎に加算
所得制限限度額(千円)	6,220	6,600	6,980	7,360	380
所得上限限度額(千円)	8,580	8,960	9,340	9,720	380

※令和4年6月から所得上限限度額が適用されました。

根拠法令等

児童手当法

補助金名等

児童手当交付金、児童手当等都負担金

開始時期

平成24年4月1日

実績表

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
受給者数(人)	22,809	22,861	22,771	22,577	12,532
受給対象児童数(人)	33,596	33,934	33,883	33,627	18,202
支給額(千円)	3,171,430	3,196,765	3,216,365	3,130,520	2,481,875

※受給者数、受給対象児童数には施設等受給資格者も含まれます。

児童扶養手当

所管課

各総合支所区民課

子ども若者支援課

目 的

ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を支援し、児童の福祉の増進を図ります。

事業内容

(1) 対象者

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童（心身に中度以上の障害のある場合は20歳未満）を養育する父若しくは母又は児童を養育する人（児童に父又は母がいないか、父又は母が養育をしていない場合）で、児童が次の要件に該当し、かつ前年（1月から10月までの月分の手当については前々年）中の所得が所得限度額未満の人

- ① 父母が離婚している
- ② 父又は母が死亡している
- ③ 父又は母が重度の障害を有する（身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1・2度程度、重度の精神障害）
- ④ 父又は母が生死不明である
- ⑤ 父又は母に1年以上遺棄されている
- ⑥ 父又は母がDV保護命令を受けている
- ⑦ 父又は母が法令により1年以上拘禁されている
- ⑧ 婚姻によらない出生

所得限度額表

扶養親族等の数(人)		0	1	2	3	4	5	1人増す毎に加算
所得限度額 (千円)	全部支給	490	870	1,250	1,630	2,010	2,390	380
	一部支給	1,920	2,300	2,680	3,060	3,440	3,820	380

※平成30年8月から、全部支給の所得限度額が改定されました。

(2) 手 当 額 (月額)

令和5年4月現在

児童数	1人の場合	2人の場合	1人増す毎に加算
全 部 支 給 (円)	44,140	10,420加算	6,250
一 部 支 給 (円)	44,130~10,410	10,410~5,210加算	6,240~3,130

※所得に応じて10円刻みで変動

※手当額は毎年物価スライドにより改定されます。

根拠法令等

児童扶養手当法

補助金名等

児童扶養手当給付費国庫負担金

開始時期

昭和37年1月1日

実績表

手当支給状況

区分		年度				
		30	元	2	3	4
受給者 (人)	全部支給	589	579	549	551	567
	一部支給	357	358	356	333	320
	計	946	937	905	884	887
手当月額(円) 児童1人の場合	全部支給	42,500	42,910	43,160	43,160	43,070
	一部支給	42,490～ 10,030	42,900～ 10,120	43,150～ 10,180	43,150～ 10,180	43,060～ 10,160

※手当月額は各年度3月31日現在の金額です。

支払総額の推移

年度		30	元	2	3	4
全部支給 (円)		299,323,570	374,731,240	311,598,740	303,741,020	327,300,790
一部支給 (円)		156,432,020	180,586,480	123,353,060	126,228,530	115,238,810
計 (円)		455,755,590	555,317,720	434,951,800	429,969,550	442,539,600

特別児童扶養手当

所管課

各総合支所区民課

子ども若者支援課

目 的

精神又は身体に障害のある児童の福祉の増進を図ります。

事業内容

(1) 対象者

20歳未満の障害児を養育する父若しくは母又は児童を養育する人（児童に父母がいないか、父母が養育をしていない場合）で、児童が次の要件に該当し、かつ前年（1月から7月までの月分の手当については前々年）中の所得が所得限度額未満の人

- ① 「愛の手帳」1・2・3度程度
- ② 「身体障害者手帳」1・2・3級程度及び一部4級（下肢の一部のみ）程度
- ③ 長期間安静を要する病状、重度の内部障害又は重度の精神障害により日常生活に著しい制限を受ける児童

※障害の程度により「重度」「中度」に認定が分かれる（所定の診断書により認められる程度）

所得限度額表

扶養親族等の数(人)	0	1	2	3	4	5	1人増す毎に加算
所得限度額(千円)	4,596	4,976	5,356	5,736	6,116	6,496	380

(2) 手当額（月額）（令和5年4月現在）

1級 児童1人につき 53,700円

2級 児童1人につき 35,760円

※手当額は毎年物価スライドにより改定されます。

根拠法令等

特別児童扶養手当等の支給に関する法律

補助金名等

特別児童扶養手当事務取扱交付金（受給者数等に基づく算定額を国が負担）

開始時期

昭和37年9月1日

実績表

支給状況

区分		年度				
		30	元	2	3	4
受給者(人)		124	122	123	118	117
手当月額(円) 児童1人の場合	重度	51,700	52,200	52,500	52,500	52,400
	中度	34,430	34,770	34,970	34,970	34,900

※手当は東京都が支給するため、区の実績はありません。

児童育成手当（育成手当）

所管課

各総合支所区民課

子ども若者支援課

目 的

手当を支給することにより、ひとり親家庭の児童の福祉の増進を図ります。

事業内容

(1) 対象者

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を扶養する父若しくは母又は父母に扶養されていない児童を扶養する人で、児童が次の要件に該当し、かつ前年（1月から7月までの月分の手当については前々年）中の所得が所得限度額未満の人

- ① 父母が離婚している
- ② 父又は母が死亡している
- ③ 父又は母が重度の障害を有する（身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1・2度程度、重度の精神障害）
- ④ 父又は母が生死不明である
- ⑤ 父又は母に1年以上遺棄されている
- ⑥ 父又は母がDV保護命令を受けている
- ⑦ 父又は母が法令により1年以上拘禁されている
- ⑧ 婚姻によらない出生

所得限度額表

扶養親族等の数(人)	0	1	2	3	4	5	1人増す毎に加算
所得限度額(千円)	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	5,504	380

(2) 手 当 額（月額）

児童1人につき13,500円（令和5年4月現在）

根拠法令等

港区児童育成手当条例

開始時期

昭和47年1月1日

実 績 表

支 給 状 況

区 分 \ 年 度	30	元	2	3	4
受 給 者 数(人)	1,381(24)	1,335(20)	1,318(20)	1,278(24)	1,276(25)
受給対象児童数(人)	1,854(28)	1,795(22)	1,769(22)	1,717(26)	1,737(29)
手 当 月 額(円)	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500
支 給 額(円)	295,434,000	289,723,500	281,083,500	278,560,350	277,911,000

※平成29年度から育成手当と障害手当の併給者数をカッコ書きしています。

児童育成手当（障害手当）

所管課

各総合支所区民課

子ども若者支援課

目 的

手当を支給することにより、障害のある児童の福祉の増進を図ります。

事業内容

(1) 対象者

20歳未満で障害のある児童を扶養する父若しくは母又は父母に扶養されていない児童を扶養する人で、児童が次の要件に該当し、かつ前年（1月から7月までの月分の手当については前々年）中の所得が所得限度額未満の人

- ① 「愛の手帳」 1・2・3度程度
- ② 「身体障害者手帳」 1・2級程度
- ③ 脳性マヒ又は進行性筋萎縮症

所得限度額表

扶養親族等の数(人)	0	1	2	3	4	5	1人増す毎に加算
所得限度額(千円)	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	5,504	380

(2) 手当額（月額）

児童1人につき15,500円（令和5年4月現在）

根拠法令等

港区児童育成手当条例

開始時期

昭和47年1月1日

実績表

支給状況

区 分 \ 年 度	30	元	2	3	4
受 給 者 数(人)	94(24)	86(20)	84(20)	88(24)	89(25)
受給対象児童数(人)	96(28)	89(22)	90(22)	93(26)	98(29)
手 当 月 額(円)	15,500	15,500	15,500	15,500	15,500
支 給 額(円)	17,561,500	17,732,000	15,887,500	16,554,000	16,926,000

※平成29年度から受給者数に育成手当と障害手当の併給者数も加算しています。

※平成29年度から受給者数と受給対象児童数に育成手当と障害手当の併給者数をカッコ書きしています。

子ども医療費助成	所管課	各総合支所区民課
		子ども若者支援課

目 的

子どもの医療費の一部を助成し、保健の向上と福祉の増進を図ります。

事業内容

高校生等（18歳に達する日以後の最初の3月31日）までの子どもの医療費を助成します。（令和5年4月1日から高校生等まで拡大）

(1) 助成の対象者

次の要件に該当する子どもの保護者

- ① 保護者・子どもが港区に住所を有すること
- ② 日本の公的な健康保険に加入していること

※高校生相当世代の児童が父母の監護を離れている場合には、児童自身が保護者となり助成を受けることができます。

(2) 助成の範囲

病院等で健康保険による診療を受けた時に支払う医療費の自己負担分（入院時の食事療養費を含む）を助成します。

根拠法令等

港区子ども医療費助成条例

開始時期

平成5年1月1日

実績表

(1) 乳幼児

区 分 \ 年 度	30	元	2	3	4
医療証受給者数(人)	19,054	18,968	18,306	17,570	17,152
医療費助成件数(件)	315,579	319,749	233,008	268,480	274,042
医療費助成額(円)	607,021,906	620,810,294	483,311,863	590,968,890	577,342,796

(2) 児 童

区 分 \ 年 度	30	元	2	3	4
医療証受給者数(人)	16,566	17,423	17,905	18,652	19,642
医療費助成件数(件)	212,839	224,327	184,732	214,625	232,312
医療費助成額(円)	514,806,151	551,122,853	486,144,250	568,264,084	627,798,315

ひとり親家庭等医療費助成	所管課	各総合支所区民課
		子ども若者支援課

目 的

ひとり親家庭等に医療費の一部を助成することにより、保健の向上と福祉の増進を図ります。

事業内容

ひとり親家庭等の保護者と児童の医療費を助成します。

(1) 助成の対象者

次のいずれかの要件に該当し、健康保険に加入しているひとり親家庭等の父若しくは母又は養育者とその児童（18歳に達する日以後最初の3月31日まで〈ただし、児童に障害がある場合は20歳未満まで〉）で、かつ前々年の所得が所得限度額未満の人

- ① 父母が離婚している
- ② 父又は母が死亡している
- ③ 父又は母が重度の障害を有する（身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1・2度程度、重度の精神障害）
- ④ 父又は母が生死不明である
- ⑤ 父又は母に1年以上遺棄されている
- ⑥ 父又は母がDV保護命令を受けている
- ⑦ 父又は母が法令により1年以上拘禁されている
- ⑧ 婚姻によらない出生

所得限度額表

扶養親族等の数(人)	0	1	2	3	4	5	1人増す毎に加算
所得限度額(千円)	1,920	2,300	2,680	3,060	3,440	3,820	380

(2) 助成の範囲

病院等で健康保険による診療を受けた時に支払う医療費（入院時の食事療養費を除く。）を助成します。

- ① 住民税非課税世帯の場合、支払う医療費の自己負担分を助成します。
- ② 住民税課税世帯の場合、支払う医療費の自己負担分から一部負担金相当額を控除した額を助成します。

根拠法令等

港区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例

開始時期

平成2年4月1日

実績表

区 分	年 度	30	元	2	3	4
	医療証受給世帯数(世帯)		894	860	833	844
	一般世帯	352	358	339	313	323
	非課税世帯	542	502	494	531	544
医療費助成額(円)		54,726,948	55,043,324	49,570,399	54,298,776	52,325,577

出産費用助成	所管課	各総合支所区民課
		子ども若者支援課

目 的

子どもの出産に係る費用の一部を負担することにより、子育てする家庭の経済的負担を軽減し、子どもを産み育てやすい環境整備を図ります。

事業内容

(1) 助成の対象者

出産した子どもの保護者で次の全ての要件に該当する人（所得制限なし）

- ① 子どもを出産した日以前から出産後も港区に住所があり、申請日において引き続き1年以上港区に居住していること
- ② 生まれてきた子どもも出生日から港区に住所があり、保護者と同居していること。ただし、外国籍の対象者が、日本国外で出産した場合、出生後初めて日本に子どもの住民登録をした日から、申請者の住所に子どもの住民登録があり申請日において同居していること
- ③ 母が日本の公的な健康保険に加入していること

(2) 助成の範囲

出産に係る分娩費及び入院費等81万円を限度としてその額から出産育児一時金を差し引いた額を助成します。多胎の場合、81万円に子どものうち1人を除いた子ども1人につき48万円を加算した額が限度額となります。

（令和5年4月1日の出産から限度額を、73万円から81万円に拡大しました。また、多胎の場合の加算額を40万円から48万円に拡大しました。）

根拠法令等

港区出産費用助成事業実施要綱

開始時期

平成18年4月1日

実績表

年度 区 分	30	元	2	3	4
決定者数(人)	2,320	2,252	2,359	2,249	2,150
受給者数(人)	2,274	2,229	2,318	2,209	2,130
支払助成額(円)	326,599,277	321,667,996	496,854,880	552,123,172	539,093,557

※決定者数と受給者数が異なっているのは出産費用が出産育児一時金を下回るなどの理由により、支給実績がないためです。

※令和2年4月から限度額を60万円から73万円に拡大しました。

コミュニティバス乗車券の発行

所管課

各総合支所区民課

子ども若者支援課

目 的

妊産婦等に対し乗車券を発行し、乗車運賃を助成することにより社会参加の機会を増やし、福祉の向上を図ります。

事業内容

児童扶養手当受給者、ひとり親家庭等医療費助成受給者、妊産婦に港区コミュニティバスの乗車券を無料で発行します。

令和2年4月から、妊産婦の二親等以内の家族最大5人まで利用できるように、また多胎児産婦は子の数に応じた枚数を発行するよう事業を拡大しました。

令和5年4月1日から妊産婦の港区コミュニティバス乗車券で、1回の利用につき2人までが乗車が可能になりました。

※所得基準表

扶養親族等人数	所得基準
0 人	世帯の生計を維持する保護者の所得額が、192万円未満
1 人	世帯の生計を維持する保護者の所得額が、230万円未満
2人以上	世帯の生計を維持する保護者の所得額が、230万円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等又は児童1人につき38万円を加算した額未満

根拠法令等

港区コミュニティバス乗車券の発行及び利用助成要綱

開始時期

平成16年10月

実績表

発行の状況

(単位：枚)

区 分 \ 年 度	30	元	2	3	4
児童扶養手当受給者等	775	720	745	697	748
妊 産 婦	5,681	5,555	5,201	4,839	4,735
3 歳 未 満 児	577	511	376	354	297

都営交通の無料乗車券の交付

所管課

各総合支所区民課

子ども若者支援課

目 的

児童扶養手当受給世帯に、無料乗車券を交付することで社会参加の機会を増やし、福祉の向上を図ります。

事業内容

児童扶養手当受給世帯に、都営のバス・地下鉄・電車等の無料乗車券を交付します。

有効期間

1年間

根拠法令等

東京都都営交通無料乗車券発行規程

開始時期

昭和42年10月

実績表

交付の状況

(単位：枚)

区 分 \ 年 度	30	元	2	3	4
無料乗車券交付枚数	773	762	745	716	780

結婚支援	所管課	—
		子ども若者支援課

目 的

若い世代が就職、結婚、子育て等ライフステージを積極的に考え、将来への夢や希望を抱くことができるよう支援します。

事業内容

結婚やライフステージに関するセミナーやイベント、ワークショップを開催し、若者が夢と希望をもって、自分らしいライフデザインをイメージできるきっかけづくりや情報発信を行います。

開始時期

令和4年7月

実績表

年 度	4	
名 称	「ウエディングするなら港区 結婚応援フェア」	
開 催 日	4.7.29 (金)	4.7.30 (土)
時 間	正午～午後5時	午前10時～午後4時
会 場	港区立産業振興センター 11階	
対 象 者	年齢を問わず、どなたでも	
参加者数	114人	189人
入 場 料	無料	
内 容	(1) 港区の結婚式会場 紹介コーナー (2) セミナー ・これからのウエディングに相応しいカップルの装い (実演) ・ウエディングのお仕事～どんなことをしているの?～ (3) 展示・相談・体験コーナー ・展示 (ウエディングドレス、ウエディングアイテム、港区のお土産物、SDGs アイテム) ・相談コーナー ・ワークショップ ・フォトブース (4) フォトプレゼント企画 (抽選)	

目 的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けている低所得の子育て世帯に対し、食料品や日用品を提供することにより、家計の負担を軽減し家庭の生活再建を図ります。

事業内容

(1) 対象者

次のいずれかに該当するもの

①港区から児童手当を受給している児童扶養手当の所得基準未満の両親世帯

扶養親族等人数（人）	所得基準額（円）
0	1,920,000
1	2,300,000
2	2,680,000
3	3,060,000
4	3,440,000

②港区から児童扶養手当を受給しているひとり親世帯

③新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の収入が児童扶養手当受給基準程度まで下がったひとり親の家計急変世帯

子どもの人数（人）	世帯の収入基準月額（円）
1	220,000
2	248,000
3	277,000
4	305,000
5	334,000

(2) 提供方法

毎月1回対象者に食料品等が選べるカタログを送付し、カタログから注文された食料品等を自宅に配送します。

根拠法令等

港区エンジョイ・セレクト事業実施要綱

開始時期

令和3年4月1日

実績表

区 分	年 度	
	3	4
延べ配送世帯数（件）	38,576	40,366

目 的

未来を担う全ての子どもが健やかに成長できるよう、臨時に子育て応援商品券を配付することで子育て家庭を支援します。

事業内容

(1) 対象世帯

令和4年12月1日から令和5年4月1日の間に、平成16年4月2日から令和5年4月1日の間に生まれた児童がいる世帯

(2) 支給額

児童1人につき5万円分の電子商品券

根拠法令等

港区子育て応援商品券事業実施要綱

補助金名等

東京都低所得のひとり親世帯等生活支援給付事業補助金

開始時期

令和4年11月30日

実績表

区分	年度	4
対象者数(人)		43,741

目 的

新型コロナウイルス感染症に対する臨時の対策として、子育て世帯等に特別給付金の支給を行うことにより、子育て世帯等の生活を支援します。

事業内容

(1) 対象者

次の全ての要件に該当する人

- ① 平成15年4月2日～令和4年3月31日に生まれた児童を養育している人
- ② 令和2年中の所得が児童手当の所得制限限度額未満の人

(2) 支給金額

児童1人につき10万円

根拠法令等

令和3年度港区子育て世帯等臨時特別支援事業支給事務実施要綱

補助金名等

子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金

開始時期

令和3年12月3日

実績表

区 分	年 度	
	3	4
支給世帯数（世帯）	11,401	109
支給対象児童数（人）	17,291	130
支給金額（円）	1,729,050,000	13,000,000

港区低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活
支援特別給付金（ひとり親世帯分）

所管課

—
子ども若者支援課

目 的

新型コロナウイルス感染症に対する臨時の対策として、ひとり親世帯等に特別給付金の支給を行うことにより、ひとり親世帯等の生活を支援します。

事業内容

(1) 対象者

次のいずれかの要件に該当する人

- ① 令和4年4月分の児童扶養手当を受給している人
- ② 公的年金等を受給していることで令和4年4月の児童扶養手当が全部支給停止の人
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響により、家計が急変し収入が児童扶養手当支給対象世帯と同じ水準になった人

(2) 支給金額

児童1人につき5万円

根拠法令等

港区低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）
支給事業実施要綱

補助金名等

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金

開始時期

令和4年6月17日

実績表

区分	支給世帯数（世帯）	支給金額（円）
児童扶養手当令和4年4月分受給者	862	59,650,000
公的年金受給者	19	1,200,000
家計急変者	80	5,700,000
合計	961	66,550,000

港区低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活
支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）

所管課

—
子ども若者支援課

目 的

新型コロナウイルス感染症に対する臨時の対策として、子育て世帯に特別給付金の支給を行うことにより、子育て世帯の生活を支援します。

事業内容

(1) 対象者

養育要件アからウのいずれかに該当し、所得要件アまたはイのいずれかに該当する人

① 養育要件

ア 令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を受給している人

イ 令和4年5月から令和5年3月の間で児童手当または特別児童扶養手当の受給資格の認定または額の改定の認定を受けた人（他の市区町村から転入したものを除く）

ウ 令和4年3月31日において平成16年4月2日から平成19年4月1日生まれの児童を養育している人

② 所得要件

ア 令和4年度分の住民税（均等割）が非課税である人

イ 新型コロナウイルス感染症の影響をうけて家計が急変し、令和4年度分の住民税（均等割）が非課税である者と同じ水準になった人

(2) 支給金額

児童1人につき5万円

根拠法令等

港区低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）支給事業実施要綱

補助金名等

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金

開始時期

令和4年7月1日

実績表

支給世帯数（世帯）	支給対象児童数（人）	支給金額（円）
2,387	3,804	190,200,000

保 育 課

保育園	所管課	各総合支所管理課・区民課
		保育課

目 的

保護者が仕事や病気など、保育の必要性に応じた認定（2号認定・3号認定）を受けたとき、保護者に代わって児童を保育します。

事業内容

(1) 定 員

区立保育園22か所※（芝浦アイランドこども園を除く。）、私立保育園62か所※定員6,575人（令和5年4月1日現在）

※本園、分園をそれぞれ1か所としています。

(2) 保 育 料（給 食 費）

在園中に要する保育料（給食費）は、4月から8月までは世帯の前年度の区市町村民税所得割課税額、保育の必要量及び児童のクラス年齢を基に、9月から3月までは世帯の当年度の区市町村民税所得割課税額、保育の必要量及び児童のクラス年齢を基に決定します。また、令和元年10月から、全ての3歳児から5歳児までの保育料を無料としています。さらに令和2年4月から、港区民で、生計を同一にしている兄や姉がいる場合、第2子以降の保育料（給食費）は無料としています。

根拠法令等

児童福祉法

子ども・子育て支援法

港区保育の実施に関する条例 他

補助金名等

子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付費負担金（私立のみ）

開始時期

昭和26年11月

実 績 表

申 込 等 の 状 況

(単位：件)

年度 区 分	30	元	2	3	4
申 込 件 数	2,514	2,532	1,986	1,657	1,510
内 定 件 数	1,324	1,498	1,365	1,142	1,002
退 所 件 数	685	783	934	1,075	1,251

※認可保育園、芝浦アイランドこども園（2号認定・3号認定）、港区保育室、小規模保育事業、事業所内保育事業（地域枠）、居宅訪問型保育事業の各年度4月入所の一次調整会議時の件数です（ただし、居宅訪問型保育事業の内定は、二次調整会議より対象となるため、内定件数には含みません。）。また、退所件数に港区保育室は含みません。

園児定員及び職員数の状況（区立保育園）

令和5年4月1日現在(単位：人)

地区	区分 施設名	園児定員						職員数					嘱託医
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	計	園長	保育士	看護師	給食調理	計	
芝	芝	18	26	30	30	60	164	1	25	1	-	27	2
	芝公園	14	22	24	30	60	150	1	23	1	-	25	2
	神明	21	25	25	30	60	161	1	33	1	8	43	2
麻布	麻布	15	20	25	27	57	144	1	24	1	-	26	2
	飯倉	12	18	21	24	56	131	1	21	1	-	23	2
	南麻布	12	16	18	18	36	100	1	18	1	-	20	2
	西麻布	13	16	24	24	48	125	1	19	1	-	21	2
	本村	12	14	20	20	40	106	1	20	1	-	22	2
	東麻布	17	25	28	30	60	160	1	22	3	9	35	2
	元麻布	22	25	28	31	62	168	1	41	8	6	56	2
赤坂	赤坂	9	15	15	20	40	99	1	18	1	-	20	2
	南青山	18	20	20	26	52	136	1	22	1	-	24	2
	青山	14	20	22	24	48	128	1	20	1	-	22	2
高輪	白金	9	15	15	20	41	100	1	18	1	-	20	2
	伊皿子坂	15	22	22	30	60	149	1	24	1	-	26	2
	高輪	14	22	24	25	58	143	1	22	1	-	24	2
	神応	9	15	18	24	48	114	1	27	1	5	34	2
芝浦港南	台場	14	22	23	24	48	131	1	22	1	-	24	2
	こうなん	15	25	26	27	55	148	1	25	1	-	27	2
	たかはま	17	21	23	30	60	151	1	33	1	5	40	2
	しばうら	25	30	33	36	92	216	1	41	3	6	51	2
	しばうら分園	6	10	10	10		36	本園職員が兼務	12	1	2	15	2
合計		321	444	494	560	1,141	2,960	21	530	33	41	625	44

※職員数（給食調理）が「-」となっている施設は、給食調理を業務委託しています。

※しばうら保育園分園は、4歳児クラスから本園に移行します。

※元麻布保育園は、上記定員のほか医療的ケア児・障害児クラス（定員20人）があります。

園児定員及び職員数の状況（私立）

令和5年4月1日現在(単位：人)

地区	区分 施設名	園児定員						職員数							嘱託医
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	計	園長	保育士	保育補助	看護師	給食調理 栄養士	用務 〔事務〕	計	
芝	アスク芝公園保育園	6	10	11	11	13	51	1	14(1)	2(2)	1	4(1)	0	22(4)	2(2)
	太陽の子三田保育園	9	12	12	12	24	69	1	14	1(1)	1	3	0	20(1)	2(2)
	アイグラン保育園 赤羽橋	6	12	12	10	20	60	1	10	0	1	3	0	15	2(2)
	こころ新橋保育園	5	5	5	11	22	48	1	10(2)	0	1	3	0	15(2)	2(2)
	グローバルキッズ 虎ノ門保育園	6	10	10	10	20	56	1	11	0	1	3	0	16	2(2)
	小鳩ナーサリー スクール浜離宮	6	7	7	7	14	41	1	10(2)	0	1	3	1(1)	16(3)	2(2)
	ニチイキッズ 芝公園保育園	6	7	8	8	16	45	1	10(3)	0	2	3(1)	0	16(4)	2(2)
	にじいろ保育園竹芝	3	5	6	6	12	32	1	6(1)	0	1	2	0	10(1)	2(2)
	にじいろ保育園新橋	3	10	11	12	36	36	1	8(1)	0	1	3	0	13(1)	2(2)
汐留サーノ保育園	6	14	15	15	30	80	1	19(9)	2(1)	1	3(1)	0	26(11)	2(2)	
麻布	まなびの森保育園麻布	6	10	11	11	22	60	1	10(2)	0	1(1)	3(1)	0	15(4)	2(2)
	アイグラン保育園 南麻布	9	15	18	18	38	98	1	14	0	0	3	0	18	2(2)
	太陽の子南麻布保育園	9	12	12	12	24	69	1	15(1)	1	1	3	0	21(1)	2(2)
	アイグラン保育園 元麻布	6	12	12	10	20	60	1	11(1)	0	0	3	0	15(1)	2(2)
	まちの保育園六本木	11	13	14	14	38	38	1	18(9)	3(3)	1	3(1)	1	27(13)	2(2)
	まちの保育園 六本木分園				14	18	32	本園職員 が兼務	6	1(1)	本園職員 が兼務	1	本園職員 が兼務	8(1)	本園職員 が兼務
	コスモス西麻布保育園	3	8	9	10	20	50	1	12	0	1	2	0	16	3(3)
	AIAI NURSERY 麻布十番	6	8	9	9	18	50	1	10(2)	0	0	4	0	15(2)	2(2)
	ふたばクラブ 東麻布保育園	9	10	10	10	20	59	1	15(1)	1(1)	2	4(1)	0	23(3)	2(2)
	まなびの森保育園 麻布十番	6	11	11	11	22	61	1	9(1)	0	1	5(3)	0	16(4)	2(2)
	麻布十番ちとせ保育園	6	10	11	11	22	60	1	12	0	1	3(1)	2(2)	19(3)	2(2)
	sakura保育園六本木	6	10	12	12	12	52	1	11	0	1	4	0	17	2(2)
	リトルパルズ保育園 六本木	9	12	12	12	5	50	1	13(2)	0	1	3	0	18(2)	2(2)
赤坂	赤坂ちとせ保育園	6	8	9	9	18	50	1	11(1)	1	1	3	0	17(1)	2(2)
	太陽の子赤坂保育園	6	10	10	10	24	60	1	13(4)	1(1)	1	3	0	19(5)	2(2)
	アイグラン保育園 青山一丁目	6	12	12	10	20	60	1	12(1)	0	1	3	0	17(1)	2(2)
	太陽の子南青山保育園	6	8	9	9	18	50	1	13(2)	0	1	3	0	18(2)	2(2)
	小学館アカデミー 南青山保育園	6	6	6	6	15	39	1	10(1)	0	1	2	1	15(1)	2(2)
	赤坂山王保育園	15	20	20	22	44	121	1	19(2)	0	1	5(1)	5(3)	31(6)	2(2)
	赤坂クリア保育園	6	6	8	10	10	40	1	11(1)	0	0	3	0	15(1)	2(2)
おはよう保育園 ののあおやま	3	4	4	4	5	20	1	7(1)	0	1	2(1)	0	11(2)	2(2)	

地区	区分 施設名	園児定員						職員数							嘱託医
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	計	園長	保育士	保育補助	看護師	給食調理 栄養士	用務 (事務)	計	
高輪	太陽の子 三田五丁目保育園	8	8	10	10	24	60	1	12(1)	0	1	2	0	16(1)	2(2)
	みなと保育園	6	9	12	12	24	63	1	13(4)	0	1(1)	4(1)	3(3)	22(9)	2(2)
	愛星保育園	5	10	15	15	20	65	1	19(3)	2(2)	1	5(2)	1	29(7)	2(2)
	ゆらりん高輪保育園	9	15	18	19	40	101	1	16	6(5)	2	6	1	32(5)	2(2)
	高輪夢保育園	6	8	9	9	18	50	1	13(3)	1(1)	1(1)	4(1)	1(1)	21(7)	2(2)
	ゆらりん白金保育園	6	8	9	9	18	50	1	12	3(3)	2	3	1	22(3)	2(2)
	みつばち保育園	6	11	13			30	1	10(1)	4(4)	1	4(1)	0	20(6)	2(2)
	ニチキッズ 白金台保育園	10	12	12	12	24	70	1	13(2)	1(1)	1	4	1(1)	21(4)	2(2)
	高輪さつき保育園	6	10	11	11	22	60	1	13(1)	3(3)	1	4(2)	1(1)	23(7)	2(2)
	えほんのもり白金台 保育園	3	5	6	7	14	35	1	8(2)	3(2)	1	2(1)	0	15(5)	2(2)
	さくらさくみらい高輪	6	12	12	18	36	84	1	14(1)	0	0	3	0	18(1)	2(2)
	ミアヘルサ保育園 ひびき白金高輪		5	5	8	16	34	1	8	0	0	3(1)	0	12(1)	2(2)
	うれしい保育園 うれしい高輪	6	10	11	11	22	60	1	14	0	0	2	0	17	2(2)
	ほっぺるランド 高輪二丁目	6	10	11	11	22	60	1	12	1(1)	1	2	0	17(1)	2(2)
	アイグラン保育園 白金台	8	12	12	13	13	58	1	10	0	1	5(1)	0	17(1)	2(2)
スターチャイルド 白金高輪ナーサリー	6	8	9			23	1	9(3)	0	0	1	1(1)	12(4)	2(2)	
芝浦港南	太陽の子 シーバンス保育園	9	20	20	20	31	100	1	18(2)	1	1	3	0	24(2)	2(2)
	太陽の子 太芝浦一丁目保育園	6	12	12	12	24	66	1	14(2)	1(1)	0	3	0	19(3)	2(2)
	アンジェリカ田町 保育園	6	10	11	11	22	60	1	15(3)	2(2)	1	4	0	23(5)	2(2)
	にじのいるか保育園 芝浦	6	10	11	11	22	60	1	12	1(1)	1	3	0	18(1)	2(2)
	太陽の子 太芝浦三丁目保育園	6	8	9	9	18	50	1	10	1	1	3	0	16	2(2)
	アスク芝浦4丁目 保育園	9	10	10	10	12	51	1	13	0	1	4(1)	0	19(1)	2(2)
	ゆらりん港南保育園	9	12	12	12	15	60	1	15(1)	3(1)	1	5	1	26(2)	2(2)
	グローバルキッズ 港南保育園	9	18	18	18	36	99	1	14	0	1	3	1(1)	20(1)	2(2)
	ベネッセ港南保育園	6	12	12	10	20	60	1	18(1)	4(4)	1	5(1)	1(1)	30(7)	2(2)
	ふたばクラブ 港南保育園	4	5	5	5	10	29	1	9(2)	1(1)	2	3(1)	0	16(4)	2(2)
	ゆらりんはあと保育園	5	7	8	10	20	50	1	10(1)	7(3)	1	3	2(1)	24(5)	2(2)
	ゆらりん港南緑水 保育園	9	15	18	19	40	101	1	19(1)	5(4)	1	6(1)	1	33(6)	2(2)
	デイジー保育園芝浦	6	9	9	10	20	54	1	12(2)	3(2)	1	3	0	20(4)	2(2)
	にじいろ保育園 海岸三丁目	9	20	24	24	48	125	1	18(2)	0	1	4	0	24(2)	2(2)
	太陽の子 太芝浦二丁目保育園	6	8	9	9	18	50	1	11	0	1	3	0	16	2(2)
合計	398	626	679	677	1,235	3,615	61	768(89)	66(51)	57(3)	204(26)	26(16)	1,182 (185)	123 (123)	

※（ ）内は非常勤職員で内数。

※保育士数には、港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例附則第10項に定めるみなし保育士を含みます。

※汐留サーノ保育園、コスモス西麻布保育園、おはよう保育園のおおやま、愛星保育園及びえほんのもり白金台保育園は、給食調理を業務委託しています。

※職員数には、産前産後休暇、育児休業取得中の職員は含みません。

※合計人数は、新規開設園の職員数を含みます。

※まちの保育園六本木分園の職員数は、本園との兼務を含みません。

階層別保育園在籍人員

各年度4月1日現在（単位：人）

年度 区分	元			2			3			4			5			
	公	私	計	公	私	計	公	私	計	公	私	計	公	私	計	
定員	2,945	2,565	5,510	3,172	2,992	6,164	3,164	3,344	6,508	3,072	3,478	6,550	3,131	3,615	6,746	
在籍人員	合計	2,854	2,273	5,127	2,962	2,506	5,468	2,891	2,628	5,519	2,705	2,654	5,359	2,650	2,698	5,348
	階層別内訳															
	第1	7	7	14	4	5	9	6	3	9	5	6	11	5	5	10
	第2	113	119	232	81	102	183	80	113	193	104	127	231	115	116	231
	第3	104	80	184	104	74	178	76	87	163	76	98	174	68	84	152
	第4	126	126	252	127	132	259	127	127	254	125	103	228	105	122	227
	第5	270	192	462	270	210	480	230	221	451	241	252	493	211	192	403
	第6	595	463	1,058	584	460	1,044	552	465	1,017	486	455	941	447	424	871
	第7	375	261	636	401	321	722	362	327	689	337	307	644	311	312	623
	第8	1,264	1,025	2,289	1,391	1,202	2,593	1,458	1,285	2,743	1,331	1,306	2,637	1,388	1,443	2,831
年齢別内訳																
3歳未満児	1,231	1,190	2,421	1,295	1,321	2,616	1,245	1,369	2,614	1,144	1,376	2,520	1,108	1,395	2,503	
3歳以上児	1,623	1,083	2,706	1,667	1,185	2,852	1,646	1,259	2,905	1,561	1,278	2,839	1,542	1,303	2,845	
管外委託	9	12	21	8	12	20	3	14	17	5	15	20	4	23	27	

※芝浦アイランドこども園（2号認定・3号認定）を含みます。

保育園在園児童の入所理由状況

各年度4月1日現在（単位：人）

理由		年度	元	2	3	4	5
保護者の状況（入所理由）	居宅外労働	常勤（外勤）	3,688	4,721	5,011	4,892	4,855
		その他	1,187	418	100	100	116
	居宅内労働	自営	75	131	131	95	66
		内職	0	0	0	0	0
	出産・疾病・障害・看護		66	84	92	102	114
	その他		101	105	165	170	188
計			5,117	5,459	5,499	5,359	5,339

※芝浦アイランドこども園（2号認定・3号認定）を含みます。

認定こども園	所管課	芝浦港南支所管理課・各総合支所区民課
		保育課

目 的

保護者の就労状況に関わりなく、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供し、子どもの健やかな育成を図ります。

事業内容

(1) 定 員（令和5年4月1日現在）

区立認定こども園1か所（芝浦アイランドこども園）

定員191人

1号認定（教育標準時間認定） 20人

2・3号認定（保育認定） 171人

(2) 保 育 料（給 食 費）

在園中に要する保育料（給食費）は、4月から8月までは世帯の前年度の区市町村民税所得割課税額、認定区分、保育の必要量及び児童のクラス年齢を基に、9月から3月までは世帯の当年度の区市町村民税所得割課税額、認定区分、保育の必要量及び児童のクラス年齢を基に決定します。また、令和元年10月から、全ての3歳児から5歳児までの保育料を無料としています。さらに令和2年4月から、港区民で、生計を同一にしている兄や姉がいる場合、第2子以降の保育料（給食費）は無料としています。

根拠法令等

児童福祉法

子ども・子育て支援法

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

港区立認定こども園条例 他

開始時期

平成28年4月1日（認定こども園に移行）

園児定員及び職員数の状況

令和5年4月1日現在（単位：人）

地区	施設名・認定区分	区分	園 児 定 員						職 員 数					嘱託医					
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	園長	保育士等	看護師	給食調理		計				
芝浦港南	芝浦アイランドこども園	1号	/	/	/	/	10	10	20	1 (1)	28 (22)	1	6	36 (23)	2				
		2号																	
		3号	15	18	22	32	42	42	171										

※保育士等のうち幼稚園教諭免許保持者は（ ）内の数字のとおり。

目 的

保育を必要とする児童に対して港区保育室事業を実施することにより、児童福祉の増進を図ることを目的とします。

事業内容

(1) 対 象

保育の必要性がある児童及び区長が適当と認める児童

(2) 保育実施日

日曜日、祝日、年末年始を除く毎日

(3) 保育時間

午前7時15分から午後8時15分までとし、基本保育については、午前7時15分から午後6時15分まで、延長保育については、午後6時15分から午後8時15分までとします。

(4) 保育料（給食費）

在園中に要する保育料（給食費）は、4月から8月までは世帯の前年度の区市町村民税所得割課税額、保育の必要量及び児童のクラス年齢を基に、9月から3月までは世帯の当年度の区市町村民税所得割課税額、保育の必要量及び児童のクラス年齢を基に決定します。また、令和元年10月から、全ての3歳児から5歳児までの保育料を無料としています。さらに令和2年4月から、港区民で、生計を同一にしている兄や姉がいる場合、第2子以降の保育料（給食費）は無料としています。

根拠法令等

港区保育室事業実施要綱

補助金名等

子育てのための施設等利用給付交付金

開始時期

平成19年10月

実績表

(単位：件)

区 分	年 度	30	元	2	3	4
申 込 件 数		1,113	888	599	398	313
入 所 件 数		381	327	200	134	59
退 所 件 数		353	256	253	250	67

※申込件数及び入所件数は、各年度4月入所の一次調整会議時の件数です。

園児定員及び職員数の状況

令和5年4月1日現在（単位：人）

地 区	施設名	園 児 定 員						職 員 数						嘱託医	
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	計	園長	保育士	保育補助	看護師	給食調理・栄養士	用務〔事務〕		計
芝	芝公園二丁目保育室		10	12	20	30	72	1	16	1(1)	1	3	0	22(1)	2(2)
麻布	南麻布三丁目保育室					30	30	1	4	0	1	2	1(1)	9(1)	2(2)
赤坂	青南保育室	3	10	13	20	50	96	1	17(2)	0	1	4	3(2)	26(4)	2(2)
	第二青南保育室	3	10	12	10	40	75	1	12(1)	1	1	5	2(1)	22(2)	2(2)
高輪	桂坂保育室	9	20	24	25	60	138	1	28(1)	1(1)	2	11(2)	5(2)	48(6)	2(2)
	志田町保育室	6	15	18	25	55	119	1	18(1)	5(5)	2	6	3(2)	35(8)	2(2)
	白金三丁目保育室	3	5	6	10	20	44	1	10(1)	0	1	3	0	15(1)	2(2)
芝浦港南	たまち保育室	12	20	24	30	55	141	1	20	3(3)	2	5	1	32(3)	2(2)
	芝浦橋保育室	9	30	36	35	65	175	1	30(4)	1	1	6(1)	3(3)	42(8)	2(2)
	五色橋保育室	3	10	12	15	25	65	1	12	7(7)	1	2	2(1)	25(8)	2(2)

※（ ）内は非常勤職員で内数

小規模保育事業	所管課	各総合支所区民課
		保育課

目 的

0歳児から2歳児までの児童で、就労などにより家庭で保育ができない保護者に代わって保育を行います。

事業内容

- (1) 定 員（令和5年4月1日現在）
小規模保育事業所10か所、定員156人
- (2) 保 育 料

在園中に要する費用（保育料）は、4月から8月までは世帯の前年度の区市町村民税所得割課税額及び保育の必要量を基に、9月から3月までは世帯の当年度の区市町村民税所得割課税額及び保育の必要量を基に決定します。また、令和2年4月から、港区民で、生計を同一にしている兄や姉がいる場合、第2子以降の保育料は無料としています。

根拠法令等

児童福祉法
子ども・子育て支援法
港区保育の実施に関する条例 他

開始時期

平成28年7月

園児定員及び職員数の状況

令和5年4月1日現在（単位：人）

地 区	区分 施設名	園児定員				職 員 数							嘱 託 医
		0 歳	1 歳	2 歳	計	園 長	保 育 士	保 育 補 助	看 護 師	・給 食 調 理 ・栄 養 士	用 務 〔 事 務 〕	計	
芝	こころナーサリー新橋	6	6	6	18	1	7(1)	0	1	2	0	11(1)	2(2)
	ふらわあきつづ保育園新橋	3	4	5	12	1	6(2)	0	1	2	0	10(2)	2(2)
麻布	デイジー保育園麻布十番	6	6	6	18	1	9(3)	0	1	4(2)	0	15(5)	2(2)
	デイジー保育園麻布十番フォレスト	6	6	6	18	1	8(2)	0	1	2(1)	0	12(3)	2(2)
	ここいく保育園西麻布	3	6	8	17	1	6(2)	0	1	2(1)	1(1)	11(4)	2(2)
赤坂	s a k u r a 保 育 園	3	5	5	13	1	6	0	1(1)	1	0	9(1)	2(2)
高輪	ふらわあきつづ保育園三田	3	3	6	12	1	6(1)	0	1	2	0	10(1)	2(2)
	ちやいるど・はっぴびび!!白金保育園	2	4	4	10	1	6(2)	0	2(1)	1	0	10(3)	2(2)
芝浦 港南	港南あおぞら保育園	6	6	7	19	1	7(1)	0	1	2(1)	0	11(2)	2(2)
	にじのそら保育園芝浦	3	8	8	19	1	8(2)	1	1	2	0	13(2)	2(2)

※（ ）内は非常勤職員で内数

居宅訪問型保育事業	所管課	各総合支所区民課
		保育課

目 的

保育を必要とする児童を、保育者が保護者に代わって、児童の居宅において1対1で保育を行います。

事業内容

(1) 対 象

① 医療的ケア等が必要な児童

保育の必要性があり、医療的ケア等が必要で障害、疾病の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる1歳児から5歳児までの児童(0歳児は要相談)
対応できる医療的ケア：たんの吸引・経管栄養(経口栄養、経鼻栄養、胃ろう、腸ろう)

② 待機児童

保育の必要性があり、保護者が仕事や病気などにより、保育ができない0歳児から2歳児までの児童

(2) 保育時間

① 医療的ケア等が必要な児童

午前8時から午後6時までの間のうち最長8時間(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始は休み)

② 待機児童

午前7時15分から午後6時15分まで(日曜日、祝日及び年末年始は休み)
※保護者が在宅している場合は保育を行いません。(在宅勤務を除く)

(3) 保 育 料

認可保育園と同じ(世帯の区市町村民税所得割課税額、保育の必要量及び児童のクラス年齢を基に決定)

ただし、待機児童向け居宅訪問型保育事業の延長保育料は1時間につき1,000円

根拠法令等

児童福祉法

子ども・子育て支援法

開始時期

平成27年12月1日(医療的ケア等が必要な児童向け)

平成29年4月1日(待機児童向け)

実績表

利用児童数

(単位：人)

対象 \ 年 度	30	元	2	3	4
医療的ケア等が必要な児童	8	7	6	3	6
待機児童	43	35	39	33	43

一時保育	所管課	各総合支所管理課
		保育課

目 的

保護者の事情により、一時的に保育を必要とする児童の保護者を支援するため、保育園で保護者に代わって保育を行うことにより、区民の子育て支援と児童福祉の向上を図ります。

事業内容

(1) 対 象

港区内に住所を有し、生後4か月から小学校就学前までの集団保育が可能な認可保育園・認定こども園・港区保育室に入所していない児童及び地域型保育事業を利用していない児童

(2) 利用要件

- ① 保護者の就労等により、家庭における育児が一時的に困難な場合
- ② 保護者の育児疲れ解消等の私的な理由により一時保育が必要な場合
- ③ 保護者が、出産や疾病等で一時的に保育ができない場合（緊急一時保育）

(3) 保育期間

緊急の場合は原則として1か月以内、緊急以外は原則月8回以内

(4) 保育実施日

日曜日、祝日、年末年始を除く毎日

(5) 保 育 料

1日最大3,000円（延長保育を利用した場合、延長1時間につき400円）。食事代・おやつ代は、保育園により異なる。※扶助制度・免除制度あり

(6) 実施施設

令和5年4月1日現在（単位：人）

施設名	保 育 時 間	定員※ ²
飯倉保育園※ ¹	午前9時30分から午後4時まで（平日の緊急一時保育のみ延長可）	2
南麻布保育園※ ¹	午前9時30分から午後4時まで（平日の緊急一時保育のみ延長可）	2
南青山保育園※ ¹	午前9時30分から午後4時まで（平日の緊急一時保育のみ延長可）	2
神明保育園	午前7時15分から午後6時15分まで（平日の緊急一時保育のみ延長可）	24
たかはま保育園	午前7時15分から午後6時15分まで（平日の緊急一時保育のみ延長可）	12
芝浦アイランドこども園	午前7時15分から午後6時15分まで（平日の緊急一時保育のみ延長可）	20
元麻布保育園	午前7時15分から午後6時15分まで（平日の緊急一時保育のみ延長可）	10
神応保育園	午前7時15分から午後6時15分まで（平日の緊急一時保育のみ延長可）	7
愛星保育園	午前7時から午後8時15分まで（土曜日は午後6時まで）	10
ベネッセ港南保育園	午前7時から午後6時まで（緊急一時保育は、午後10時まで）	10

※¹ 緊急一時保育の保育時間は午前7時15分から午後6時15分まで

※² 緊急一時保育の定員は、原則として各園1人（表中の定員に含まない）

根拠法令等

- 港区立認定こども園条例
- 港区保育の実施に関する条例
- 港区一時保育事業実施要綱
- 港区立保育園における一時保育に関する事務取扱要綱

補助金名等

子ども・子育て支援交付金

開始時期

昭和52年10月

実績表

（単位：人）

年 度	30	元	2	3	4
延 人 数	7,713	6,727	4,849	4,717	4,788

※緊急一時保育実施施設の緊急一時保育延人数を含みます。

緊急一時保育	所管課	各総合支所管理課
		保育課

目 的

出産や疾病等の理由で、児童を一時的に保育できない保護者を支援するため、保育園で保護者に代わって保育を行うことにより、区民の子育て支援と児童福祉の向上を図ります。

事業内容

(1) 対 象

港区内に住所を有し、生後4か月から小学校就学前までの集団保育が可能な認可保育園・認定こども園・港区保育室に入所していない児童及び地域型保育事業を利用していない児童

(2) 利用要件

保護者が、出産や疾病等で一時的に保育ができない場合

(3) 定 員

原則として各園1人（ただし、兄弟姉妹は一緒に預かります。）

(4) 保育期間

1回の申込で1か月以内

(5) 保育実施日

日曜日、祝日、年末年始を除く毎日

(6) 保育時間

午前7時15分から午後6時15分までの間で必要な時間。ただし、平日のみ延長保育利用可能。

(7) 保 育 料

1日3,000円（5時間以内1,500円）食事代・おやつ代含む。ただし、延長は1時間につき400円

※免除制度あり

(8) 実施施設（緊急一時保育のみ実施する施設）

各区立保育園（飯倉保育園・南麻布保育園・南青山保育園・神明保育園・たかはま保育園・元麻布保育園・しばうら保育園分園・神応保育園を除く。）

根拠法令等

港区保育の実施に関する条例

港区立保育園における一時保育に関する事務取扱要綱

開始時期

平成15年4月1日

実績表

(単位：人)

年 度	30	元	2	3	4
延 人 数	187	175	80	142	188

年末保育	所管課	—
		保育課・子ども政策課

目 的

年末に、保護者が就労等の理由により児童を保育することが困難な場合、港区立保育園において一時的に保育します。

事業内容

(1) 対 象

集団保育が可能な生後4か月以上の児童で、次のいずれかに該当する児童

- ① 区内認可保育園・区内認定こども園（1号認定児童を除く）・港区保育室に在園、小規模保育事業・待機児童向け居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業を利用
- ② 区内在住で区外認可保育園・区外認定こども園（1号認定児童を除く）・地域型保育事業を利用
- ③ 区内在住で保育の必要性の認定を受け、認証保育所を月ぎめで利用

(2) 利用要件

- ① 保護者が、居宅外で労働するとき
- ② 保護者が、居宅内で児童と離れて日常の家事以外の労働をするとき
- ③ その他区長が必要と認める要件

(3) 実施施設及び定員

実施施設は各年毎に定めるものとし、1施設あたり30名程度

(4) 保育実施日

12月29日及び30日

(5) 保育時間

午前7時15分から午後6時15分までの間で必要な時間

根拠法令等

港区保育の実施に関する条例

港区休日保育及び年末保育に関する事務取扱要綱

開始時期

平成15年12月

実績表

年 度	30		元		2		3		4	
施 設 数	7		7		7		8		8	
実 施 日	12月29日	12月30日	12月29日	12月30日	12月29日	12月30日	12月29日	12月30日	12月29日	12月30日
延 人 数 (人)	82	38	55	109	179	119	146	100	164	126

目 的

子どもの保護者及び妊婦がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とします。

事業内容

(1) 支援内容

保育コンシェルジュが次のとおり保育サービスに係る情報の収集及び提供、相談対応、利用の支援等を行います。

- ① 各保育施設の情報の集約及び保護者への情報提供
- ② 妊娠期から子育て期までの保育に関する相談対応及び助言指導
- ③ 保護者と保育施設を結びつける入園マッチング

(2) 対象者

- ① 区内に居住し、就学前の児童を有する保護者
- ② 区内に居住する妊婦
- ③ 区内に居住する者で、保育に関する相談又は情報提供を必要とするもの
- ④ その他区長が特に必要と認めるもの

根拠法令等

港区保育コンシェルジュ事業実施要綱

開始時期

平成29年4月1日

実績表

(単位：件)

年度	30	元	2	3	4
内容					
子どもの預け先に関する相談（主に窓口）	575	756	412	608	766
待機児童家庭へのフォロー（電話）	223	105	191	289	234

病児・病後児保育	所管課	—
		保育課

目 的

乳幼児が病気の回復期等にあるため、集団保育の困難な期間、港区病児・病後児保育室において当該乳幼児を一時保育することにより、保護者の子育てと就労等の両立を支援するとともに、乳幼児の健全な育成に寄与することを目的とします。

事業内容

(1) 病児保育の対象とする乳幼児

生後6か月から就学前までの乳幼児で、子ども・子育て支援法における保育の必要性の認定（2号認定又は3号認定）を受け、次のいずれかに在籍していること

- ・区内在住の場合は、ア 認可保育園 イ 認定こども園 ウ 地域型保育事業 エ 港区保育室 オ 認証保育所 カ みなど保育サポート（定期利用） キ 各都道府県又は区市町村に届出のある認可外保育施設
- ・区外在住の場合は、アからオまでに該当する区内保育施設に入所していること

(2) 利用対象者

上記に該当する乳幼児の保護者が次に掲げる場合のいずれかに該当し、また、他に保育を行う人がいないとき

- ・勤務の都合で出勤せざるを得ない場合
- ・傷病や出産のため通院し、又は入院する場合
- ・家族を看護し、若しくは介護し、又は冠婚葬祭に出席する場合
- ・事故や災害にあった場合

(3) 保育実施日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12/29から1/3まで）を除く毎日

(4) 保育時間

午前8時30分から午後5時30分まで

(5) 保育料

1日 区内在住者2,000円 区外在住者3,000円

※減免制度あり

根拠法令等

港区病児保育実施要綱

港区病後児保育実施要綱

補助金名等

子ども・子育て支援交付金

開始時期

平成17年4月1日（病児）

平成19年6月1日（病後児）

実績表

利用延人数 (単位：人)

施設名	30	元	2	3	4
愛育クリニック附属あいこく病児保育室（定員4人）	728	629	126	317	348
とよら小児科附属ひまわり保育室（定員6人）	1,341	1,235	524	1,056	1,095
芝浦こどもクリニック附属芝浦病児保育室（定員4人）	832	784	339	628	557
チャイルドケアばんびいに病児保育室（定員6人）	948	1,153	678	1,160	1,260
赤坂山王病児保育室（定員4人）	463	326	95	247	284
南青山病後児保育室（定員4人）	197	209	10	140	126

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年度は病児・病後児保育室の利用を一部制限しました。

目 的

児童が病気により保育園や小学校に登園・登校させることが困難な時期に、訪問型病児・病後児保育サービスを利用した児童の保護者が負担した利用料の一部を助成し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

事業内容

(1) 対 象

- ①生後57日目から小学校6年生までの児童及び保護者が、港区に住民登録をし、居住している。
- ②子ども・子育て支援法における保育の必要性の認定（2号認定又は3号認定）を受け、認可保育園、認定こども園、地域型保育事業、港区保育室、認証保育所、各都道府県若しくは区市町村に届出のある認可外保育施設、みなと保育サポート（定期利用）に在籍、又は学童クラブに在籍している。

(2) 助成内容

- ①住民税課税世帯の場合、訪問型病児・病後児保育サービス利用料に対して、児童一人当たり年間5万円まで助成します。（助成率50％）
- ②生活保護世帯又は住民税非課税世帯の場合、訪問型病児・病後児保育サービス利用料に対して、児童一人当たり年間10万円まで助成します。（助成率100％）

根拠法令等

港区訪問型病児・病後児保育利用料助成金交付要綱

開始時期

平成28年4月1日

実績表

区 分 \ 年 度	30	元	2	3	4
延人数(人)	111	120	87	102	126
交付金額(円)	1,844,934	2,177,848	1,682,593	1,472,250	1,606,234

保育園であそぼう	所管課	各総合支所管理課
		保育課・子ども政策課

目 的

家庭において子育てを行う保護者に、区立保育園の持つ力を提供し、楽しく子育てができるように支援するとともに、地域との交流関係を広げることを目的として実施します。

事業内容

- (1) 親（保護者）と子で集まれる場、安全に遊べる場を提供します。
- (2) 参加者同士の親睦・交流の機会を提供します。
- (3) 保育園の職員が助言・指導を行い、育児情報を提供するほか、必要に応じて個別相談を受けます。

例 各年齢の保育室・園庭等で、保育園児と一緒に親子で遊ぶ

遊戯室等で親（保護者）同士の交流・相談

職員による育児知識の講話、遊び等の実技指導

給食の試食、栄養指導、園行事への参加

※各保育園で、実施日・実施内容は異なります。

開始時期

平成9年9月

実績表

年 度	30	元	2	3	4	
延べ実施回数（回）	267	227	156	168	213	
地区別内訳	芝地区	39	35	22	20	27
	麻布地区	90	79	49	61	73
	赤坂地区	41	37	25	31	35
	高輪地区	49	30	26	26	37
	芝浦港南地区	48	46	34	30	41
延べ参加人数（人）	3,040	2,615	552	640	831	
地区別内訳	芝地区	208	192	53	55	110
	麻布地区	807	875	240	327	379
	赤坂地区	360	259	36	123	171
	高輪地区	494	209	90	35	71
	芝浦港南地区	1,171	1,080	133	100	100

令和4年度実施状況

地区	施設名	時間	回数※1	定員
芝	芝	10:00~11:00	月1~2回	3組※2
	芝公園	10:00~11:00	月1回	3組※2
	神明	9:45~11:00	月1回	4組8人(0歳2組、1歳2組) (1組あたり大人1名、 子ども1名の計2名)
麻布	麻布	10:00~11:00	月1回	3組※2
	飯倉	11:00~11:40	飯倉学童クラブとの共催	15組※2
	南麻布	10:00~11:00	月1~2回	3組※2
	西麻布	10:00~11:00	月1回	3組※2
	本村	10:00~11:00	麻布子ども中高生プラザ との共催 月1回 園庭であそぼう 月1回	なし
	東麻布	10:00~11:00	月1回	3組※2
	元麻布	10:00~11:00又は 15:30~16:30	月1回	3組※2
赤坂	赤坂	10:00~11:30	月1~2回	2組※2
	南青山	9:30~11:00	月1回	3組※2
	青山	11:00~12:00	赤坂子ども中高生プラザ 青山館との共催 月1回	5組※2
高輪	白金	10:00~11:30	月1~3回	5組※2
	伊皿子坂	10:00~11:30	月1回	3組※2
	高輪	10:00~11:00	月1回	2組※2
芝浦 港南	台場	10:00~11:30	月1回	3組×2回※2
	こうなん	10:00~11:00	月1回	3組※2
	芝浦アイランド こども園	10:00~11:00	月1回	3組※2
	たかはま	10:00~11:00	月1回	4組※2
	しばうら	10:00~11:00	月1回	5組※2

※1 新型コロナウイルス感染症の感染状況等により未実施の月もあります。

※2 子どもは複数可

私立保育所振興等助成

所管課

—
保育課

目 的

区内の私立保育所及び小規模保育事業所に対し、賄費、行事費等の経費を補助することにより、児童の健康を促進し、保育事業の向上を図ります。

事業内容

(1) 対 象

児童福祉法第35条第4項により設置経営する私立保育所、同法第6条の3第10項の規定に基づく小規模保育事業所及び同法第6条の3第12項の規定に基づく事業所内保育事業所

(2) 補助対象経費

賄費、園外保育費、保健衛生費、寝具補充費、振興費、嘱託医報酬、夏季代替職員費、延長保育人件費、緊急通報システム保守管理費

根拠法令等

港区私立保育所区費補助要綱

開始時期

昭和45年4月1日

実績表

(単位：円)

年 度	30	元	2	3	4
助 成 額	485,218,319	560,716,586	637,176,502	665,595,488	678,912,666

私立保育所特別助成

所管課

—
保育課

目 的

区内の私立保育所及び小規模保育事業所に対し、児童福祉の増進に寄与することを目的として、児童定数未充足に伴う施設型給付費等の減収補助を行うことにより、保育所運営の安定を図ります。

事業内容

(1) 対 象

児童福祉法第35条第4項の規定により設置された私立保育所及び同法第6条の3第10項の規定により設置された小規模保育事業所において入所児童数が定数に満たず、かつ対象経費に減収が生じた開設後5年以下の保育所等に対して行います。

(2) 補助対象経費

- ① 子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する施設型給付費及び同法第29条第1項に規定する地域型保育給付費の標準時間における基本分単価のうち事務費相当分
- ② 施設型給付費及び地域型保育給付費のうち標準時間における基本加算部分における処遇改善加算
- ③ 港区保育扶助要綱に規定する一般保育所対策扶助

根拠法令等

港区私立保育所特別助成実施要綱

開始時期

昭和61年度

実績表

年度 区分	30	元	2	3	4
未充足延人数 (人)	2,616	2,727	4,712	5,569	6,057
助 成 額 (円)	169,950,000	253,032,000	550,432,000	587,530,000	555,326,000

目 的

東京都認証保育所に対し、区が指導、支援することにより、その事業を円滑に実施し、子育て支援の促進を図ります。

事業内容

(1) 対 象

東京都認証保育所に対し、その実施する事業を対象に運営費等の経費補助を行います。

(2) 補助対象経費

① 運営費

認証保育所の運営に要する経費及び職員の賃金改善に要する経費

② 開設準備経費

認証保育所A型を開設するために必要な改修経費

③ 修繕費

開設後10年が経過した認証保育所の施設・設備の修繕に要する経費

④ 施設賃借経費及び乳児保育看護師配置経費

施設の賃借に要する経費及び乳児保育のための看護師の配置に必要な経費

⑤ 保育従事職員等処遇改善事業

職員の賃金改善に要する経費

根拠法令等

東京都認証保育所運営費等補助要綱

港区認証保育所補助要綱

開始時期

平成14年4月

実績表

(1) 運営費補助

区 分		年 度				
		30	元	2	3	4
対 象 児 童 延 人 数(人)	A型	7,171	6,624	6,222	6,089	5,613
	B型	198	168	143	67	43
助 成 額 (円)		815,930,010	759,027,140	711,370,430	696,897,360	661,012,476

(2) 開設準備経費補助

区 分		年 度				
		30	元	2	3	4
対 象 施 設 (園)		0	0	0	0	0
助 成 額 (円)		0	0	0	0	0

(3) 修繕費

区 分		年 度				
		30	元	2	3	4
対 象 施 設 (園)		0	1	0	4	1
助 成 額 (円)		0	702,000	0	1,017,390	66,000

(4) 施設賃借経費・看護師配置経費補助

区分		年度				
		30	元	2	3	4
施設賃借 経費補助	対象施設(園)	19	19	18	18	17
	助成額(円)	139,997,910	145,404,408	136,706,580	142,873,679	153,247,720
看護師配置 経費補助	対象施設(園)	6	5	8	8	6
	助成額(円)	8,400,000	7,200,000	11,160,000	10,680,000	8,160,000

(5) 保育従事職員等処遇改善事業(令和3年度に新設)

区分		年度	
		3(2~3月)	4(4~9月)
対象施設(園)		18	17
助成額(円)		6,158,800	13,444,461

※令和4年10月以降は、認証保育所処遇改善等加算として運営費に計上して支給しています。

区内認証保育所〔17園〕

(令和5年4月1日現在)

施設名	認証 類型	所在地	電話	定員	対象
ホームデイケア・六本木	B型	港区西麻布1-4-46 西麻布ムラタビル	(3401)2155	13	0歳～3歳未満
三田プチ・クレイシュ	A型	港区芝5-29-22 ライオンズマンション・ フェリス三田 1F	(5440)5950	33	0歳～未就学児
ニチイキッズさわやか 麻布十番保育園	A型	港区麻布十番1-10-3 モンテプラザ 2F	(3586)3887	30	0歳～未就学児
アスクお台場保育園	A型	港区台場2-2-3	(3599)2829	30	0歳～未就学児
コンビプラザ白金台保育園	A型	港区白金台3-15-6 ラミアール白金台 2F	(5447)7600	39	0歳～未就学児
ナーサリールーム	A型	港区南麻布5-6-8	(3473)8317	35	0歳～3歳未満
ニチイキッズさわやか 白金高輪保育園	A型	港区白金1-25-25	(3441)6734	20	0歳～3歳
アンジェリカ保育園芝浦園	A型	港区芝浦4-22-2 エアテラス 2F	(5439)4340	40	0歳～未就学児
プチ・ナーサリールーム	A型	港区芝4-16-1 カテリーナ三田 1F	(3451)5670	40	0歳～未就学児
ポピンズナーサリースクール高輪	A型	港区三田4-9-7 BPRレジデンス三田伊皿子坂 2F	(5419)2115	36	0歳～未就学児
ポピンズナーサリースクール芝浦	A型	港区芝浦4-10-1 キャピタルマークタワー 2F	(5444)2120	34	0歳～未就学児
ニチイキッズさわやか 港南保育園	A型	港区港南4-2-5 シティタワー品川西棟 2・3F	(3471)9826	50	0歳～未就学児
ポピンズナーサリースクール 白金台	A型	港区白金台4-8-16 ダリアコート白金台 1F 101号室	(5789)2166	30	0歳～未就学児
アンジェリカ保育園品川園	A型	港区港南2-3-13 品川フロントビルキッズ館 2F	(5781)9736	40	0歳～未就学児
ポピンズナーサリースクール広尾	A型	港区南麻布5-1-11 Qiz広尾 3F	(5475)2185	66	0歳～未就学児
ゆらりん東麻布保育園	A型	港区東麻布1-26-2 SERAPHIO AZABU1・2F	(6426)5567	30	0歳～未就学児
ポピンズナーサリースクール赤坂	A型	港区赤坂1-8-1 赤坂インターシティAIR 2F	(5545)5341	30	0歳～未就学児

認証保育所保育料助成	所管課	—
		保育課

目 的

認可保育園と比較して高額な認証保育所保育料の差額を補助することにより、保護者の負担を軽減し、認証保育所と認可保育園との保育料負担の公平を図ります。

事業内容

認可保育園、認定こども園（1号認定を除く）、地域型保育事業又は港区保育室（以下「認可保育園等」といいます。）の入所申込みをしている期間又は子育てのための施設等利用給付認定（2号、3号）を受けている期間に認証保育所に入所している児童に係る当該認可保育園等に入所した場合に負担すべき保育料と認証保育所保育料との差額を減免した認証保育所に対し、当該減免した金額を補助します。

根拠法令等

子ども・子育て支援法

港区認証保育所保育料補助金交付要綱 他

補助金名等

子育てのための施設等利用給付交付金

東京都認可外保育施設利用支援事業補助金

開始時期

平成16年4月

実績表

年度	30	元	2	3	4
区分					
対象児童延人数（人）	5,389	5,201	4,851	4,646	4,026
交付金額（円）	237,689,960	242,307,010	279,178,316	282,611,150	241,632,702

平成16年度 低所得層を対象とし、事業開始。認可保育園保育料と認証保育所保育料の差額に、所得による支給割合により金額を決定する。

平成17年度 補助区分を変更する。生活保護受給世帯、前年分所得税非課税世帯及び前年分所得税課税額が210,000円未満である世帯については1か月40,000円、前年分所得税課税額が210,000円以上である世帯に対しては、1か月20,000円を交付する。0歳児から2歳児の保護者を対象とする。

平成18年度 対象年齢を変更する。認可保育園の入所待機期間中に認証保育所に入所している児童の保護者を対象とする。

平成20年度 保育料が20,000円以上40,000円未満の場合は、当該月の補助金の額は一律20,000円とする。保育料が20,000円未満の人は補助対象から除くものとする。

平成24年度 補助金を決定する際に用いる前年分の所得税課税額を、前年分の保育料算定所得税額（港区保育の実施に関する条例（昭和62年港区条例第7号）別表第1備考2に規定する前年分の保育料算定所得税額）とする。

平成27年度 補助の対象者を児童の認証保育所保育料と認可保育園等に入所した場合に負担すべき保育料との差額を減免した認証保育所を運営する事業者とする。

令和元年度 子育てのための施設等利用給付に区独自の助成を上乘せし、認可保育園等保育料と認証保育所保育料の差額を助成する。

なお、区民税課税世帯の0～2歳児については、現行の区独自の差額助成を継続する。

認可外保育施設保育料補助金	所管課	—
		保育課
<p>目 的</p> <p>認可外保育施設を利用している児童の保護者に対して、認可保育園等保育料との差額等を補助することにより、認可外保育施設と認可保育園等との保育料負担の公平を図ります。</p> <p>事業内容</p> <p>(1) 対 象</p> <p>① 0歳児から2歳児クラスの住民税課税世帯の児童</p> <p>認可保育園、認定こども園（1号認定を除く）、地域型保育事業又は港区保育室（以下「認可保育園等」といいます。）の入所申込をしている期間に、各都道府県又は区市町村の「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付を受けている認可外保育施設（以下「認可外保育施設（証明書交付有）」という。）に入所し、月極160時間以上の契約をしている児童に係る、当該認可保育園等に入所した場合に負担すべき保育料と、認可外保育施設保育料又は補助基準額のいずれか低い金額との差額を補助します。</p> <p>② 0歳児から2歳児クラスの住民税非課税世帯の児童及び3歳児から5歳児クラスの児童</p> <p>子育てのための施設等利用給付認定を受けている児童に対し、区市町村の確認を受けた認可外保育施設を利用した場合に、子ども・子育て支援法施行令に定められた給付基準額を上限とする子育てのための施設等利用給付費（以下「施設等利用給付費」という。）を給付します。</p> <p>さらに、認可外保育施設（証明書交付有）と月極160時間以上の利用契約をしている児童に対し、認可外保育施設の保育料が子ども・子育て支援法施行令に定められた給付基準額を超えている金額について、認可外保育施設保育料又は補助基準額のいずれか低い金額を上乗せして補助します。</p> <p>(2) 補助基準額</p> <p>認可外保育施設（証明書交付有）と月極160時間以上の契約をしている場合</p> <p>① 0歳児～2歳児クラスの住民税課税世帯の児童 月額100,000円</p> <p>② 0歳児～2歳児クラスの住民税非課税世帯の児童 月額100,000円 (施設等利用給付費を含む)</p> <p>③ 3歳児～5歳児クラスの児童 月額 97,000円 (施設等利用給付費を含む)</p> <p>(参考)</p> <p>施設等利用給付費（子ども・子育て支援法による）</p> <p>① 0歳児～2歳児クラスの住民税非課税世帯の児童 月額 42,000円</p> <p>② 3歳児～5歳児クラスの児童 月額 37,000円</p>		

根拠法令等

子ども・子育て支援法
子ども・子育て支援法施行令
港区子ども・子育て支援法施行細則
港区認可外保育施設保育料補助金交付要綱

補助金名等

子育てのための施設等利用給付交付金
東京都認可外保育施設利用支援事業補助金

開始時期

平成28年4月1日 制度開始
令和元年10月1日 幼児教育・保育無償化により、子育てのための施設等利用給付費
への上乗せ補助へ変更

実績表

(1)認可外保育施設（証明書交付有）

区分		年度				
		30	元	2	3	4
対象児童 人数（人）	無償化前	322	297	-	-	-
	無償化後	-	474	562	819	1,090
交付金額（円）	無償化前	160,864,270	91,356,200	-	-	-
	無償化後	-	182,478,530	458,977,040	606,955,217	768,871,020

※無償化後の交付金額には、施設等利用給付費を含みます。

(2)認可外保育施設（証明書交付無）

区分		年度				
		30	元	2	3	4
対象児童 人数（人）	無償化前	-	-	-	-	-
	無償化後	-	129	198	191	222
交付金額（円）	無償化前	-	-	-	-	-
	無償化後	-	21,789,355	55,488,171	63,236,271	78,842,377

※無償化後の交付金額には、施設等利用給付費を含みます。

目 的

保育士等が保育の専門性を高めながら、やりがいを持って働くことができるよう、保育士等のキャリアアップに向けた取組に要する費用の一部を補助することにより、保育サービスの質の向上を図ります。

事業内容

(1) 対 象

国、地方公共団体以外の者が設置し、及び港区内に所在する次のいずれかに該当する施設又は事業とします。ただし、②イ又は②ウの事業のうち、従業員枠は港区及び港区外（東京都の区域内に限る。）に所在し、港区に居住する児童が利用する事業を補助対象とします。

- ① 子ども・子育て支援法第31条の規定により港区の確認を受け、適正な運営が確保されている、児童福祉法第39条第1項に規定する保育所（ただし、東京都保育士等キャリアアップ補助金交付要綱の交付対象施設は除く。）
- ② 子ども・子育て支援法第43条の規定により、港区の確認を受け、適正な運営が確保されている、次のいずれかに該当する事業
 - ア 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業
 - イ 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業
 - ウ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業
- ③ 東京都認証保育所事業実施要綱に規定する東京都認証保育所

(2) 補助対象経費

補助対象施設・事業に勤務する職員（非常勤職員を含み、経営に携わる法人等の役員である職員を除く。）の人件費のうち、賃金改善に要した費用

根拠法令等

港区保育士等キャリアアップ補助金交付要綱

補助金名等

保育士等キャリアアップ補助金

開始時期

平成27年4月1日

実績表

(単位：円)

年度	30	元	2	3	4
区分					
補助金額	414,284,000	450,861,000	473,941,000	464,656,000	476,471,000

目 的

特別保育事業、地域子育て支援事業等を地域の実情に応じて推進するため、当該事業の実施に要する費用の一部を補助することにより、港区の保育サービスの質の向上を図ります。

事業内容

(1) 対 象

区以外の者が設置する、港区内に所在する次のいずれかに該当する施設又は事業とします。ただし、②イ又は②ウの事業のうち従業員枠は、東京都内に所在し、港区に居住する児童が利用する事業を補助対象とします。

- ① 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所のうち、子ども・子育て支援法第31条の規定により区市町村の確認を受け、適正な運営が確保されている施設（ただし、東京都保育サービス推進事業補助金交付要綱の交付対象施設は除く。）
- ② 子ども・子育て支援法第43条の規定により区市町村の確認を受け、適正な運営が確保されている、次のいずれかに該当する事業
 - ア 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業
 - イ 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業
 - ウ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業

(2) 補助対象経費

補助対象施設・事業所の運営費

根拠法令等

港区保育サービス推進事業補助金交付要綱

補助金名等

保育サービス推進事業補助金

開始時期

平成27年4月1日

実績表

(単位：円)

年度	30	元	2	3	4
区分					
補助金額	107,789,000	131,462,000	138,144,000	145,049,000	154,504,000

保育力強化事業補助

所管課

—
保育課

目 的

事業者が行う区民の多様な保育ニーズに対応した取組に要する経費の一部を補助することにより、地域の実情に応じた保育サービスの向上を図ります。

事業内容

(1) 対 象

東京都認証保育所事業実施要綱に規定する東京都認証保育所

(2) 補助対象経費

補助対象施設の運営費

根拠法令等

港区保育力強化事業補助金交付要綱

補助金名等

保育力強化事業補助金

開始時期

平成27年4月1日

実績表

(単位：円)

年度	30	元	2	3	4
区分					
補助金額	14,934,000	16,506,000	14,319,000	17,294,000	15,070,000

目 的

保育従事職員用の宿舎の借り上げを行う港区内の保育施設等の設置者に対して、経費の一部の補助を行うことにより、保育人材の確保、定着及び離職防止を図ります。

事業内容

(1) 対 象

- ① 子ども・子育て支援法第31条の規定による港区の確認を受け、適正な運営が確保されている、児童福祉法第39条第1項に規定する認可保育所（私立及び指定管理者が管理する保育所に限る。）
- ② 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項に規定する認定こども園
- ③ 子ども・子育て支援法第43条の規定による港区の確認を受け、適正な運営が確保されている、次のいずれかに該当する事業
 - ア 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業
 - イ 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業
 - ウ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業
- ④ 東京都認証保育所事業実施要綱に規定する東京都認証保育所
- ⑤ 港区みなと保育サポート事業実施要綱に規定するみなと保育サポート
- ⑥ 港区保育室事業実施要綱に規定する港区保育室

(2) 補助対象経費

区内に存する保育施設等に勤務する常勤保育従事職員に必要な宿舎借り上げ費用（敷金を除く）。ただし、保育施設等の設置者が、入居者から宿舎使用料を徴収している場合は、当該金額を差し引いた額を補助対象経費とします。

(3) 補助上限額

- ① 区内宿舎 1戸あたり 月額98,000円
- ② 区外宿舎 1戸あたり 月額71,750円

根拠法令等

港区保育従事職員宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱

補助金名等

保育対策総合支援事業費補助金

東京都保育従事職員宿舎借り上げ支援事業補助金

開始時期

平成27年4月1日

実績表

(単位：円)

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
補助金額	528,492,000	802,525,000	979,795,000	1,044,623,000	1,044,500,000

目 的

地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材を保育に係る周辺業務に活用するための費用の一部を補助し、保育士の負担を軽減することによって、保育の体制を強化し、保育士の就業継続及び離職防止を図ります。

事業内容

(1) 対 象

保育支援者を配置する港区内に所在する施設で、次のいずれかに該当する施設

- ① 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所のうち、子ども・子育て支援法第31条第1項の規定による区長の確認を受け、適正な運営が確保されている施設
- ② 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う施設のうち、子ども・子育て支援法第43条第1項の規定による区長の確認を受け、適正な運営が確保されている施設
- ③ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業（利用定員6人以上のものに限る。）を行う施設のうち、子ども・子育て支援法第43条第1項の規定による区長の確認を受け、適正な運営が確保されている施設
- ④ 東京都認証保育所事業実施要綱に規定する東京都認証保育所

(2) 補助対象経費

平成26年4月1日以降、新たに補助対象施設に配置された保育士資格を有しない保育支援者にかかる人件費

(3) 補助上限額

- ① 保育所1か所当たり月額 145,000円
- ②～④ 保育所1か所当たり月額 45,000円

根拠法令等

港区保育体制強化事業補助金交付要綱

補助金名等

保育対策総合支援事業費補助金
保育体制強化事業費補助金

開始時期

平成27年4月1日

実績表

(単位：円)

年度	30	元	2	3	4
区分					
補助金額	9,600,000	12,346,000	9,104,000	11,797,000	25,897,000

目 的

賃貸物件を活用した保育所等を設置・運営する民間事業者に対し、建物賃借料の一部を補助することにより開設後の運営の安定化を支援します。

事業内容

(1) 対 象

- ① 児童福祉法（昭和22年法律164号。以下「法」という。）第35条第4項に規定する認可を受けて設置する法第39条第1項に規定する保育所
- ② 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う施設

(2) 補助対象経費

補助対象施設の建物賃借料

(3) 補助上限額

- ① 平成29年3月31日以前に開設した開設後5年以内の補助対象施設
39,375,000円／年（小規模保育事業の場合、19,687,500円／年）
- ② 平成29年3月31日以前に開設した開設後6年目以降の補助対象施設で建物賃借料が賃借料加算（公定価格）の額の3倍を超える補助対象施設
16,500,000円／年
- ③ 平成29年4月1日以降に開設した開設後10年以内の補助対象施設
39,375,000円／年（小規模保育事業の場合、19,687,500円／年）
- ④ 平成29年4月1日以降に開設した開設後11年目以降の補助対象施設で建物賃借料が賃借料加算（公定価格）の額の3倍を超える補助対象施設
16,500,000円／年

根拠法令等

港区認可保育所等建物賃借料補助金交付要綱

補助金名等

保育対策総合支援事業費補助金
保育所等賃借料補助事業補助金

開始時期

平成23年4月1日

実績表

(単位：円)

年度 区分	30	元	2	3	4
補助金額	521,263,000	641,700,000	844,348,000	950,782,000	1,021,661,000

新型コロナウイルス感染症による
認証保育所等登園自粛に伴う保育料等補助金

所管課

—
保育課

目 的

新型コロナウイルス感染症により、認証保育所及び認可外保育施設（以下「保育施設等」という。）に在籍する児童が、登園自粛要請期間において、保育施設等を登園自粛をした場合又は認証保育所が新型コロナウイルス感染症による臨時休園をした場合において、保護者の保育料を休園日数に応じて減免した認証保育所又は保護者に対し、当該減免した金額を補助することにより、保護者の負担を軽減し、もって認可保育園等と保育施設等との保育料負担の公平を図り、新型コロナウイルスの感染の拡大を防止することを目的とします。

事業内容

(1) 登園自粛に対する補助

保育施設等に在籍する児童が、新型コロナウイルス感染症による登園自粛要請期間において、保育施設等の登園自粛をした場合に、自粛日数に応じて算出した金額を保護者又は認証保育所に対して補助します。

(2) 臨時休園に対する補助

認証保育所が新型コロナウイルス感染症による臨時休園をした場合において、臨時休園の日数に応じ、認証保育所が保護者に減免した保育料日割額を認証保育所に対して補助します。

根拠法令等

港区新型コロナウイルス感染症による認証保育所等登園自粛に伴う保育料等補助金
交付要綱

補助金名等

新型コロナウイルス感染症による保育施設等の臨時休園等に対する支援事業補助金

開始時期

令和2年4月1日

実績表

年度	2	3	4
区分			
対象児童延人数（人）	877	173	106
補助金額（円）	21,407,247	2,736,552	1,053,180

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止物品等 購入費補助	所管課	— 保育課
<p>目 的 私立認可保育所等に対し、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費のほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に資する物品等を購入するための経費の全部又は一部を補助することにより、園内における感染拡大防止の徹底を図り、もって、児童及び職員の安全を確保することを目的とします。</p> <p>事業内容</p> <p>(1) 対 象 港区内に所在する次のいずれかに該当する施設であって、国及び地方公共団体以外のものが設置した施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 子ども・子育て支援法第31条の規定により港区の確認を受け、適正な運営が確保されている、児童福祉法第39条第1項に規定する保育所 ② 子ども・子育て支援法第43条の規定により港区の確認を受け、適正な運営が確保されている、次のいずれかに該当する事業を行う事業所 <ul style="list-style-type: none"> ア 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業 イ 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業 ウ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業 ③ 東京都認証保育所事業実施要綱に規定する東京都認証保育所 ④ 港区病児保育実施要綱第2条に規定する施設 ⑤ 子ども・子育て支援法第58条の2の規定により港区の確認を受け、適正な運営が確保されている、児童福祉法第59条の2に規定する届出が出された施設（③に規定する東京都認証保育所を除く。）、企業主導型保育事業費補助金実施要綱に規定する事業を行う施設、又は認可外保育施設に対する指導監督要綱第3条に規定する指導監督基準の要件を満たす旨の証明書を東京都若しくは道府県等から交付された施設（③に規定する東京都認証保育所を除く。） <p>(2) 補助対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 法人の給与規定等に基づき支払われる新型コロナウイルス感染症に係る手当又は新型コロナウイルス感染症に係る一時金 ② 施設の感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入に係る経費 ③ ①②に加え、マスク、消毒液等の衛生用品及び感染防止のための備品の購入並びに補助対象施設の消毒に係る経費 <p>根拠法令等 港区私立認可保育所等新型コロナウイルス感染症感染拡大防止物品等購入費補助要綱</p> <p>補助金名等 保育対策総合支援事業費補助金 子ども・子育て支援交付金</p> <p>開始時期 令和2年3月</p>		

実績表

(単位：円)

年度 区分	元	2	3	4
補助金額	8,702,484	60,707,780	36,766,115	34,497,192

子ども家庭支援センター

子ども家庭支援センター	所管課	—
		子ども家庭支援センター

目 的

子ども及び家庭に対する総合的な支援を行うことにより、区民が安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに成長することができる環境の形成を図ります。

事業内容

- (1) 子ども及び家庭に係る総合相談に関すること
- (2) 子ども及び家庭の支援に係るサービスの提供及び調整に関すること
- (3) 子ども及び家庭の支援に係る情報の提供に関すること
- (4) 子ども及び家庭の支援に係る活動の推進に関すること
- (5) 子ども及び家庭並びにそれらを支援する者の相互交流に関すること
- (6) 子どもに対する虐待の防止等に関すること
- (7) 関係機関との連携及び調整に関すること
- (8) 子ども家庭支援センターの施設の利用に関すること

根拠法令等

港区立子ども家庭支援センター条例
 港区立子ども家庭支援センター多目的室登録要綱
 港区立子ども家庭支援センター多目的室運営要綱
 港区要保護児童対策地域協議会設置要綱

補助金名等

児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金
 東京都子供家庭支援区市町村包括補助事業補助金

開始時期

平成17年10月31日

実績表

区 分		年 度				
		30	元	2	3	4
親子ふれあい広場利用者数(人)		20,603	16,557	4,035	12,655	17,276
子 育 て 講 座 等	開催回数(回)	173	122	5	719	785
	参加者(人・組)	6,151	4,631	94	5,161	6,593
子ども家庭支援センター 専門相談	保健師(件)	542	442	352	278	330
	心理士(件)	1,241	1,129	1,303	1,437	1,487

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、親子ふれあい広場の利用を令和2年3月28日から令和2年6月18日まで、子育て講座等を令和2年3月から10月まで休止しました。
 ※令和3年度から子育て講座等の参加者の単位を人から組に変更しました。

目 的

港区要保護児童対策地域協議会を設置し、児童に関する地域の様々な関係機関が連携することで、児童虐待の防止や要保護児童等の早期発見及び適切な支援を図ります。

事業内容

- (1) 要保護児童等の状況把握と、適切な保護・支援に係る関係機関の情報共有に関すること
- (2) 関係機関の対応力強化のための研究・研修等に関すること
- (3) 児童虐待防止推進の啓発に関すること
- (4) 居住実態不明児童の状況把握と調査・対応に関すること

根拠法令等

児童福祉法
 児童虐待の防止等に関する法律
 港区要保護児童対策地域協議会設置要綱

補助金名等

子ども・子育て支援交付金
 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金
 東京都子供家庭支援区市町村包括補助事業補助金

開始時期

平成18年7月3日（子ども虐待防止セーフティネットワーク事業から移行）

実績表

- (1) 相談内容別件数（当該年度新規受理分） （単位：件）

内容	30	元	2	3	4
児童虐待相談	514	750	1,025	1,075	867
養護その他の相談	222	185	176	339	326
保健相談	5	0	0	3	2
障害相談	9	8	17	26	23
非行相談	8	4	1	5	1
育成相談	518	485	441	562	552
その他	1	8	3	38	20
合計	1,277	1,440	1,663	2,048	1,791

- (2) 実績表(1)の児童虐待相談の内訳 （単位：件）

種類	30	元	2	3	4
身体的虐待	165(32)	252(29)	245(36)	294(42)	201(19)
ネグレクト	175(91)	188(91)	203(82)	173(62)	139(31)
心理的虐待	172(22)	305(22)	570(68)	608(38)	520(24)
性的虐待	2(2)	5(4)	7(3)	0	7(1)
合計	514	750	1,025	1,075	867

※()内は、児童虐待非該当件数。令和4年度の児童虐待非該当件数は令和5年4月末日時点のものです。

- (3) 港区児童虐待防止講演会・養育家庭体験発表会の参加者数 （単位：人）

年度	30	元	2
参加者数	805	856	66

※令和2年度及び令和3年度の港区児童虐待防止講演会は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しています。

※令和3年度から、養育家庭体験発表会は、港区児童相談所の担当業務となっています。

目 的

養育支援が必要と判断した世帯に対して、養育に関する専門的な指導及び助言に基づき、必要な支援を行うことにより、当該家庭の福祉の増進及び適切な養育の実施を確保することを図ります。

事業内容

- (1) 食事の準備
- (2) 住居の掃除及び整理整頓
- (3) 衣類の洗濯
- (4) 食材及び生活必需品の買い物
- (5) 通院や健診等の付添い
- (6) 育児
- (7) 育児、栄養及び発達に係る相談及び指導
- (8) その他区長が特に必要と認めた支援

対 象

- (1) 若年の妊婦及び妊婦健康診査未受診や望まない妊娠等の妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭
- (2) 養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭
- (3) 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭等、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭
- (4) 児童が不登校、引きこもり等の問題を抱えている家庭
- (5) 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により、児童が復帰した後の家庭
- (6) その他区長が必要と認めた家庭

利用者負担金額

階層区分		利用者負担金額
		1時間
A	生活保護受給世帯	0円
B	住民税非課税世帯	375円
C	上記以外の世帯	750円

根拠法令等

- 児童福祉法
- 港区養育支援訪問事業運営要綱

補助金名等

子ども・子育て支援交付金

東京都子供家庭支援区市町村包括補助事業補助金

※令和2年度から食事支援を強化

開始時期

平成20年4月1日

実績表

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
対象世帯数（世帯）	18	13	10	5	8
派遣回数（回）	295	258	167	103	108

産前産後家事・育児支援事業	所管課	—
		子ども家庭支援センター

目 的

家事、育児等について支援を必要とする妊娠中又は出産後の家庭に対して、一定の期間、「ホームヘルパー」または、産前産後の母子専門の支援員「産後ドゥーラ」が訪問し、必要な家事及び育児支援を行うことにより、当該家庭の福祉の増進及び適切な養育の実施を確保することを図ります。

また、産前産後の母子専門支援員（産後ドゥーラ）の養成講座の受講に係る費用の一部を補助することにより、区の母子保健に関する事業に従事する産後ドゥーラを確保し、家庭の福祉の増進及び適切な養育の実施を確保することを図ります。

事業内容

(1) 産前産後家事・育児支援事業

① 対象及び訪問時間

(ア) 妊娠中及び子が1歳未満の家庭は合計128時間（内、産後ドゥーラは15時間）まで

(イ) 1歳から2歳未満の子がいる家庭は合計48時間まで

(ウ) 2歳から3歳未満の子がいる家庭は合計48時間まで

(エ) 多胎妊娠にあつては、子1人につき上記（ア）～（ウ）の時間を乗じます

(オ) 流産又は死産を経験した、出産予定日から1年以内の者のいる家庭は合計128時間まで

② 支援内容

(ア) 家事支援

家事の経験及び能力を有するホームヘルパーが居宅を訪問し、家事支援を行うサービス

- ・ 食事の準備
- ・ 住居の清掃及び整理整頓
- ・ 衣類の洗濯
- ・ 食材及び生活必需品の買い物
- ・ 健診の付添い

(イ) 産後ドゥーラ

産前産後における母子に対する支援に関する専門家が居宅を訪問し、心身のケア、育児の支援その他必要な支援を行うサービス

- ・ 産後における生活設計の相談
- ・ 授乳時の見守り
- ・ 沐浴の援助
- ・ 子育て相談
- ・ ②(ア)に掲げるサービス

③ 利用料金

(ア) 単胎家庭

ア 家事支援

階層区分		利用料金		
		2時間	3時間	4時間
A	生活保護受給世帯	0円	0円	0円
B	住民税非課税世帯	750円	1,125円	1,500円
C	上記以外の世帯	1,500円	2,250円	3,000円

イ 産後ドゥーラ

階層区分		利用料金		
		2時間	3時間	4時間
A	生活保護受給世帯	0円	0円	0円
B	住民税非課税世帯	1,000円	1,500円	2,000円
C	上記以外の世帯	2,000円	3,000円	4,000円

(イ)多胎家庭 (家事支援・産後ドゥーラ)

階層区分		利用料金		
		2時間	3時間	4時間
A	生活保護受給世帯	0円	0円	0円
B	住民税非課税世帯	500円	750円	1,000円
C	上記以外の世帯	1,000円	1,500円	2,000円

(2) 母子専門支援員養成講座受講費助成事業

① 対象

次に掲げる要件を全て満たす人

(ア) 産後ドゥーラの認定を受けていること

(イ) 港区産前産後家事・育児支援事業実施要綱第5条に規定する事業者で産後ドゥーラとして登録していること

(ウ) 助成金の交付決定をした日又は区の母子保健に関する事業に従事を開始した日のうちどちらか遅い日から1年以上、区が実施する母子保健事業に産後ドゥーラとして従事する意思があること

② 助成対象経費

産後ドゥーラ養成講座の受講料

③ 助成金額

助成対象者1人につき20万円

根拠法令等

港区産前産後家事・育児支援事業実施要綱
港区母子専門支援員養成講座受講費助成要綱

補助金名等

母子保健衛生費国庫補助金
東京都子供家庭支援区市町村包括補助事業補助金
とうきょうママパパ応援事業補助金

開始時期

平成29年4月1日

※平成28年度まで養育支援訪問事業の中で妊娠出産時家庭ホームヘルプサービスとして実施

※母子専門支援員養成講座受講費助成事業は令和3年4月1日から開始

実績表

区 分 \ 年 度	30	元	2	3	4
登録世帯数（世帯）	801	807	695	813	1,408
家事支援派遣回数（回）	3,894	4,181	3,600	3,701	5,510
産後ドゥーラ派遣回数（回）	573	651	424	867	1,112
母子専門支援員養成講座助成人数（人）				9	9

目 的

保護者が、疾病や出産、夜間の仕事等により児童を一時的に養育することが困難になった場合に、区が指定する児童福祉施設等で短期的に養育することにより、区民の子育て支援と児童福祉の向上を図ります。

事業内容

(1) ショートステイ事業

① 内 容

保護者が、疾病、出産、出張やその他身体、精神、環境上の理由などにより、家庭において児童を養育することが一時的にできなくなった場合、6泊7日を上限として児童を預かる宿泊型の一時保育を行います。利用料は1日3,000円です（住民税非課税世帯は半額、生活保護受給世帯は無料）。

また、保護者の強い育児疲れや不適切な養育状態などにより、虐待のおそれやリスクがみられる家庭については、最長14日間までの要支援家庭を対象としたショートステイ事業を実施します。

② 実施施設

施設名	利用対象年齢
麻布乳児院	生後7日から4歳未満
東京都済生会中央病院附属乳児院	生後5日から1歳未満
みなと子育て応援プラザPokke	生後10か月から中学3年生（15歳以下）

※要支援家庭を対象としたショートステイ事業は、みなと子育て応援プラザPokkeのみ実施。

(2) トワイライトステイ事業

① 内 容

保護者が、仕事その他の理由により、夜間に不在となり家庭において子どもを養育することができなくなった場合、その他の緊急の場合に預かります。利用時間は、午後5時から午後10時までで、利用料は1回あたり月～土曜2,000円、日曜・祝日は2,500円です（住民税非課税世帯は半額、生活保護受給世帯は無料）。

② 実施施設

施設名	利用対象年齢
みなと子育て応援プラザPokke	生後6か月から中学3年生（15歳以下）

根拠法令等

児童福祉法

港区乳幼児等ショートステイ事業実施要綱

港区トワイライトステイ事業実施要綱

補助金名等

子ども・子育て支援交付金

東京都子供家庭支援区市町村包括補助事業補助金

開始時期

平成13年4月16日

実績表

(単位：日)

区分	年度	30	元	2	3	4
ショートステイ事業 (麻布乳児院)		631	562	166	266	349
ショートステイ事業 (東京都済生会中央病院附属乳児院)					151	277
ショートステイ事業 (みなと子育て応援プラザ Pokke)		1,195	1,380	1,420	1,140	1,316
要支援家庭を対象とした ショートステイ事業		90	104	22	2	12
トワイライトステイ事業		1,146	1,032	488	677	907

※ショートステイ事業（東京都済生会中央病院附属乳児院）は、令和3年から開始。

育児サポート事業（育児サポート子むすび）

所管課

子ども家庭支援センター

目 的

協力会員と利用会員を組織化し、相互に援助活動を行うことにより、仕事と育児の両立及び地域の子育て支援等のための環境整備を図ります。

事業内容

住民相互のつながりを広げ、地域全体で子どもの成長を支え、育児の支援が必要な人（利用会員）と育児の協力をする人（協力会員）をむすび、子育て支援を行います。

(1) 対象児童

0歳から小学校6年生までの児童

(2) 利用会員

区内在住・在勤の育児サポートを必要とする人

(3) 協力会員

この事業に熱意のある18歳以上（高校生不可）で育児支援活動に協力できる人

(4) サポート料

1時間800円（交通費・児童の食事・おやつ代等の実費は利用会員負担）

※同時に複数の児童が利用する場合、2人目以降のサポート料を1時間400円とします。

根拠法令等

児童福祉法

港区育児サポート事業実施要綱

補助金名等

子ども・子育て支援交付金

開始時期

平成13年1月4日

実績表

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
利用会員（人）	1,079	1,378	801	1,039	746
協力会員（人）	105	130	129	139	122
両方会員（人）	9	12	8	8	8
活動件数（件）	5,657	5,290	3,026	3,509	2,870
総活動時間（時間）	6,381	5,480	3,128	3,672	2,993

子育てひろば等事業（あっぴい）

所管課

各総合支所管理課

子ども家庭支援センター

目 的

地域の子育て家庭の保護者とその子どもが集える場を提供し、親子の相互交流の促進及び育児不安等に関する相談、援助等を行う子育てひろば事業を実施することにより、子育て・子育てができる環境を整備し、地域の子育て支援機能の充実を図ります。また、保護者の社会参加やリフレッシュなど理由を問わず乳幼児を一時的に預かる港区乳幼児一時預かり事業を実施することにより、当該乳幼児の保護者の子育てを支援するとともに、乳幼児の健全な育成を図ります。

事業内容

(1) 対 象

① 子育てひろば

区内に在住するおおむね3歳未満の児童及びその保護者

② 乳幼児一時預かり

生後4か月から小学校就学前までの児童

（乳幼児一時預かり事業は、あっぴい台場を除く各施設で実施。）

(2) 利用時間

施設名	子育てひろば	乳幼児一時預かり
あっぴい台場	午前11時～午後6時	
あっぴい麻布	午前10時～午後6時	午前8時30分～午後6時30分
あっぴい港南		
あっぴい港南四丁目		
あっぴい新橋		
あっぴい西麻布		
あっぴい芝浦		
あっぴい赤坂		
あっぴい白金台		

(3) 利用料

① 子育てひろば 無料

② 乳幼児一時預かり

月～土曜 500円/1時間 日曜・祝日 600円/1時間

※区内在住の多胎児で、同時に複数の児童が利用する場合、2人目以降の利用料を無料とします。

根拠法令等

児童福祉法

港区子育てひろば事業実施要綱

港区乳幼児一時預かり事業実施要綱

補助金名等

子ども・子育て支援交付金
一時預かり事業・定期利用保育事業費補助金

開始時期

平成20年8月20日

実績表

(1) 子育てひろば利用者数 (単位：人)

施設名 \ 年度	30	元	2	3	4
あっぴい台場 (定員20組)	7,878	7,581	2,494	3,708	3,684
あっぴい麻布 (定員35組)	20,936	19,060	2,759	5,567	10,504
あっぴい港南 (定員10組)	3,762	3,496	1,108	1,419	1,615
あっぴい港南四丁目 (定員20組)	10,822	13,826	4,726	7,022	5,791
あっぴい新橋 (定員20組)	6,036	6,586	1,173	1,272	2,458
あっぴい西麻布 (定員20組)	15,334	13,009	1,787	2,519	3,027
あっぴい芝浦 (定員50組)	31,406	28,788	7,936	15,144	20,372
あっぴい赤坂 (定員20組)	13,058	12,983	2,304	3,864	4,827
あっぴい白金台 (定員20組)	9,957	9,803	3,621	5,713	5,400

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、子育てひろばの利用を令和2年3月28日から令和2年6月18日まで休止しました。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年6月19日から令和3年11月7日まで、時間と人数等一部利用を制限し、予約制で実施しました。

(2) 乳幼児一時預かり利用者数 (単位：人)

施設名 \ 年度	30	元	2	3	4
あっぴい麻布 (定員15人)	5,300	5,194	3,225	3,251	4,200
あっぴい港南 (定員14人)	2,234	2,398	2,076	2,663	2,211
あっぴい港南四丁目 (定員12人)					1,009
あっぴい新橋 (定員30人)	5,342	5,920	3,744	5,018	4,762
あっぴい西麻布 (定員18人)	5,191	4,567	2,055	2,010	2,693
あっぴい芝浦 (定員35人)	11,462	11,890	8,587	9,940	11,858
あっぴい赤坂 (定員20人)	4,444	5,793	3,036	3,182	2,806
あっぴい白金台 (定員20人)	2,242	2,468	1,984	2,398	1,847

※あっぴい港南四丁目乳幼児一時預かり事業は、令和4年5月20日に開始しました。

※令和3年4月から、子育てひろば等事業(あっぴい)は子ども家庭支援センターから各総合支所管理課へ移管しました。

みなと子育てサポートハウス事業
(子育てひろば「あい・ぽーと」)

所管課

—
子ども家庭支援センター

目 的

親子で自由に遊べるつどいの広場や、理由を問わずに子どもを預かる一時保育等の実施により、区民の子育て支援のニーズに対応するとともに、子育てを支援する人材を育成することで、地域における子育て交流拠点の充実を図ります。

事業内容

(1) 子育て支援事業

つどいの広場事業、一時保育事業、相談事業、各種講座開催事業、子育て関連情報提供・交流事業

※利用には会員登録が必要です。

(子ども1人当たりの年会費：区内在住者、在勤・在学者500円、区外在住者1,000円。)

※一時保育事業の利用料は、未就学児は1時間800円～、小学生は1時間500円～です。区内在住の小学校就学前の多胎児で、同時に複数の児童が利用する場合、2人目以降の利用料を無料とします。

(2) 地域の交流拠点事業

子育て・家族支援者の人材育成事業、子育てネットワーク事業、三世代園芸交流事業

根拠法令等

児童福祉法

みなと子育てサポートハウス事業実施要綱

補助金名等

子ども・子育て支援交付金

一時預かり事業・定期利用保育事業費補助金

開始時期

平成15年9月16日

実績表

(単位：人)

年度 区分	30	元	2	3	4
つどいの広場事業 「ひだまり」利用者	25,332	22,866	7,315	7,763	13,440
一時保育事業 「あおば」利用者	7,456	7,886	3,774	3,241	4,765

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、つどいの広場「ひだまり」の利用を令和2年3月28日から6月18日まで休止しました。令和2年6月19日から令和3年11月7日まで、時間と人数等一部利用を制限し、予約制で実施しました。

目 的

保護者の事情により、一時的に保育が必要となる場合に、児童の自宅等に保育者を派遣して保育を行うなど、子育て家庭における多様な保育ニーズに応えることで、保護者の仕事と子育ての両立の支援及び児童の健全な育成を図ります。

事業内容

利用者、保育者ともに登録による会員制とし、会員登録後、保育者（支援会員）を紹介します。支援会員は、港区子育て支援員研修事業において養成した子育て・家族支援者です。

(1) 子どもの対象年齢

区内在住で、原則として生後7日以降から小学校6年生までの児童

(2) 支援内容

保護者の傷病、社会参加やリフレッシュ等理由を問わず、支援会員が一時的な保育を行います。

なお、一時保育には以下の内容を含みます。

- ① 保育園、幼稚園、学童クラブ、小学校等の送迎
- ② 生後7日から28日までの乳児の保育（新生児保育）
- ③ 病気からの回復期にある児童の保育（病後児保育）

(3) 利用料金

1時間900円から

※きょうだいと同時に利用する場合、2人目以降の利用料を半額とします。

※小学校就学前の多胎児が同時に本事業を利用する場合、2人目以降の利用料を無料とします。

※病後児保育、新生児保育について、生活保護受給世帯等は利用料金の全額、住民税非課税世帯は利用料金の1/2の助成を受けることができます（1か月10,000円を上限とします）。

根拠法令等

港区派遣型一時保育事業実施要綱

補助金名等

東京都子供家庭支援区市町村包括補助事業補助金

開始時期

平成18年4月1日

実績表

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
利用会員（人）	2,091	2,169	2,082	2,049	2,105
協力会員（人）	297	300	308	315	315
両方会員（人）	0	3	7	9	10
活動件数（件）	13,500	12,497	9,534	12,971	11,794

目 的

子育てに関する様々なニーズに応えるサービスを提供することにより、保護者の子育てを支援するとともに、児童の健全な育成を図ります。

事業内容

(1) 子育てひろば事業

乳幼児親子が気軽に楽しめ、ゆったりと過ごすことができる場所の提供を行います。また、友だちづくりや情報の交換、各種講座への参加ができます。利用には会員登録が必要です。

対象は0歳から3歳の子どもと保護者で、利用時間は午前9時30分から午後4時30分（第2、4、5日曜日、原則第4火曜日、年末年始は休業日）、定員は25組です。利用料は無料です。

(2) 乳幼児一時預かり事業

保護者の社会参加や、リフレッシュなど、理由を問わず子どもを預かり保育をします。利用には会員登録が必要です。

対象は生後4か月から6歳（就学前）までで、利用時間は午前7時15分から午後8時15分（月1回（原則第4火曜日）、年末年始は休業日）、定員は20人です。利用料は、4時間以内は2,000～3,000円で、4時間を超える1時間ごとに500～700円追加となります（利用料以外に別途昼食500円、おやつ100円、夕食500円がかかります）。区内在住の多胎児で同時に複数の児童が利用する場合、2人目以降の利用料を無料とします。

(3) コミュニティカフェ

子育て世代だけでなく、Pokke近辺の在住者・在勤者等が気軽にくつろぎ、交流できるカフェです。月3回（第1～第3火曜日）、正午から午後4時（午後3時30分ラストオーダー）まで運営しています。

根拠法令等

児童福祉法

みなと子育て応援プラザ事業補助金交付要綱

補助金名等

子ども・子育て支援交付金

一時預かり事業・定期利用保育事業費補助金

開始時期

平成20年10月30日

延べ利用者数

(単位：人)

区分	年度	30	元	2	3	4
子育てひろば事業		22,859	19,685	8,669	13,635	17,859
乳幼児一時預かり事業		5,513	5,234	3,734	5,312	5,068

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、子育てひろばの利用を令和2年3月28日から6月18日まで休止しました。令和2年6月19日から令和3年11月7日まで、時間と人数等一部利用を制限し、予約制で実施しました。

※本事業は、令和3年度末で廃止となりました。

令和4年4月から港区子ども・おとな・地域みなトーク事業として実施しています。

目 的

子育て当事者、子育て支援者、学生等が共にネットワークを作り、多様な課題提起と対話の場を提供することで、港区の子育て・子育て環境の充実を図ります。

事業内容

(1) 港区地域こぞって子育て懇談会

子育てに関するテーマごとに分科会に分かれ、それぞれの立場や経験に基づき、意見交換や活動の報告をします。懇談会をきっかけに横のつながりができ、地域でのネットワークづくりに生かされています。

(2) 港区地域こぞってネットワーク会議

港区の中で、子どもたちの育ちを応援しようという同じ目的を持つ関係機関・団体等が直接顔を合わせることで、互いの活動を知り、協働の可能性を広げます。

(3) 実行委員会

港区地域こぞって子育て懇談会を運営するため、子育て当事者、子育て支援者、学生から実行委員を募り、年間を通じて定期的に実行委員会を実施しています。

開始時期

平成16年度

実績表

(単位：人)

区分 \ 年度	29	30	元	2	3
港区地域こぞって 子育て懇談会参加者数	106	98	230	86	80
港区地域こぞって ネットワーク会議 参加者数	86	77	75	37	46
実行委員数	25	31	24	21	23

※令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、実行委員会、ネットワーク会議、懇談会はオンラインで開催しました。

港区子ども・おとな・地域みなトーク事業

所管課

—
子ども家庭支援センター

目 的

子ども、子育て支援者、子育て当事者、地域が事業を通して、対話の場を設けることで、世代を超えた地域のネットワークを構築し、港区の子育て・子育て環境向上を目指します。

事業内容

子ども、子育て、地域等に関するテーマを毎年度設定し、テーマに沿って、世代を超えた多様な参加者が懇談します。

懇談の最後には、参加者が世代を超えた多様な人との対話を通して得た気持ち、学びを共有します。その中から、子ども・子育て支援に結びつく意見、課題を見出し提議します。

開始時期

令和4年度

実績表

(単位：人)

区分	年 度	
		4
港区子ども・おとな・地域 みなトーク事業参加者数		24

目 的

子どもからの相談を24時間受け付け、子どもの困りごとや不安、悩み等に寄り添い、子どもと一緒に解決策を考える等、現状に即した対応ができるよう相談体制の充実を図ります。

事業内容

(1) 対 象

港区に住む18歳未満の児童

(2) 相談の方法

登録した電子メールアドレスからシステムを利用して、相談に係る内容を送信します。

(3) 相談に対する回答

相談を受信した場合は、原則3日以内（遅くとも1週間以内）に回答を作成し、送信します。

根拠法令等

港区みなと相談ねっと事業運営要綱

開始時期

平成26年6月30日

実績表

(1) 学年別相談件数

(単位：件)

年度	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3	合計
30	0	0	1	11	5	5	10	16	7	1	0	0	56
元	0	0	6	6	10	4	4	5	9	0	1	4	49
2	0	1	0	7	2	4	4	15	18	3	2	1	57
3	1	0	5	10	1	3	3	4	3	0	0	0	30
4	0	1	1	4	8	0	3	13	0	1	0	0	31

(2) 相談内容別件数

(単位：件)

年度	相談 虐待 身体	虐待 心理	虐待 性	ネグ レクト	不登 校	性格 行動	心の 悩み	友達 関係	いじ め	学校 関係	勉強 成績	進路	親子 関係	兄弟 関係	体・ 健康	その 他	合計
30	1	1	0	0	0	7	7	13	5	6	5	2	6	0	3	0	56
元	0	3	0	0	0	0	7	13	8	4	3	0	4	4	1	2	49
2	1	1	0	0	0	3	17	8	1	5	3	0	14	2	2	0	57
3	0	0	0	0	0	3	5	10	0	6	0	0	1	1	3	1	30
4	0	0	0	0	0	3	7	5	0	3	1	2	8	1	1	0	31

(3) 延べ相談回数

(単位：回)

回数	年度	30	元	2	3	4
延べ相談回数		566	259	449	134	231

(4) 相談者数・アカウント登録者数

(単位：人)

区分	年度	30	元	2	3	4
相談者数		25	49	45	30	20
総登録者数		127	152	184	205	249

目 的

おとなからの子育て相談を24時間受け付け、子育て中の悩みや不安に寄り添い、相談者と一緒に解決策を考え、現状に即した対応ができるよう相談体制の充実を図ります。

事業内容

(1) 対 象

港区に住む18歳未満の児童の保護者と妊婦

(2) 相談の方法

登録した電子メールアドレスからシステムを利用して、相談に係る内容を送信します。

(3) 相談に対する回答

相談を受信した場合は、原則3日以内（遅くとも1週間以内）に回答を作成し、送信します。

根拠法令等

港区みなと相談ねっと事業運営要綱

開始時期

令和2年9月1日

実績表

(1) 相談の種類別件数

(単位：件)

相談 年度	授乳	発育	(離乳食含む) 食事	睡眠	健康	からだのこと	生活リズム	(言語を含む) 発達	不登校	学業・進路	友達関係	思春期	子どもの行動	親子関係	兄弟姉妹関係	その他	合計
2	5	6	6	3	2	3	3	7	3	2	3	1	17	13	0	8	82
3	13	10	17	12	6	7	5	9	4	6	3	3	35	19	1	25	175
4	9	16	7	4	1	2	7	12	2	6	8	3	22	29	0	19	147

(2) 延べ相談・回答回数

(単位：回)

年度	延べ相談回数	延べ回答回数			合計
		保健師	心理士	相談員	
2	205	53	140	0	398
3	443	140	278	0	861
4	351	111	211	5	678

(3) 相談者数・アカウント登録者数

(単位：人)

区分 \ 年度	2	3	4
相談者数	65	111	104
総登録者数	107	248	377

目 的

パートタイム勤務、育児短時間勤務利用者等、児童の保護者の就労形態が多様化する中で、家庭における保育が困難となる児童に対し、原則として1日8時間以内で1か月160時間を上限に、必要に応じた保育を行うことで、安心して子育てができる環境の整備と児童福祉の増進を図ります。

事業内容

(1) 事業の種類

定期利用保育	保護者の短時間勤務、職業訓練、就学等により、家庭における育児が困難となり、原則として平均週1日以上保育が必要となる児童を対象として実施する保育
スポット利用保育	保護者の短時間勤務、職業訓練、就学等により、家庭における育児が困難となり、不定期に保育が必要となる児童を対象として実施する保育

(2) 対 象

区内在住で、児童福祉法第24条の規定による保育の実施の対象となり、かつ同条に基づく保育の実施がされていない、生後4か月から小学校就学前の集団保育が可能な児童

(3) 運営実施日、運営時間

日曜日、祝日、年始（1月2日、3日）を除く毎日
午前7時15分から午後6時15分

(4) 利 用 料

利用時間	利用料（円）
①4時間未満	1,100
②4時間以上6時間未満	1,650
③6時間以上8時間以下	2,200

※生活保護受給世帯及び住民税非課税世帯は、定期利用保育及びスポット利用保育の利用料が免除になります。

※生計を同一にしている兄又は姉がいる場合、定期利用保育の利用料が免除になります。

※当年度分（4月分から8月分までの利用料については前年度分）の区市町村民税のうち、所得割課税額が77,101円未満であり生計を一にするひとり親世帯等の場合、定期利用保育の利用料が免除になります。

根拠法令等

港区みなと保育サポート事業実施要綱

補助金名等

一時預かり事業・定期利用保育事業費補助金

開始時期

平成24年4月1日

実績表

(単位：人)

施設名	30		元		2		3		4	
	定 期 利用者数	スポット 利用者数	定 期 利用者数	スポット 利用者数	定 期 利用者数	スポット 利用者数	定 期 利用者数	スポット 利用者数	定 期 利用者数	スポット 利用者数
みなと保育サポート 白金 (定員27人)	5,191	120	3,617	301	2,312	483	2,257	496	2,401	353
みなと保育サポート 港南四丁目 (定員20人)	3,070	297	2,543	456	1,873	390	2,189	783	1,885	913
みなと保育サポート 東麻布 (定員20人)	4,150	261	3,501	183	2,753	207	2,571	153	2,297	166
みなと保育サポート 赤坂 (定員20人)	3,462	339	3,857	371	3,554	468	3,781	553	3,600	306
みなと保育サポート 白金台 (定員20人)	2,270	201	3,359	142	2,545	275	2,795	43	2,504	77

※令和3年4月から、みなと保育サポート事業は子ども家庭支援センターから各総合支所管理課へ移管しました。

目 的

認可外保育施設等を利用する児童の保護者に対して、施設等利用費を支給することにより、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

事業内容

(1) 対象者

区内に居住し、教育・保育給付認定または施設等利用給付認定を受けている0歳児～2歳児の住民税非課税世帯の児童または3歳児～5歳児の児童

※認可保育園、認定こども園、港区保育室を利用している場合は、本制度の助成対象外です。

(2) 対象経費

次のいずれかの事業を利用した際の保育に要した経費

一時預かり事業（あっぴい、あい・ぽーと（一時保育「あおば」）、みなと子育て応援プラザPokke）、みなと保育サポート事業、派遣型一時保育事業、育児サポート子むすび

(3) 支給上限額

- | | |
|-----------------------|-----------|
| ① 0歳児～2歳児の住民税非課税世帯の児童 | 月額42,000円 |
| ② 3歳児～5歳児の児童 | 月額37,000円 |

根拠法令等

子ども・子育て支援法

子ども・子育て支援法施行令

港区子ども・子育て支援法施行細則

港区幼児教育・保育の無償化に係る認可外保育施設等利用費支給要綱

補助金名等

子育てのための施設等利用給付交付金

開始時期

令和元年10月1日

実績表

区分 \ 年度	元	2	3	4
延人数（人）	15	34	32	39
支給額（円）	587,400	1,130,150	819,160	884,781

港区実施事業における参加者のための一時保育

所管課

—
子ども家庭支援センター

目 的

区が実施する講演会、地域説明会等の事業への区民参加の促進を図り、男女平等参画社会の実現及び子ども・子育て支援に役立てます。

事業内容

区が実施する審議会、説明会、講習会等の事業において、おおむね4か月以上の未就学児を対象に一時保育を行います。

根拠法令等

港区実施事業における参加者のための一時保育者登録要綱

開始時期

平成17年4月1日

実績表

(単位：回)

年度 区分	30	元	2	3	4
保育実施回数	413	435	194	240	231

子育てコーディネーター事業
(利用者支援事業・基本型)

所管課

—
子ども家庭支援センター

目 的

児童及びその保護者、妊娠中の人教育・保育施設をはじめ、子育て支援事業を確実、かつ円滑に利用できるよう両者をつなぐ支援を行うことで、子どもが健やかに成長できる地域社会の実現を図ります。

事業内容

利用者支援専門員(子育てコーディネーター)が、利用者の個別のニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談を行うことにより、教育・保育施設や地域の子ども・子育て支援事業等を利用できるよう支援します。

(1) 実施施設

- ① 子ども家庭支援センター
- ② 子育てひろば「あい・ぽーと」

(2) 対 象

- ① 区内に居住する18歳未満の児童及びその保護者
- ② 区内に居住する妊婦
- ③ 区内に居住し、子育てに関する相談、情報提供等を必要とする人

(3) 実施時間

月曜から土曜 午前10時から午後5時まで ※年末年始を除く

根拠法令等

子ども・子育て支援法
港区子育てコーディネーター事業実施要綱

補助金名等

子ども・子育て支援交付金

開始時期

平成27年4月1日

実績表

(単位:件)

年度	30	元	2	3	4
実施施設					
子ども家庭支援センター	2,702	2,897	1,645	2,629	1,737
子育てひろば「あい・ぽーと」	2,526	2,416	1,453	1,535	1,034
計	5,228	5,313	3,098	4,164	2,771

出産・子育て応援メール配信

所管課

—
子ども家庭支援センター

目 的

確かな知識と情報を区からの「応援メール」として発信することにより、子育て家庭の孤立化を防ぎ、安心して出産・子育てができるように支援します。

事業内容

妊娠期から子どもが3歳になるまでの家族（登録者）へ、出産、子育てに役立つ情報を定期的に配信します。

それぞれの時期に利用できる区のサービスを紹介します。

配信回数

- (1) 妊娠期 毎日
- (2) 出産後 ① 100日まで 毎日
② 2歳未満まで 週2回程度
③ 3歳未満まで 月2回程度

補助金名等

東京都子供家庭支援区市町村包括補助事業補助金

開始時期

平成28年3月1日

実績表

(単位：件)

登録アドレス数	年度	30	元	2	3	4
妊 娠 期		144	195	260	166	136
出 産 後		1,597	1,480	1,455	1,462	1,269
計		1,741	1,675	1,715	1,628	1,405

※登録アドレス数は3月末日現在の登録数です。

港区子育て支援員研修事業	所管課	—
		子ども家庭支援センター

目 的

子ども・子育て支援法に基づいて、子ども・子育て支援に係る仕事に関心を持ち、子ども・子育て支援に係る事業に従事することを希望する人に対し、必要となる知識、技能等を習得するための子育て支援員研修を実施し、子ども・子育て支援の担い手の資質の確保を図ります。

事業内容

(1) 対 象

① 地域保育コース

「一時預かり事業」、「派遣型一時保育」及び「育児サポート子むすび」（ファミリー・サポート・センター事業）の活動に従事を希望する人。

② 地域子育て支援コース

地域保育コース事業での活動経験をもとに、港区内の「地域子育て支援拠点事業」（子育てひろば）、「利用者支援事業」（あい・ぽーと、子ども家庭支援センターでの子育てコーディネーター事業）に従事を希望する人（②については①の修了者が対象となります）。

(2) 研修内容

① 地域保育コース

基本研修と共通科目、一時預かり事業研修を履修します。また、専門員研修として、派遣型一時保育事業、育児サポート子むすび「ファミリー・サポート・センター事業」研修を履修します。

② 地域子育て支援コース

地域保育コース修了者が対象です。専門研修として地域子育て支援拠点事業研修もしくは利用者支援事業（基本型）を履修します。

③ バックアップ研修

各コースの修了者について、実践を通じて生じた問題への解決、知識、技能の維持・向上を図ることを目的として各コースに応じた内容で月に1回以上行います（地域子育て支援コース修了者のうち、利用者支援事業・基本型（専任職員）修了者についても別途月1回実施）。

④ その他

平成27年度までみなと子育てサポートハウス事業で実施してきた子育て・家族支援者養成講座履修者は、国の示す「子育て支援員研修」のカリキュラムを満たしているため、確認研修を実施し、その資格コースの修了者としています。

根拠法令等

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 子育て支援員研修事業実施要綱
港区子育て支援員研修事業実施要綱

補助金名等

子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金

開始時期

平成28年4月1日

実績表

(単位：人)

コース名		年度	30	元	2	3	4
① 地域保育コース	一時預かり事業		76	30	49	42	35
	(再掲)ファミリー・サポート・センター事業		74	26	48	41	35
② 地域子育て支援コース	地域子育て支援拠点事業		12	-	-	-	-

※令和元年度から令和4年度は、地域子育て支援コースを実施しませんでした。

親支援プログラム	所管課	—
		子ども家庭支援センター

目 的

区民に身近な場所で「親支援プログラム」を実施することにより、主に在宅で子育てをしている親同士が悩みを共有しながら、子どもの発達や親の役割、子育ての方法を学び、自信をつけていくよう支援します。また、その後に地域の仲間づくりにつなげることで、養育環境の向上を図ります。

事業内容

ファシリテーターと共に、少人数の保護者のグループの中で自らの子育てを振り返りながら、自信をもって安心して子育てができる方法を考え合う、6～9回の連続講座です。

講座ごとに子どもの対象年齢が異なります。受講対象は、対象年齢の子どもを養育している保護者です。

実施場所 子ども中高生プラザ、子ども家庭支援センター等

補助金名等

東京都子供家庭支援区市町村包括補助事業補助金

開始時期

平成28年度

実績表

延べ講座実施回数

区分		年度				
		30	元	2	3	4
講座名	ノーバディーズ・パーフェクト	5回 (5施設)	5回 (5施設)	0回 (0施設)	3回 (3施設)	3回 (3施設)
	ポジティブ・ディシプリン	1回 (1施設)	1回 (1施設)	0回 (0施設)	1回 (1施設)	1回 (1施設)

※回数は一連の講座の実施回数。一連の講座の回数は施設により異なります。

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止としました。

目 的

出産直後において家族等から母体の回復及び育児に係る援助を受けることができない等の理由により、体調不良や子育てに対して強い不安や孤立感を抱えるなど特に支援を要する母子に対して、病院、助産院等に宿泊して適切な支援を行い、虐待の未然防止を図ります。

事業内容

病院、助産院等に宿泊する母子へ、母体及び乳児のケア、授乳指導、育児相談等を行います。

(1) 対 象

区内に在住する生後4か月未満の乳児及びその母親で、この事業による支援が必要と区長が認める人

(2) 利用期間

最長6泊7日まで

(3) 利用回数

同一母子一組につき1回

(4) 支援内容

- ① 母体の健康状態のチェック及び産後の生活面の指導
- ② 乳児の健康状態及び体重のチェック
- ③ 育児相談
- ④ 母乳に関する相談及び授乳方法指導
- ⑤ 沐浴指導
- ⑥ 食事の提供
- ⑦ その他区長が必要と認める事項

根拠法令等

港区産後要支援母子ショートステイ事業実施要綱

開始時期

平成30年4月1日

実績表

年度	30	元	2	3	4
区分					
利用人数(組)	4	2	1	0	2
利用日数(日)	26	14	7	0	11

医学業務及び親子支援カウンセリング業務事業

所管課

子ども家庭支援センター

目 的

要保護・要支援児童の保護者に対して、医療機関と連携し、専門的な心理教育的プログラムやトラウマインフォームドケアに基づく心理面接を実施することで、子どもの発達や気持ちに合わせた適切な関わりが持てるよう支援を行い、親子関係の改善を図り、虐待の深刻化や重症化を防ぎます。

事業内容

- (1) CAREグループの実施
- (2) 親子支援カウンセリング業務
- (3) 職員に対する医学的見地からの助言並びに指導

補助金名等

児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金

開始時期

平成31年4月

実績表

事業 \ 年度	2	3	4
CAREグループの実施	2回1クールを 3クール実施	2回1クールを 3クール実施	2回1クールを 3クール実施
親子支援カウンセリング業務	毎月4日 年48日実施	年100日実施	年100日実施
職員に対する医学的見地からの助言並びに指導	毎月1回 年12回実施	毎月1回 年12回実施	毎月1回 年12回実施

*令和2年度までの事業名は、『医療機関と連携した保護者支援プログラム事業』

家庭福祉相談

所管課

—
子ども家庭支援センター

目 的

家庭相談員を配置し、家庭内で発生する様々な問題に対し相談を行い、家庭生活の健全化を図ります。

事業内容

- (1) 内 容
相談、関係機関の情報紹介等
- (2) 相談場所
子ども家庭支援センター

根拠法令等

港区家庭相談実施要綱

開始時期

昭和59年4月1日

実績表

相談の状況

(単位：件)

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
人間関係	91	64	64	88	71
身分関係	96	56	56	68	61
経 済	99	77	35	25	14
そ の 他	95	95	10	24	7
合 計	381	292	165	205	153

母子・父子福祉相談

所管課

—
子ども家庭支援センター

目 的

母子・父子自立支援員を配置し、自立に努める母子・父子家庭の母及び父並びに寡婦の相談に応じ、必要な情報提供及び支援を行うことで、安定した生活と自立の支援を図ります。

事業内容

(1) 内 容

一般生活相談、資金貸付

(2) 対 象 者

母子及び父子並びに寡婦

(3) 相談場所

子ども家庭支援センター

根拠法令等

母子及び父子並びに寡婦福祉法

開始時期

昭和40年4月1日

実績表

相 談 の 状 況

(単位：件)

区 分 \ 年 度	30	元	2	3	4
生 活 一 般 (住宅を含む)	558	448	306	243	246
児 童	130	93	11	15	14
経済的支援・生活援護	429	342	202	240	151
そ の 他	3,707	3,530	1,319	3	2
合 計	4,824	4,413	1,838	501	413

目 的

婦人相談員を配置し、社会生活を営むうえで、困難な問題を抱えている女性の相談に応じ、必要な保護、援助を行うことで、安定した生活と自立の支援を図ります。

事業内容

- (1) 内 容
一般生活相談、資金貸付等
- (2) 相談場所
子ども家庭支援センター

根拠法令等

売春防止法
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

開始時期

昭和40年4月1日

実績表

相 談 の 状 況

(単位：件)

区 分 \ 年 度	30	元	2	3	4
福 祉 資 金 の 貸 付	0	0	0	2	1
施 設 入 所	0	0	0	0	0
就 業	0	0	1	0	0
結 婚	0	0	1	0	0
家 庭 へ 帰 宅	1	1	1	4	2
福 祉 事 務 所 へ 移 送	1	1	0	0	0
婦 人 相 談 所 へ 移 送	0	0	3	6	0
他 府 県 の 婦 人 相 談 所	0	0	2	2	0
そ の 他 関 係 施 設 へ 移 送	1	4	25	12	16
指 導 助 言 の み	291	246	176	418	188
そ の 他	350	266	544	251	409
計	644	518	753	695	616

母子及び父子福祉資金の貸付

所管課

—
子ども家庭支援センター

目 的

母子・父子家庭の母又は父と子に各種資金の貸付を行い、経済的自立と生活意欲の助長を図ります。

事業内容

(1) 貸付対象

都内に6か月以上居住し、現に港区内に住所を有する母子・父子家庭の母又は父で、20歳未満の子を扶養している人

(2) 貸付金の種類

事業開始資金ほか全12種類（貸付の状況参照）

根拠法令等

母子及び父子並びに寡婦福祉法

東京都母子及び父子福祉資金貸付条例（平成12年度から特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例）

開始時期

昭和28年4月1日

実績表

貸付の状況

(貸付額単位：円)

区 分	30		元		2		3		4	
	件数	貸付額	件数	貸付額	件数	貸付額	件数	貸付額	件数	貸付額
事業開始資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業継続資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
技能習得資金	0	0	0	0	1	816,000	0	0	0	0
修業資金	2	1,632,000	2	1,020,000	1	816,000	0	0	0	0
就職支度資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療介護資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
住宅資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
転宅資金	0	0	0	0	0	0	1	165,000	2	438,800
結婚資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修学資金	17	12,509,760	11	8,751,000	10	5,172,000	6	3,630,540	5	4,184,000
就学支度資金	0	0	0	0	1	304,500	2	412,000	2	788,440
計	19	14,141,760	13	9,771,000	13	7,108,500	9	4,207,540	9	5,411,240

母子生活支援施設

所管課

—
子ども家庭支援センター

目 的

住宅・育児・就労など様々な問題を抱える母子家庭を母子生活支援施設において保護するとともに、母への就労支援や子どもの保育、公営住宅入居の情報提供などを行い、母子家庭の安定した生活と自立の支援を図ります。

事業内容

(1) 支援内容

居室の提供、母子支援員による生活指導等

(2) 対象者

配偶者のいない女性、又はこれに準ずる事情にある女性で、その養育している児童が生活上の問題を抱えているなどの理由により十分な養育ができない人

(3) 使用料

母子生活支援施設等徴収金基準額表の本人が属する世帯区分による負担月額
0～255,300円

(4) 費用負担

光熱水費等実費相当額

根拠法令等

児童福祉法

港区児童福祉法施行細則

補助金名等

児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金

開始時期

昭和37年10月1日

実績表

入所の状況

年度 区分	30		元		2		3		4	
	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員
入所数	1(0)	2	3(2)	8	4(1)	10	11(8)	31	6(1)	17

※()内は新規入所措置数で内数です。

入院助産	所管課	—
		子ども家庭支援センター

目 的

経済的理由により入院できない状況にある妊産婦を対象に、指定助産施設で助産を行うことで、保健上必要である入院をして出産する機会の保障を図ります。

事業内容

(1) 内 容

出産費用の助成

(2) 対 象

- ① 生活保護世帯・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯
- ② 当該年度分（4月から6月までの申請については、前年度分）の所属世帯全員の特別区民税又は市町村民税が非課税の世帯で健康保険法等の規定に基づく、出産一時金が40万4千円未満の人
- ③ 当該年度（4月から6月までについては、前年度）に支払った特別区民税所得割又は市町村民税所得割の額が19,000円以下の世帯で、健康保険法等の規定に基づく、出産一時金が40万4千円未満の人

(3) 費用負担額

母子生活支援施設等徴収金基準額表の本人が属する世帯区分による負担額
0～9,000円

根拠法令等

児童福祉法

港区児童福祉法施行細則

港区入院助産事務取扱要綱

補助金名等

児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金

開始時期

昭和40年4月1日

実績表

申 請 の 状 況

(単位：人)

区分	30		元		2		3		4	
	都立病院	その他	都立病院	その他	都立病院	その他	都立病院	その他	都立病院	その他
人 員	0(0)	0(0)	1(1)	0(0)	1(1)	2(2)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)

※()内は入所措置数で内数です。

ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業	所管課	—
		子ども家庭支援センター

目 的

ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金を支給することにより、就業をより効果的にするための主体的な能力開発の取組や学び直しを支援し、ひとり親家庭の経済的自立の促進を図ります。

事業内容

	(1)自立支援教育訓練給付金	(2)高等学校卒業程度 認定試験合格支援給付金
対象者	(1)港区内に住所を有し、児童扶養手当を受給しているか同等の所得水準にある20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の父又は母 (2)(1)及びひとり親家庭の父又は母に扶養されている児童	
講座	・雇用保険制度の指定教育訓練講座 ・国から指定された就業に結びつく可能性の高い講座	・高卒認定試験の合格を目指す講座
支給額	①一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の支給を受けることができない人は、受講のために支払った経費の60/100(200,000円限度)。 ②専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない人は、受講のために支払った額の60/100(修学年数×400,000円又は1,600,000円を限度)。 ③①及び②以外の方は、①及び②の額から教育訓練給付金を差し引いた額。 ※12,000円を超えない場合は支給しない。	①受講開始時に受講開始のために支払った費用の30%相当額(75,000円を限度)。 ②受講のために支払った費用の40%相当額(①の額を差し引いた額で100,000円を限度)。 ③合格後、受講のために支払った費用の20%相当額(①、②及び③の合計額が150,000円を超える場合は150,000円を限度)。

根拠法令等

母子及び父子並びに寡婦福祉法
港区ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱

補助金名等

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金

開始時期

平成16年4月1日

実績表

年度	30	元	2	3	4
区分					
件数(件)	1	2	1	2	2
支給額(円)	194,400	83,280	165,000	182,192	176,200

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業

所管課

子ども家庭支援センター

目 的

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金を支給し、修業訓練中における生活の負担を軽減することにより、資格取得を容易にし、ひとり親家庭の経済的自立の促進を図ります。

事業内容

(1) 内 容

ひとり親家庭の父又は母が、対象資格の取得のため1年以上の養成機関に修学する場合、高等職業訓練促進給付金を支給します。

(2) 対 象 者

港区内に住所を有し、児童扶養手当を受給しているか同様の所得水準にある20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の父又は母

(3) 対象資格

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、保健師
助産師、理容師、美容師、歯科衛生士、社会福祉士、製菓衛生師、調理師
シスコシステムズ認定資格、LP I 認定資格 等

(4) 支 給 額

月額 100,000円又は70,500円
最終年度 月額 140,000円又は110,500円
修了支援給付金 50,000円又は25,000円
支給期間は48月が上限

根拠法令等

母子及び父子並びに寡婦福祉法
港区ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱

補助金名等

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金

開始時期

平成16年4月1日

実 績 表

年度 区 分	30	元	2	3	4
件 数 (件)	4	4	3	3	2
支給額 (円)	4,850,000	4,850,000	2,550,000	4,130,000	1,880,000

ひとり親家庭ホームヘルプサービス

所管課

—
子ども家庭支援センター

目 的

支援を必要とする小学生以下の児童のいるひとり親家庭にホームヘルパーやベビーシッターを派遣し、必要な援助を行うことにより、ひとり親家庭の福祉の増進を図ります。

事業内容

(1) 内 容

ひとり親家庭の生活に必要なもののうち、直接的、日常的なものに限る

(2) 派遣時間

午前7時から午後10時の間、1回当たり2時間以上4時間まで（1時間単位）

1か月当たりの最大利用時間

小学校就学前の児童がいる場合 48時間

小学校1年生から3年生までの児童がいる場合 36時間

他の対象者は 24時間

(3) 費用負担

親の前年の所得により、1時間につき0円～1,290円

根拠法令等

港区ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業運営要綱

開始時期

昭和57年度

実績表

派 遣 状 況

区 分 \ 年 度	30	元	2	3	4
利用回数(回)	4,957	4,545	4,397	7,490	8,439
登録世帯数(世帯)	81	93	74	111	106

母子等緊急一時保護事業

所管課

—
子ども家庭支援センター

目 的

緊急に保護を必要とする母子や女性等が、適当な施設に入所できない場合において、指定施設で一時的な保護、相談及び指導を行い、適切な処遇が講ぜられるまでの間の応急的な措置を図ります。

事業内容

(1) 対 象

区内在住又は区内に避難してきた母子や女性等で、緊急に保護を必要とする人

(2) 費用負担

食費等実費相当額

根拠法令等

児童福祉法

港区母子等緊急一時保護事業実施要綱

補助金名等

東京都子供家庭支援区市町村包括補助事業補助金

開始時期

平成7年4月1日

実 績 表

入 所 の 状 況

年 度 区 分	30		元		2		3		4	
	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員
保 護 数	8	16	5	13	7	12	10	21	11	17

DV被害者支援活動補助金交付

所管課

—
子ども家庭支援センター

目 的

配偶者等からの暴力（DV）を受けた被害者専用のシェルターやステップハウス（DVシェルター等）を運営し、DV被害者の支援活動を行う団体に対し、活動に要する経費の一部を補助することで、DV被害者の安全で安心できる生活環境を確保し、生活の再建を図ります。

事業内容

(1) 対 象

区内に活動拠点を置き、DV被害者の支援活動を行う団体

(2) 補助金額

補助の対象となる1か月当たりの経費の3/4

年間上限額1室につき180万円（補助対象事業の実施期間が12月に満たない場合は、補助対象事業を行わない期間1月ごとに15万円を補助限度額から減額する）で予算の範囲内とする。

根拠法令等

港区DV被害者支援活動補助金交付要綱

開始時期

令和2年4月1日

実績表

区分 \ 年度	2	3	4
申請団体数	1	1	1
補助金額（円）	1,329,000	1,240,000	1,595,000

DV加害者更生プログラム利用助成金交付

所管課

—
子ども家庭支援センター

目 的

配偶者等に対し、身体への暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を行う者（DV加害者）の更生を促すために民間団体が実施するDV加害者更生プログラムの利用に係る経費の一部を助成することにより、DV加害者の更生を促し、配偶者に対する暴力の根絶を図ります。

事業内容

(1) 対 象

区内に住所を有するDV加害者と配偶者

（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）

(2) 助成金額

DV加害者更生プログラムの事前相談に係る経費

一人当たり1万2千円を上限とする

根拠法令等

港区DV加害者更生プログラム利用助成金交付要綱

開始時期

令和2年4月1日

実績表

年度 区分	2	3	4
申請人数（人）	1	2	0
補助金額（円）	12,000	16,500	0

目 的

離婚を考えている親又は既に離婚した親に対し、弁護士による法律相談を受ける機会を提供することにより、養育費及び面会交流の取決め等について、子どもの福祉及び利益の確保の視点に立って考えることができるように支援を図ります。

事業内容

(1) 対 象

離婚を考えている親又は既に離婚した親

(2) 実施方法

- ① 実施日時 毎月第3水曜日の午後1時から午後4時まで
- ② 実施場所 子ども家庭支援センター
- ③ 相談担当員 弁護士
- ④ 相談形式 面談
- ⑤ 相談方法 事前の予約制
- ⑥ 相談回数 1事案につき1回まで
- ⑦ 相談時間 1回につき45分

(3) 法律相談の内容

- ① 子どもの親権に関すること。
- ② 養育費の取決め及び履行の確保に関すること。
- ③ 面会交流の取決め及び履行の確保に関すること。
- ④ その他離婚前後の親を持つ子どもの支援に関し必要なこと。

(4) 法律相談の費用

無料

根拠法令等

港区離婚前後の弁護士相談実施要綱

補助金名等

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金

開始時期

令和2年4月1日

実績表

年度	2	3	4
区分			
相談件数(件)	4	12	19

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年10月から予約受付を開始しました。

目 的

離婚を考えている親、離婚後の親等を対象として、裁判外紛争解決手続（ADR）の利用料の一部を助成することにより、離婚後の養育費、面会交流等に関する取決め及び養育費の確保を支援し、親の離婚による子どもの心理的負担の軽減及び安定した生活の確保を図ります。

事業内容

離婚後の養育費、面会交流等に関する取決めをするため、弁護士会又は法務大臣の認証を受けた認証事業者が実施する、「裁判外紛争解決手続（ADR）」の利用にかかる料金を助成します。

(1) 助成対象経費と助成金額

離婚後の養育費、面会交流等に関する取決めをするため、弁護士会又は法務大臣の認証を受けた認証事業者が行う裁判外紛争解決手続（ADR）を利用した際に支払った次の助成対象経費の合計について、5万円を上限に助成します。

【助成対象経費】

- ・ ADRの申立者及びその相手方が負担する申込料、依頼料に相当する費用
- ・ 申立者及びその相手方が負担する1回目の調停期日費用

※助成金は交付決定を受けた申請者（＝申立者）に対して交付するため、相手方の費用は、申立者が代わりに負担した場合のみ助成することができます。

(2) 対象者

次のすべての要件に該当する人

- ① 区内に住所を有する18歳未満の子どもと同居している親
- ② 養育費、面会交流等に関する取決めをするためにADRを利用すること。
- ③ 過去に、この裁判外紛争解決手続（ADR）利用助成を受けたことがないこと。

根拠法令等

港区離婚前後の親の支援推進助成金交付要綱

補助金名等

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金

養育費確保支援事業補助金

開始時期

令和2年4月1日

実績表

年度	2	3	4
区分			
相談件数（件）	9	4	4
成立件数（件）	3	2	1
助成金額（円）	132,000	88,000	5,500

目 的

離婚を考えている親、離婚後の親等を対象として、離婚後の養育費の確保を支援することで、親の離婚による子どもの心理的負担の軽減及び安定した生活の確保を図ります。

事業内容

民間事業者（養育費保証会社）が実施する、「養育費の支払いを保証するサービス」の利用にかかる料金を助成します。

(1) 助成対象経費と助成金額

養育費の受取者が、養育費保証会社と養育費保証契約を締結する際に必要となる初回保証料を、5万円を上限に助成します。

(2) 対象者

次のすべての要件に該当する人

- ① 区内に住所を有する18歳未満の子どもと同居している親
- ② 養育費の取決めに関する書面があること。
- ③ 過去にこの利用助成を受けたことがないこと。

根拠法令等

港区離婚前後の親の支援推進助成金交付要綱

補助金名等

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金
 養育費確保支援事業補助金

開始時期

令和2年4月1日

実績表

年度 区分	2	3	4
相談件数（件）	6	1	4
成立件数（件）	0	0	3
助成金額（円）	0	0	117,000

目 的

親が離婚し、又は別居した後も引き続き子どもが両親のどちらとも関わる事ができる環境を作り、両親から愛されていることを実感することができるように、面会交流の円滑な実施を図ります。

事業内容

(1) 対象者

次のすべての要件に該当する人

- ① 区内に住所を有する中学生までの子どもと同居している親
- ② 面会交流の取決めに関する書面があり、別居親との間で本事業の利用について合意がされていること。
- ③ 同居親又は別居親による暴力行為又は子どもに対する虐待行為を行うおそれのないこと。
- ④ 別居親及び第三者による連れ去り又は連れ去りを企図するおそれがないこと。
- ⑤ 面会交流を継続するために同居親及び別居親が協力することが出来ること。
- ⑥ 過去にこの利用助成を受けたことがないこと。
- ⑦ その他面会交流支援計画書等で定めた面会交流のルールを遵守することが出来ること。

(2) 内 容

- ① 電話相談
- ② 事前面接と面会交流支援計画書の作成
事業利用決定日から起算して3か月を経過する日まで
- ③ 試行
事業利用決定日から起算して面会交流の取決めに係る家庭裁判所の調停期日又は3か月を経過する日まで
- ④ 面会交流支援
面会交流支援計画書の作成が成立した日の属する月の翌月1日から起算して12か月を経過する日まで。1か月1回最大12回まで

根拠法令等

港区面会交流コーディネーター事業実施要綱

補助金名等

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金

開始時期

令和2年4月1日

実績表

区分 \ 年度	2	3	4
相談件数(件)	3	2	1
利用開始件数(件)	3	1	1

五十音順索引

あ		新型コロナウイルス感染症対策	
遊び場対策本部運営	54	子どもの居所提供事業	39
い		新型コロナウイルス感染症による	
医学業務及び親子支援カウンセリング業務事業	149	認証保育所等登園自粛に伴う保育料等補助金	113
育児サポート事業(育児サポート子むすび)	128	せ	
一時保育	92	青少年関係団体指導者等賠償責任保険	
え		(ボランティア保険)	60
エンジョイ・セレクト事業	75	青少年対策地区委員会活動支援	57
お		青少年問題協議会	56
おとなの子育て相談ねっと	137	て	
親支援プログラム	147	DV加害者更生プログラム利用助成金交付	161
か		DV被害者支援活動補助金交付	160
学童クラブ	47	と	
学童クラブ児童見守りシステム	51	都営交通の無料乗車券の交付	73
家庭福祉相談	150	特別児童扶養手当	66
き		こ	
居宅訪問型保育事業	91	入院助産	155
緊急一時保育	93	乳児院等の指導検査	38
け		認可外保育施設等利用費助成	141
結婚支援	74	認可外保育施設の指導検査	37
こ		認可外保育施設保育料補助金	105
高校生の居場所づくり	50	認証保育所保育料助成	104
子育てコーディネーター事業(利用者支援事業・基本型)	143	認証保育所補助	102
子育てひろば等事業(あつぱい)	129	認定こども園	88
子ども医療費助成	69	ね	
子ども会活動助成	59	年末保育	94
子ども家庭支援センター	119	は	
子ども・子育て会議	32	派遣型一時保育事業	132
子どもの孤食解消と保護者支援推進事業	62	二十歳(はたち)のつどい	52
子ども110番事業	53	ひ	
コミュニティバス乗車券の発行	72	ひきこもり対策	61
さ		ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業	157
裁判外紛争解決手続(ADR)利用助成	163	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業	156
産後要支援母子ショートステイ事業	148	ひとり親家庭等医療費助成	70
産前産後家事・育児支援事業	123	ひとり親家庭ホームヘルプサービス	158
し		病児・病後児保育	96
児童育成手当(育成手当)	67	ぼ	
児童育成手当(障害手当)	68	保育園	83
児童館・子ども中高生プラザ・児童高齢者交流プラザ等	43	保育園であそぼう	98
児童館週末施設開放	46	保育コンシェルジュ	95
児童施設災害時等緊急メール配信サービス	31	保育サービス推進事業補助	108
児童手当・特例給付	63	保育施設建物賃借料補助事業	112
児童福祉施設等整備費補助	34	保育士等キャリアアップ補助	107
児童福祉審議会	33	保育従事職員宿舍借り上げ支援事業	110
児童扶養手当	64	保育所等の指導検査	36
出産・子育て応援メール配信	144	保育体制強化事業補助	111
出産費用助成	71	保育力強化事業補助	109
小規模保育事業	90	放課GO→クラブ	48
女性福祉相談	152	訪問型病児・病後児保育利用料助成	97
ショートステイ・トワイライトステイ事業	126	母子及び父子福祉資金の貸付	153
私立保育所振興等助成	100	母子生活支援施設	154
私立保育所特別助成	101	母子等緊急一時保護事業	159
新型コロナウイルス感染症感染拡大防止		母子・父子福祉相談	151
物品等購入費補助	114	ま	
		マッチング事業	35

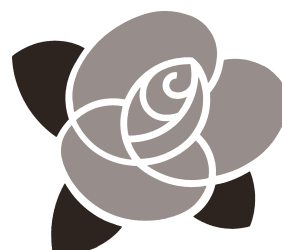
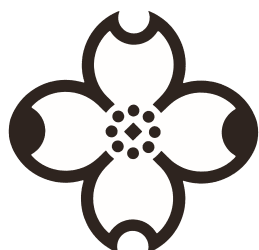
☐		
み		
	みなとキャンプ村	55
	港区子育て応援商品券事業	76
	港区子育て支援員研修事業	145
	港区子育て世帯等臨時特別支援事業	77
	港区子ども・おとな・地域みなトーク事業	135
	港区実施事業における参加者のための一時保育	142
	港区地域こぞって子育て懇談会	134
	港区低所得の子育て世帯に対する子育て世帯 生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)	79
	港区低所得の子育て世帯に対する子育て世帯 生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)	78
	港区保育室事業	89
	みなと子育て応援プラザ事業(Pokke)	133
	みなと子育てサポートハウス事業 (子育てひろば「あい・ぽーと」)	131
	みなと子ども相談ねっと	136
	みなと保育サポート事業	139
☐		
め		
	面会交流コーディネート事業	165
☐		
よ		
	養育支援訪問事業	121
	養育費保証利用助成	164
	要保護児童対策地域協議会事業	120
☐		
り		
	離婚前後の弁護士相談	162

港区「区の木・区の花」

区の木 ハナミズキ

区の花 アジサイ

区の花 バラ



発行番号 2023086-4800

港 区 の 子 ど も ・ 家 庭 支 援

—令和5年度（2023年度）版 事業概要—

令和5年（2023年）8月発行

編集・発行 港区子ども家庭支援部

東京都港区芝公園1-5-25

Tel 03 (3578) 2111代表



港区は、みどりの保全とごみの減量に努めています。
この印刷物は、古紙を活用した再生紙を使用しています。

